

第5期 島本町地域福祉計画 (案)

- ▶自殺対策計画
- ▶ひとり親家庭等自立促進計画
- ▶再犯防止推進計画
- ▶成年後見制度利用促進計画 を包む

令和7（2025）年3月
島本町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 地域福祉とは	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の位置づけと期間	10
4. 計画の策定体制	12
5. 計画の推進体制	13
第2章 島本町の現状と課題	14
1. 人口動態	14
2. 高齢者に関する動向	15
3. 障害者に関する動向	17
4. 地域活動等に関する動向	19
5. 自殺に関する動向	22
6. ひとり親家庭に関する動向	25
7. 再犯防止に関する動向	29
8. 権利擁護に関する動向	31
9. 前回計画の評価	33
第3章 計画の基本理念、施策体系	38
1. 計画の基本理念	38
2. 施策体系	39
3. 重層的支援体制の構築について	41
第4章 基本目標と施策の展開	44
基本目標1 包括的・重層的な支援体制をつくる	44
1-1 包括的な相談支援体制の構築	44
1-2 誰一人取り残さない支援・サービスの充実	47
基本目標2 つながり支え合う、安心・安全な地域をつくる	49
2-1 交流と地域活動・公益活動の推進	49
2-2 見守り・助け合いの地域福祉活動の推進	51
2-3 緊急時・災害時の支援の充実	54
2-4 安心・安全な生活環境づくり	56

基本目標3 地域福祉を支える心と人を育てる	58
3-1 人権意識、福祉意識の向上	58
3-2 地域福祉を支える人材の育成・確保	60
基本目標4 暮らしといのちをまもる（自殺防止対策計画）	62
4-1 生活困窮者支援の推進	62
4-2 自殺予防のための体制整備・人材育成	65
4-3 いのちを守る教育・啓発の推進	67
4-4 自殺予防にかかる相談・支援の充実	69
基本目標5 ひとり親家庭等への支援を推進する（ひとり親家庭等自立促進計画）	72
5-1 相談支援・情報提供・就労支援の充実	72
5-2 子育て・教育支援の充実	75
5-3 生活支援・経済的支援の充実	77
基本目標6 防犯・更生保護を推進する（再犯防止推進計画）	79
6-1 防犯・更生保護活動などの推進	79
6-2 再犯防止に向けた支援	81
基本目標7 権利擁護を推進する（成年後見制度利用促進計画）	83
7-1 権利擁護の推進	83
7-2 成年後見制度利用促進のための体制整備	86
資料編	88
1. 島本町地域福祉審議会 委員名簿	88
2. 島本町地域福祉審議会 開催経過	89
3. 島本町地域福祉審議会条例	90
4. 用語説明	92

第1章 計画の概要

1. 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

「福祉」という言葉は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉のような「行政等によるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」というイメージを持たれがちですが、すべての人に等しくもたらされるべき「幸せ」を表す言葉でもあります。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の多様化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。

また、地域社会を見渡すと、ひとり暮らしの高齢者や、子育てに悩む人、障害者等、支援を必要としている人及びその家族等、手を差し伸べるべき人がたくさんいます。こうした一人ひとりのニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現できるようにするためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要です。

このように、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくるため、地域住民、ボランティア、NPO、事業者、行政及び社会福祉協議会等が協力し、一体となって互いに助け合い、支え合うことで、誰もが暮らしやすい地域づくりを実現しようというのが地域福祉の考え方です。

また、今回、本計画に包含する自殺対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画についても、地域における気づきや、地域が一体となって進める包括的な支援が重要です。

(2) 「自助」「互助・共助」「公助」で進める地域福祉

地域福祉計画は、地域福祉を推進する上で、人と人のつながりに重点を置き、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

この計画を推進していくためには、地域住民、ボランティア、NPO、事業者、行政、社会福祉協議会等がお互いの役割の中で協力関係を構築し、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせながら取り組んでいくことが重要となります。同様の考えのもと、自殺対策の分野でも取組を進めることが有効であると考えられます。

■「自助」「互助・共助」「公助」とは

自助

- 主体：住民（自分・家族）
- 内容：自分でできることを自分や家族で行う
- 自助の例：イベントや活動への参加、災害時の備品準備、健康の保持等

互助 共助

- 主体：地域（自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア団体等）
- 内容：支え合いの取組を地域で協力して行う
- 互助・共助の例：声かけ・見守り活動、自治会活動、自主防災組織等

公助

- 主体：行政（町、警察、消防等の行政機関）
- 内容：公的なサービスを提供する
- 公助の例：各種サービスの提供、活動の場や機会の整備、情報提供等

2. 計画策定の背景

(1) 国の動向

ア 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、地域住民が安心して生活できる社会を実現するための計画で、福祉サービスの提供や地域社会の支援体制を整備することを目的としています。これまで法制度の改正等により、この計画の枠組みや内容が強化されてきました。

まず、平成12（2000）年に施行された「社会福祉法」に基づき、市町村による地域福祉計画の策定（任意）が規定されました。この法律は、地域福祉の推進を目的としており、住民の福祉ニーズに応じたサービス提供を目指すものです。

その後、平成23（2011）年の社会福祉法改正では、地域包括ケアシステムの構築が強調されました。これにより、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となった地域福祉の実現が推進されました。また、地域の特性に応じた福祉サービスの提供が求められるようになり、地域福祉計画の内容も多様化しました。

さらに、令和2（2020）年の社会福祉法改正では、地域福祉計画の策定における住民参加が一層強調されました。住民参加型の計画策定が推奨され、地域住民が主体的に福祉活動に関わることが促進されています。また、地域包括ケアシステムのさらなる推進が図られ、医療と福祉の連携が強化されています。

これらの法制度改正と計画の進展により、「地域福祉計画」は地域住民の福祉ニーズに応じた包括的な支援体制の強化を目指すものです。

イ 自殺対策計画

「自殺対策計画」は、自殺を防止するための総合的な施策を推進するための計画です。

まず、平成18（2006）年に「自殺対策基本法」が施行されました。この法律は、自殺対策を国の重要な政策として位置付け、国および地方公共団体が連携して自殺防止のための施策を推進することを目的としています。この法律に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針を示す自殺総合対策大綱が制定されるとともに、国の自殺対策基本計画が策定され、具体的な対策が進められてきました。

平成28（2016）年には、自殺対策基本法の改正が行われ、翌平成29（2017）年、改正自殺総合対策大綱が制定されました。この大綱は、自殺対策をさらに強化するための方針を示しており、地域ごとの自殺対策計画の策定や、関係機関との連携強化が推進され、具体的な施策として、精神的支援や経済的支援、社会的孤立の防止などが含まれました。

さらに、令和2（2020）年には、自殺対策基本法の再改正が行われ、自殺対策の重点施策が見直されました。この改正により、地域ごとの自殺対策計画の実効性が強化され、自治体が地域の実情に応じた自殺対策を推進できるよう支援が拡充されました。

その後、令和5（2023）年には、最新の自殺対策計画が策定され、デジタル技術の活用や地域連携の強化が一層進められています。この計画では、特にコロナ禍の影響を受けた人々への支援が重要視され、包括的な自殺対策が推進されています。

これらの法制度改正と計画の進展により、「自殺対策計画」は自殺防止のための包括的な支援体制を強化し、自殺リスクを軽減するための具体的な施策を推進しています。

ウ ひとり親家庭等自立促進計画

「ひとり親家庭等自立促進計画」は、ひとり親家庭やそれに準じる家庭の経済的自立と生活の安定を支援するための計画であり、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（母子父子寡婦福祉法）第12条及びそれに基づく国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という）を踏まえ策定するものです。

これまで、国においては、平成14（2002）年に「母子及び寡婦福祉法」などの関係法を改正し、総合的な母子家庭等の自立支援を進めてきました。また、平成26（2014）年10月には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ひとり親家庭への支援施策を強化することとなりました。平成27（2015）年12月には、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を実施するための「すくすくサポート・プロジェクト」が、令和元年（2019）11月には、ひとり親家庭への就労支援や児童扶養手当制度の着実な実施などを重点施策とした「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、その後、令和5年12月に策定された「こども大綱」に包含されました。

さらに、令和2（2020）年3月には、「基本方針」の見直し、また、令和5（2023）年には「こども家庭庁」が発足するとともに、同年12月には「こども未来戦略」が閣議決定され、段階的にひとり親家庭に対する包括的な支援施策の拡充等が進められています。

エ 再犯防止推進計画

「再犯防止推進計画」は、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものです。

これまで、国においては、平成28（2016）年12月に、再犯防止に関する基本的な施策を推進することを目的として「再犯防止推進法」を施行し、再犯防止のための包括的な支援体制が法的に整備されました。平成30（2018）年には、国の「第一次再犯防止推進計画」が策定され、再犯防止のための具体的な施策が盛り込まれました。教育や就労支援、住居の確保、福祉サービスの提供などが重点的に推進され、再犯のリスクが高い人々に対する支援が強化されました。

さらに、令和6（2024）年には、「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。この計画は、第一次計画に基づく施策の取組状況や課題を踏まえ、再犯防止の取組のさらなる深化・推進を目的とするもので、「刑事司法手続を離れて地域社会で生活する者に対する支援については、国が関与できる範囲が限定されるため、地域住民に対して、保健・医療・福祉など、さまざまな行政サービスを提供する地方公共団体が果たす役割が重要」であることが謳われ、「地域における再犯防止の取組を円滑に進めるためには、取組の羅針盤として地方再犯防止計画の策定が有効」であることが示されています。

オ 成年後見制度利用促進計画

「成年後見制度利用促進計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

平成28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」においては、市町村の講ずる措置等が規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。平成29（2017）年に閣議決定された「国基本計画」では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求められています。

また、令和5（2023）年には、国の「第二次成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、初期の計画に基づく施策の効果を踏まえた新たな取り組みが導入されました。この計画では、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める」ことなどが基本的な考え方として示されています。

■地域福祉に関する国の主な動き

時期	動向	内容
平成24年 (2012)	厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」	近年増加する孤立死の対策として、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたって、関係部局・機関との連携を深め、個人情報取り扱いに留意しながら、地域の実情に応じ、より有効と考えられる方策等を積極的に推進するよう通知されました。
平成26年 (2014)	厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」	社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受け、生活困窮者の自立支援方策について、地域福祉計画に盛り込むよう通知されました。
平成27年 (2015)	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を図ることを目的として施行されました。
平成28年 (2016)	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、その取組の支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の相談支援体制の整備を実現化するために設置されました。
平成29年 (2017)	社会福祉法等の一部を改正する法律	福祉サービスの供給体制の整備・充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革の推進や介護人材の確保の推進が示されました。
	地域福祉計画策定ガイドラインの提示	地域福祉計画が福祉分野の上位計画に位置づけられ、市町村において策定が努力義務となり、計画に盛り込むべき事項が示されました。
令和2年 (2020)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援を図る必要性が示されました。

■自殺対策に関する国の主な動き

時期	動向	内容
平成18年 (2006)	自殺対策基本法	自殺防止のための調査研究・教育広報活動、職場・学校・地域の体制づくり、医療の整備等、自殺対策に係る社会的な取組を国や地方自治体の責務とした法律で、自殺対策を総合的に推進するために施行されました。
平成19年 (2007)	自殺総合対策大綱 (第1次)	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針を示しています。地方自治体をはじめ、医療機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間団体等との密接な連携を図りつつ、自殺対策を強力に推進していくこととされています。
平成24年 (2012)	自殺総合対策大綱 (第2次)	地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図る必要性が提示されました。

時期	動向	内容
平成28年 (2016)	自殺対策基本法の一部を改正する法律	自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止や自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として改正されました。都道府県・市町村においては、それぞれ自殺対策計画を定めることとされています。
平成29年 (2017)	自殺総合対策大綱 (第3次)	国の実態を踏まえ、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少するという目標が設定されるとともに、地域レベルでの実践的な取組の推進等が掲げられ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して改正されました。
令和4年 (2022)	自殺総合対策大綱 (第4次)	コロナ禍による自殺の動向も踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などが追加されました。

■ひとり親家庭等の自立促進に関する国の主な動き

時期	動向	内容
平成26年 (2014)	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭や父子家庭、寡婦に対する福祉支援を強化し、生活の安定や自立を支援するための施策の拡充、特に就労支援や経済的支援の充実を図ることを目的とした法律です。
平成27年 (2015)	「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望のプロジェクト）」	すべての子どもが安心して健やかに成長できる社会を目指し、教育・医療・生活支援を総合的に提供する体制を整備し、特に貧困家庭や困難を抱える子どもへの支援を強化するための施策です。
令和元年 (2019)	子供の貧困対策に関する大綱の改正	子どもの貧困解消を目指し、教育支援、生活支援、就労支援などの施策を強化するとともに、特にひとり親家庭への支援や子どもの学びの機会の拡充を重視した総合的な支援方針が策定されました。
令和2年 (2020)	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（「基本方針」）」の見直し	母子家庭や寡婦の生活安定と就労支援を強化し、経済的自立を促進するための施策を拡充し、教育機会の提供や支援制度の充実が図られました。
令和3年 (2021)	非正規雇用労働者等に対する緊急支援策	新型コロナウイルスの影響を受けた非正規雇用労働者やフリーランス等に対して、生活支援金の給付や就労支援、相談窓口の強化などを通じて経済的支援を行う措置です。
令和5年 (2023)	こども家庭庁発足、こども未来戦略の閣議決定	子どもの成長と福祉を総合的に支援するためにこども家庭庁が新設され、少子化対策や子育て支援の強化を目的とした長期的な施策「こども未来戦略」を政府が閣議決定しました。

■再犯防止に関する国の主な動き

時期	動向	内容
平成24年 (2012)	再犯防止に向けた総合対策	犯罪を犯した人の社会復帰を支援し再犯を防ぐために、就労・生活支援、社会復帰プログラムの充実、矯正施設の強化など、刑務所出所者や更生保護対象者に対する包括的な支援策を推進することを目的とした施策です。
平成28年 (2016)	再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）	国や地方自治体が協力して再犯防止に取り組むことを定め、犯罪者の社会復帰を支援するための就労支援、生活支援、教育機会の提供などを推進する枠組みを整備した法律です。

時期	動向	内容
平成29年 (2017)	第一次再犯防止推進計画	再犯防止推進法に基づき、犯罪者の社会復帰を支援するための具体的な施策として、就労支援や住居の確保、教育機会の提供、地域社会との連携強化など、再犯防止のための総合的な取り組みを体系的に進める計画です。
令和元年 (2019)	再犯防止推進計画加速化プラン	再犯防止推進計画の取り組みをさらに強化・加速させるために、就労支援や住居確保、福祉・医療サービスの提供、地域社会との連携強化を重点的に推進し、再犯防止施策を迅速かつ効果的に実施することを目指したプランです。
令和5年 (2023)	第二次再犯防止推進計画	再犯防止の取り組みをさらに深化させるため、就労支援や住居確保に加え、精神的・社会的な支援や教育の充実を図り、地域社会との協力を強化しつつ、再犯の根本原因に対する包括的なアプローチを進めることを目的とした計画です。

■成年後見制度に関する国の主な動き

時期	動向	内容
平成12年 (2000)	成年後見制度創設	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人々の権利を保護し、生活支援を行うために、家庭裁判所が後見人を選任し、財産管理や生活支援を行う法的制度として創設されました。
平成28年 (2016)	成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度の利用を促進するため、制度の普及啓発や利用者支援の強化、後見人の質の向上を図り、より多くの人が安心して制度を利用できるようにするための枠組みを整備した法律です。
平成29年 (2017)	成年後見制度利用促進基本計画（第一期）	成年後見制度の利用拡大と円滑な運用を目指し、制度の周知・理解促進、後見人の育成・支援、利用者のニーズに応じた支援体制の強化などを推進するための具体的な施策を盛り込んだ計画です。
令和4年 (2022)	成年後見制度利用促進基本計画（第二期）	成年後見制度のさらなる利用促進を目指し、地域に根ざした支援体制の強化、後見人の質の向上、利用者やその家族のニーズに対応した柔軟な制度運用を進めることを目的とした施策を展開する計画です。

(2) 大阪府の動向

ア 地域福祉計画

大阪府では、平成15（2003）年以降、5期にわたり「大阪府地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉の充実を図っています。令和6（2024）年には、「第5期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会』『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会』という3つビジョンの実現を目指し、取組が進められています。

また、平成24（2012）年には「大阪府地域福祉推進審議会」を設置し、地域福祉に関する重要な施策についての調査や審議を行い、施策の効果的な推進を目指しています。加えて、平成21（2009）年度からは「大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金」を市町村に交付し、地域福祉と高齢者福祉施策を支援するため、平成30（2018）年度から交付金を再編し、地域のニーズに合わせた支援体制を強化しています。

イ 自殺対策計画

平成24（2012）年に「大阪府自殺対策基本指針」を策定し、自殺対策の基本方針を示しました。その後、平成30（2018）年には一部改正を行い、府の支援強化を明文化しました。また、同年に「大阪府自殺対策審議会」を設置し、自殺対策の推進に関する調査や審議を実施しています。

さらに、令和2（2020）年に自殺者数が微増したことを受け、令和5（2023）年に新たに「大阪府自殺対策計画」を策定し、令和5（2023）年度から令和10（2028）年度までの計画期間で「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。この計画には、若年層向けの自殺予防相談窓口の広報や、YouTubeやTwitterを活用した「若者ハートサポートプロジェクト」の実施が含まれており、広報・周知活動の強化も図られています。また、大阪府独自のゲートキーパー養成研修も行われ、自殺予防のための地域支援体制の強化が進められています。

ウ ひとり親家庭等自立促進計画

平成16（2004）年から「大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を4次にわたり策定し、就業支援や子育て、生活面の支援、子どもの福祉に焦点を当てた6つの基本目標を柱として計画を推進しています。第4次計画は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年計画として、引き続きこれらの基本目標を踏襲しています。

また、大阪府立母子・父子福祉センターでは、電話や面接による相談や就職・キャリアアップ支援を行い、ひとり親家庭の自立を支援しています。さらに、令和3（2021）年から「養育費の履行確保等支援事業」を開始し、養育費の確保を支援する体制を強化するとともに、各年度ごとに、ひとり親家庭向けの情報を提供するパンフレット「ひとり親家庭の皆さんへのお知らせ」も作成され、支援制度や相談窓口の案内が行われています。

エ 再犯防止推進計画

令和2（2020）年に「大阪府再犯防止推進計画」を策定し、犯罪を犯した人々が地域社会で孤立することなく再び社会の一員として活動できるよう支援し、再犯者の割合を抑制することを目指しています。また、令和3（2021）年には「大阪府再犯防止推進協議会」を設置し、国などの関係機関との連携強化を図りながら再犯防止施策を推進しています。

さらに、毎年度に再犯防止講演や社会復帰支援講演を実施し、協力雇用主の評価によって罪を犯した人の雇用促進を図る取り組みも行っています。加えて、性犯罪者に対する心理カウンセリングを実施し、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3年間、法務省から受託した地域再犯防止推進モデル事業として運用されました。

オ 成年後見制度利用促進計画

大阪府では、「地域権利擁護総合推進事業」を通じて電話相談や専門相談を実施するとともに、市民後見人の養成を目的とした市民後見人養成講座を開催しています。平成31（2019）年には、「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を設置し、担い手の育成や市町村との地域連携ネットワーク構築を推進するための意見交換を行っています。

また、令和2（2020）年には、自治体職員が地域で成年後見制度が必要な人を発見し、適切な支援が行えるようにするための具体的事例を含む研修プログラムを作成する事業を公募、令和3（2021）年度からは、社会福祉法人による後見活動を支援する「法人後見支援事業」を実施しています。

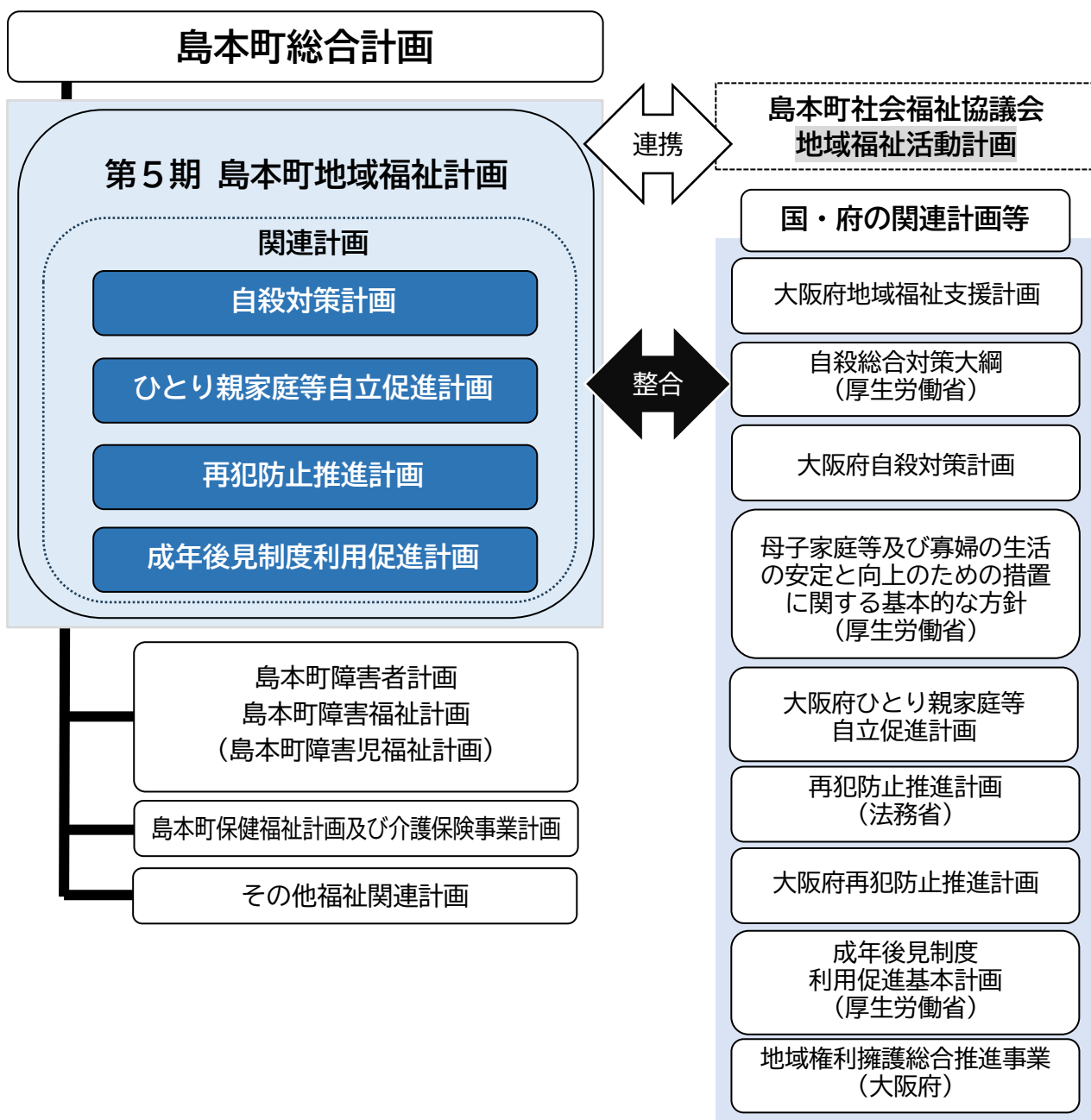
3. 計画の位置づけと期間

(1) 法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。今回、「地域福祉計画」に包含する形で策定する「自殺対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項、「ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条、「再犯防止推進計画」は再犯防止推進法第8条第1項、「成年後見制度利用促進計画」は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、策定するものです。

これらの計画は、本町のまちづくりの基本指針である「島本町総合計画」を最上位計画とし、地域福祉計画は今回包含する4つの関連計画の他、「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」「島本町障害者計画」等の本町における福祉計画を総括する上位計画として総合的な地域福祉の推進を図るための計画です。

また本計画は、島本町社会福祉協議会が策定する「島本町地域福祉活動計画」と相互に連携しながら、地域福祉を推進していきます。



(2) 計画期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間を計画期間とします。

年度 計画	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)		
地域福祉計画	第4期計画					1 年 延 長								
自殺対策計画	第1期計画						第5期 島本町地域福祉計画 (地域福祉計画に 関連計画を包含)							
ひとり親家庭等 自立促進計画	第3期	第4期計画												
再犯防止推進 計画【新規】														
成年後見制度 利用促進計画 【新規】														

(3) 地域福祉圏域の捉え方

本計画の地域福祉圏域は、普段の暮らしで行動する範囲において日常生活を送る上で必要な施設が充足されていること、また、地域の状況に応じて柔軟に対応できる区域でなければならないことから、おおむね小学校区域を単位とします。

4. 計画の策定体制

(1) 島本町地域福祉審議会（住民福祉審議会）での審議

計画策定にあたり、学識経験者、関係機関・事業所の職員、関係団体の代表者、公募委員で構成される「島本町地域福祉審議会」において、計画内容について検討しました。（本審議会は、令和6年12月に住民福祉審議会から地域福祉審議会に名称を変更）

(2) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、地域福祉等に対する意識や日頃の地域活動の実態・ニーズ、また、ひとり親家庭や寡婦の方の状況を把握し、必要な支援や今後の施策を充実するため、アンケート調査を実施しました。

調 査 名	島本町の地域福祉に関するアンケート調査
対 象 者	島本町在住で15歳以上の住民
調 査 期 間	令和6年2月2日～2月20日（3月7日回収分まで反映）
調 査 方 法	郵送により配布・回収またはインターネット回答（無記名方式）
調 査 対 象 数	1,500人（無作為抽出）
回 答 数 ・ 回 答 率	729人（48.6%）（うちインターネット回答：190人（12.7%））

調 査 名	島本町のひとり親家庭福祉に関するアンケート調査
対 象 者	島本町在住で18歳以上の住民
調 査 期 間	令和6年2月2日～2月20日（3月7日回収分まで反映）
調 査 方 法	郵送により配布・回収またはインターネット回答（無記名方式）
調 査 対 象 数	245人
回 答 数 ・ 回 答 率	83人（33.9%）（うちインターネット回答：24人（9.8%））

(3) 関係団体ヒアリングの実施

町内の地域福祉関係団体に対し、今後の展開や課題、町の地域福祉及び関連計画に関するご意見などを伺うヒアリング（アンケート方式）を実施しました。

調 査 実 施 団 体 （地域福祉審議会に参加する福祉団体等）	▶社会福祉協議会（※法人事務局、ボランティアセンター、各地区福祉委員会） ▶民生委員児童委員協議会 ▶身体障害者福祉協会 ▶年長者クラブ連合会 ▶母子寡婦福祉会 ▶保護司会 ▶人権まちづくり協会
------------------------------------	--

(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、計画案を公表し、広く住民のご意見を把握するパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

募 集 期 間	令和7年1月6日～2月4日
資 料 の 閲 覧 方 法	町ホームページに掲載、役場に設置
応 募 方 法	WEBフォーム、郵送、ファックス、持参にて提出
意 見 提 出 件 数	なし

5. 計画の推進体制

(1) 島本町地域福祉審議会

「島本町地域福祉審議会」において、計画の進捗状況の確認・検討等を行いました。

(2) 庁内の関係部局の連携

福祉・保健・子育て・教育等の関係部局と連携し、毎年度の進捗管理と評価・検討を行い、総合的かつ計画的に施策を推進します。

第2章 島本町の現状と課題

1. 人口動態

(1) 総人口の推移

総人口の推移をみると、令和3年をピークにやや減少傾向にありましたが、令和6年は再び増加し、31,670人となっています。

年齢3区分別にみると、令和元年から令和6年にかけて、65歳以上の高齢者人口の割合は増加、15～64歳の割合は減少傾向で推移しており、0～14歳の年少人口の割合は概ね横ばいとなっています。

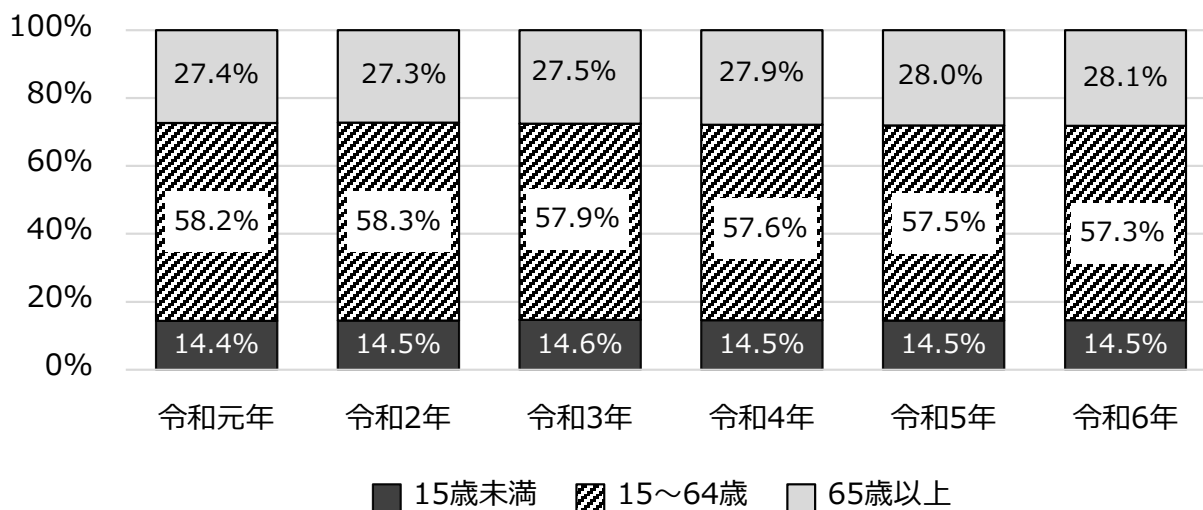
■総人口と年齢3区分別人口の推移

(人)



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

■年齢3区分別人口比の推移

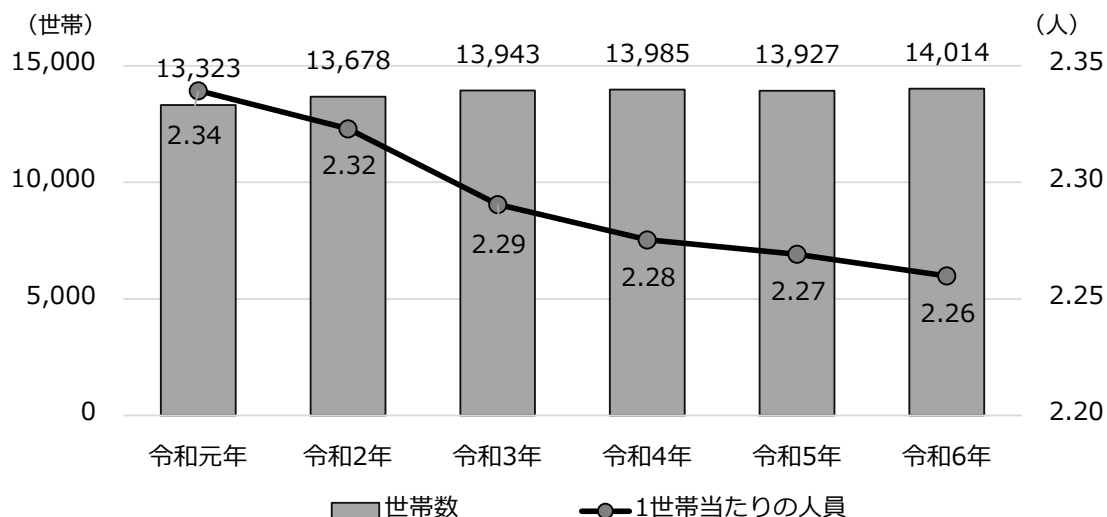


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

世帯数の推移をみると、令和元年以降増加傾向が続いています。一方で、1世帯当たりの人員は令和元年には2.34人でしたが、令和6年には2.26人にまで減少しており、核家族化の進行が続いていると考えられます。

■世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

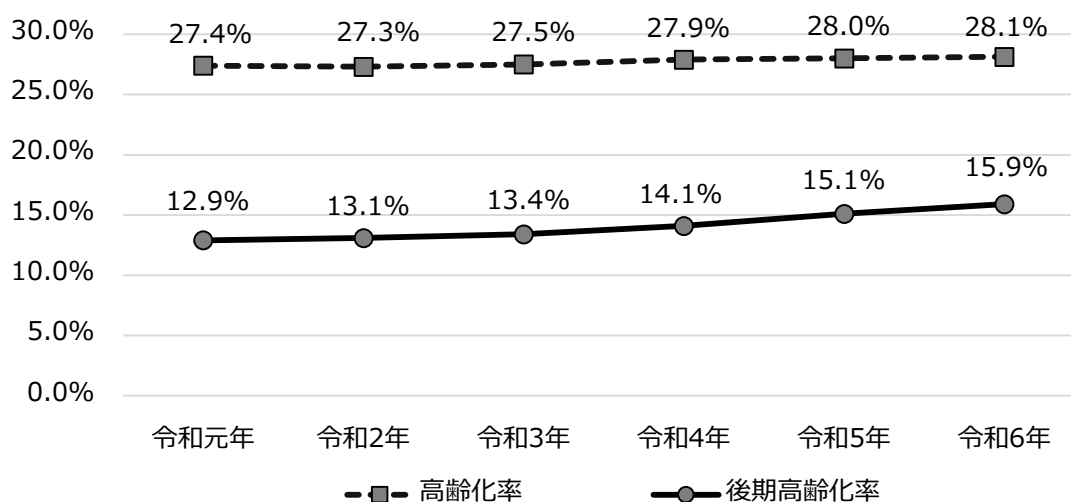
2. 高齢者に関する動向

(1) 高齢化率の推移

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移をみると、令和元年からの5年間で0.7ポイント増加し、令和6年には28.1%となっています。

後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）の推移をみると、令和元年からの5年間で3.0ポイント増加し、令和6年には15.9%となっています。

■高齢化率の推移



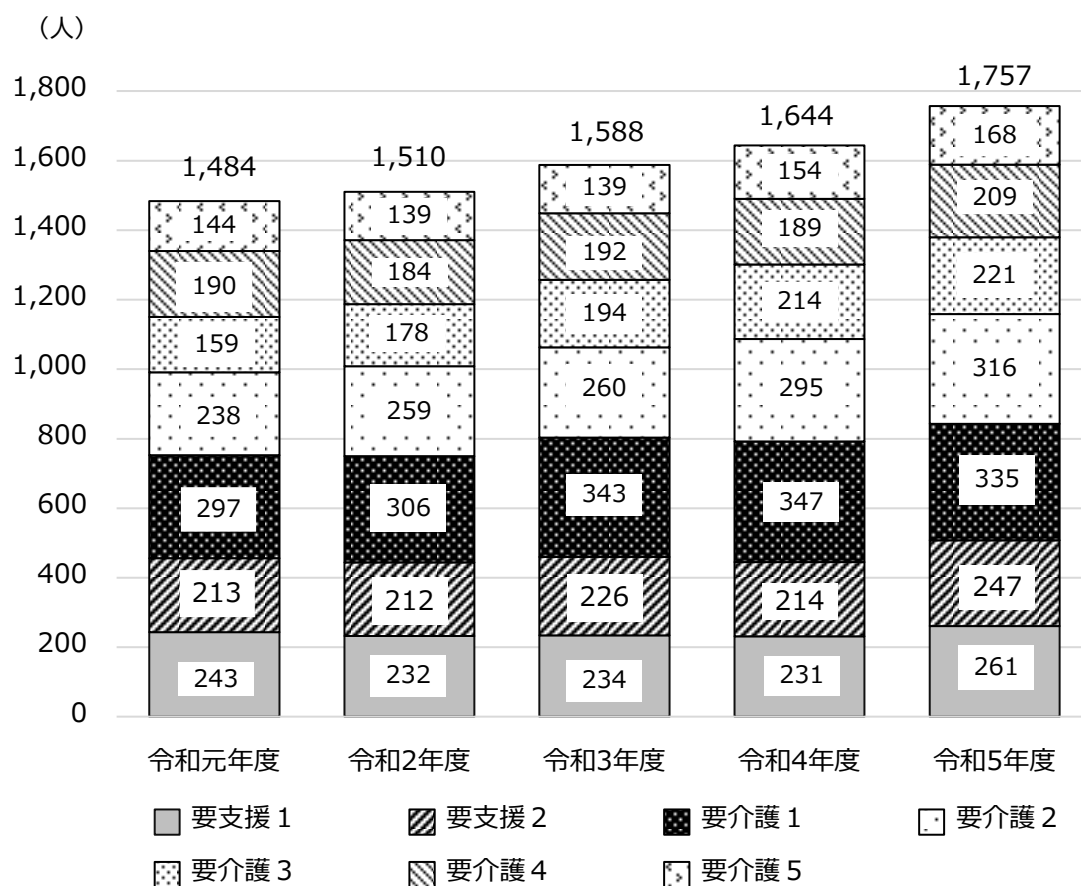
資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 介護保険における要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると、令和元年から令和6年にかけて増加が続いており、令和元年度の1,484人から1,757人と約1.18倍の増加となっています。

また、要介護度別でみると、軽度者（要支援1・2、要介護1認定者）は約1.12倍、中度者（要介護2・3認定者）は約1.35倍、重度者（要介護4・5認定者）は1.13倍といずれも増加しています。

■要介護等認定者数の推移



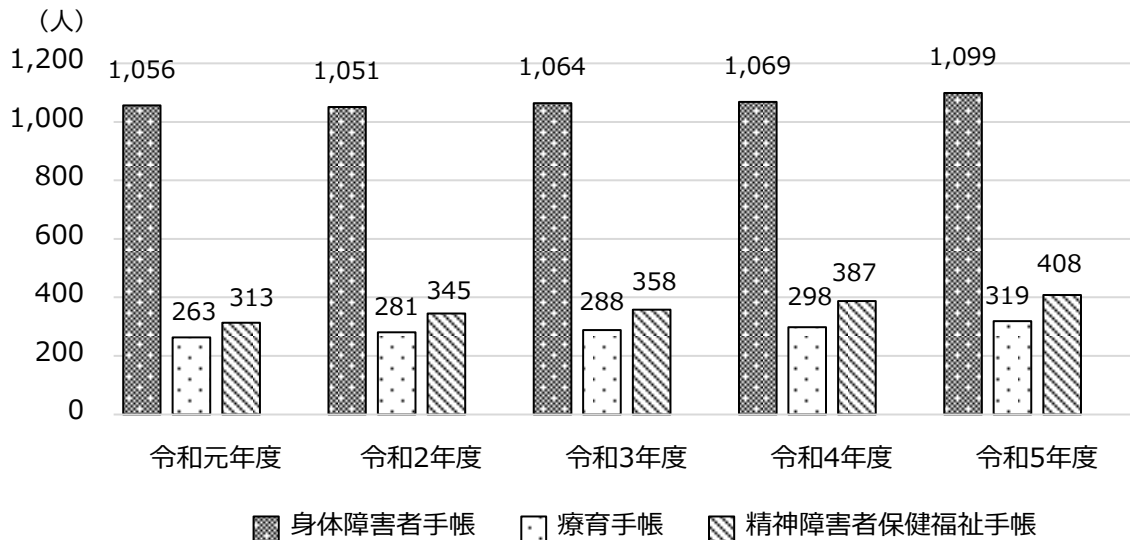
資料：島本町健康福祉部（各年度末時点）

3. 障害者に関する動向

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数の推移をみると、身体・療育・精神ともに、令和元年度から令和5年度にかけておおむね増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：島本町健康福祉部（各年度末時点）

(2) 身体障害者手帳の障害別・等級別人数

身体障害者手帳の障害別・等級別の状況をみると、「障害別」では、肢体不自由が全体の半数以上と最も多く、次に内部障害が約3割となっています。「等級別」では、1～2級の重度者は全体の4割強となっています。

■身体障害者手帳の障害別・等級別人数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
肢体不自由	110	89	86	143	75	85	588	53.5%
視覚障害	20	22	1	4	7	3	57	5.2%
聴覚・平衡機能障害	5	24	11	20	1	29	90	8.2%
音声・言語機能障害	0	0	13	4	—	—	17	1.5%
内部障害	205	4	50	88	—	—	347	31.6%
合計	340	139	161	259	83	117	1,099	100.0%
割合	30.9%	12.6%	14.6%	23.6%	7.6%	10.6%	100.0%	

資料：島本町健康福祉部（令和6年3月末時点）

(3) 療育手帳の等級別人数

療育手帳の障害程度別の状況をみると、B2（軽度）とA（重度）がともに4割弱となっており、B1（中度）が約2割となっています

■療育手帳の等級別人数

手帳所持者数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
人数	126	66	127	319
割合	39.5%	20.7%	39.8%	100.0%

資料：島本町健康福祉部（令和6年3月末時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数

精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況をみると、2級に次いで3級が多く、ともに5割弱となっています。

■精神障害者保健福祉手帳の等級別人数

手帳所持者数	1級	2級	3級	合計
人数	25	196	187	408
割合	6.1%	48.0%	45.8%	100.0%

資料：島本町健康福祉部（令和6年3月末時点）

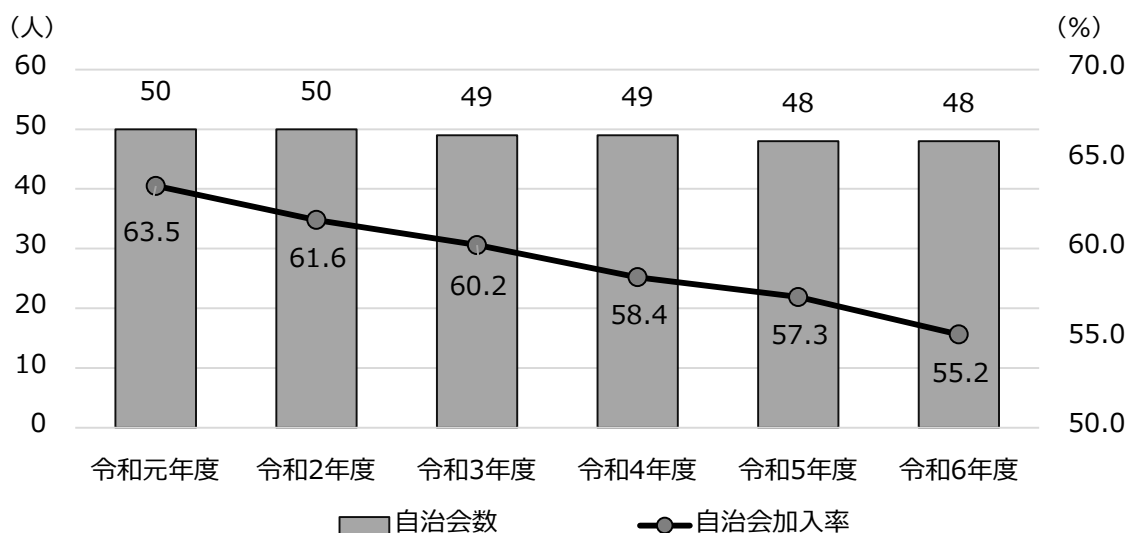
4. 地域活動等に関する動向

(1) 自治会

自治会数は、令和元年度からの5年間で2団体減少しています。

自治会加入率（総世帯に占める自治会加入総世帯の割合）は、令和元年度からの5年間で8ポイント減少し、6割を下回っています。

■自治会数と自治会加入率の推移



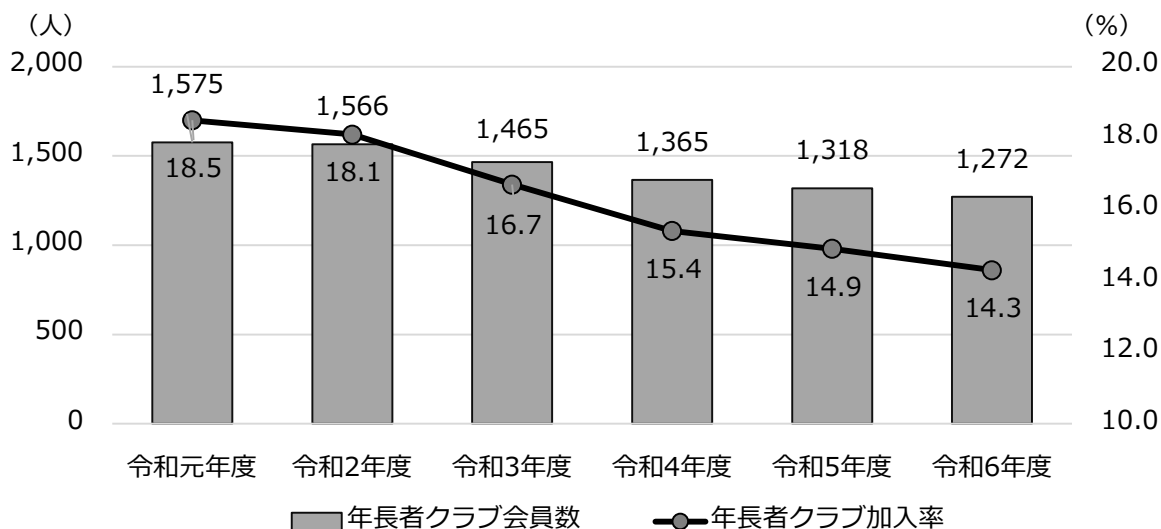
資料：島本町総合政策部（各年度4月1日時点）

(2) 年長者クラブ

年長者クラブの総会員数は、令和元年度からの5年間で約300人減少し、令和元年度の8割程度に減少しています。

年長者クラブの加入率（高齢者人口に占める年長者クラブの会員数の割合）も、令和元年度からの5年間で4.2ポイント減少し、14.3%となっています。

■年長者クラブ会員数と加入率の推移



資料：島本町健康福祉部（各年度4月1日時点）

(3) 民生委員児童委員

民生委員児童委員の委嘱委員数は、この数年減少傾向にあり、欠員が徐々に増えています。委員定数は、令和元年12月に57名から59名に増加していますが、欠員数は、令和元年の3人から、令和6年には9人に増えています。充足率は、令和元年が約95%で、令和6年には約85%に低下しています。

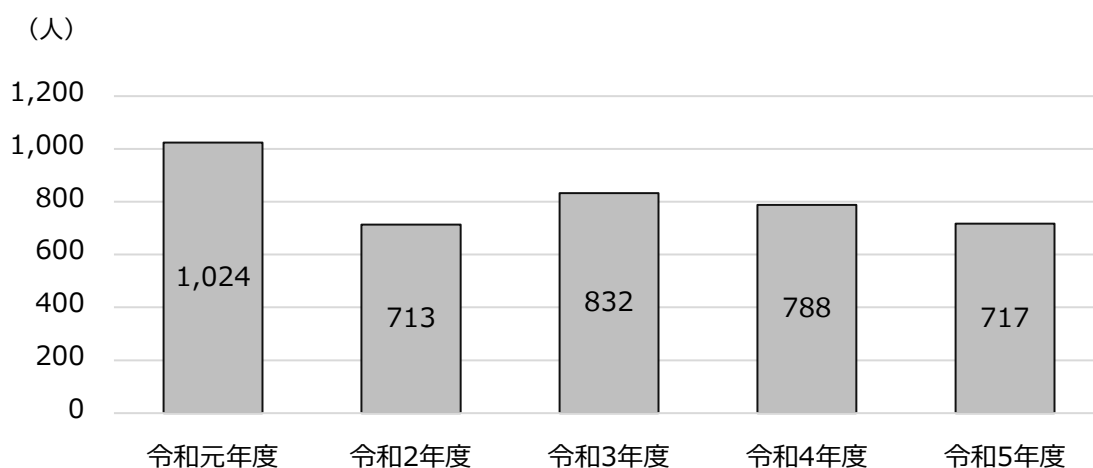
■民生委員児童委員数

	民生委員			主任児童委員			(合計)		
	定数	現員	充足率	定数	現員	充足率	定数	現員	充足率
令和元年	53	51	96.2%	4	3	75%	57	54	94.7%
令和2年	55	51	92.7%	4	4	100%	59	55	93.2%
令和3年	55	51	92.7%	4	4	100%	59	55	93.2%
令和4年	55	50	90.9%	4	3	75%	59	53	89.8%
令和5年	55	48	87.3%	4	4	100%	59	52	88.1%
令和6年	55	46	83.6%	4	4	100%	59	50	84.7%

資料：島本町健康福祉部（各年4月1日時点）

民生委員児童委員の相談受付数の推移をみると、令和2年度にコロナ禍の影響で大きく減少しており、その後は、多少増減しながら、700～800件台で推移しています。

■相談受付数の推移



資料：島本町健康福祉部（各年度4月1日時点）

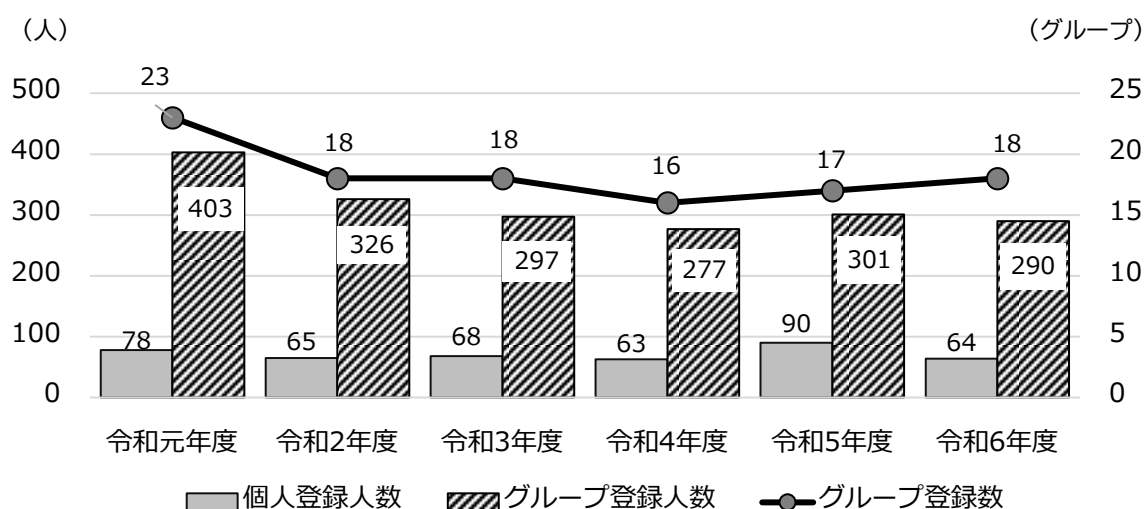
(4) ボランティア登録数

島本町社会福祉協議会ボランティアセンターの登録状況を見ると、グループ登録数及びグループ登録人数は、コロナ禍に入った令和2年度から減少し、その後も登録人数はあまり回復していません。グループ数は令和元年度に比べると減っていますが、ニュースポーツのボッチャ、デジタル技術を活用した動画編集及びスマホ相談等の新たな活動を行うボランティアグループも結成・登録されています。

個人登録人数については、令和5年度に90人まで増加しましたが、令和6年度には再び減少しています。

なお、この集計には入っていませんが、社会福祉協議会ボランティアセンターには所属せず、町内で各種ボランティア活動を行う団体や個人もいます。(島本町ボランティア情報センターのみに情報登録する団体等を含む)

■ボランティア登録数の推移



資料：島本町社会福祉協議会（各年度4月1日時点）

■社会福祉協議会ボランティアセンターに所属するグループの種類

- 手話 ●点訳 ●朗読 ●介助 ●傾聴（福祉施設への訪問等） ●受付（行事の受付）
- 案内（観光・史跡案内） ●手作り（介護用品等の制作） ●買い物・暮らし支援
- ハーモニカ ●大正琴 ●落語 ●マジック ●ボッチャ（ニュースポーツ）
- 動画編集 ●スマホ相談

資料：島本町社会福祉協議会（令和5年度末時点）

5. 自殺に関する動向

ここでは、統計データに基づき、本町の自殺の現状を記載しています。本町では人口約3万人に対し、自殺者はおおむね1桁で推移しているため、数人増減することで、自殺者に関する数値が大きく変動する場合があります。

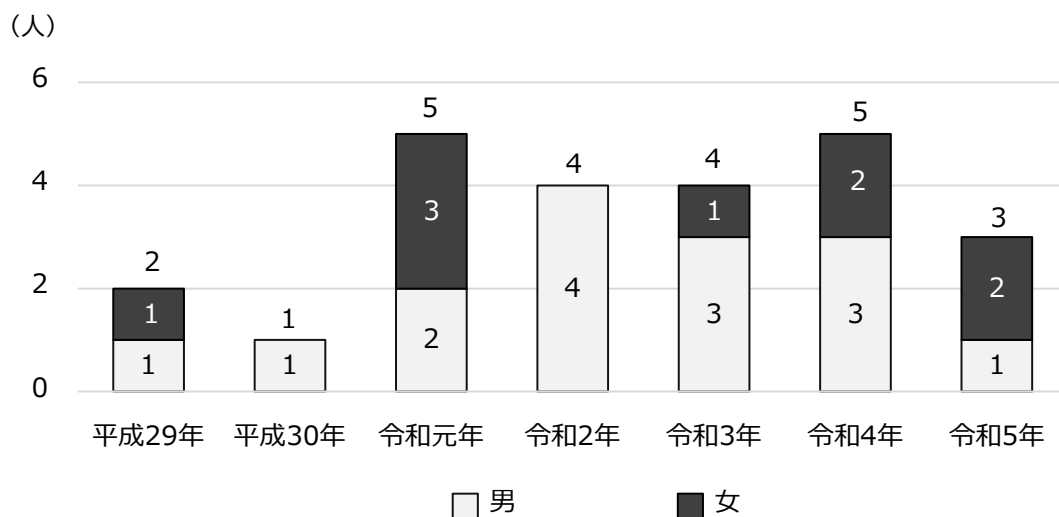
(1) 自殺者数の推移

近年の島本町の自殺者数をみると、令和元年以降は3～5人で推移しており、令和5年の自殺者数は3人となっています。

平成29年～令和5年までの男女別・年齢別の自殺者数の内訳をみると、男性では40歳代と50歳代の割合が最も高く、次いで60歳代の割合が高くなっています。

女性では40歳代と60歳代、70歳代の割合が最も高く、次いで20歳代、50歳代、80歳以上の割合が高くなっています。

■男女別自殺者数の推移



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

■男女別・年代別自殺者数の割合

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳
男性	人数	0	1	1	4	4	3	1	1	0
	割合	0.0%	6.7%	6.7%	26.7%	26.7%	20.0%	6.7%	6.7%	0.0%
女性	人数	0	1	0	2	1	2	2	1	0
	割合	0.0%	11.1%	0.0%	22.2%	11.1%	22.2%	22.2%	11.1%	0.0%
合計	人数	0	2	1	6	5	5	3	2	0
	割合	0.0%	8.3%	4.2%	25.0%	20.8%	20.8%	12.5%	8.3%	0.0%

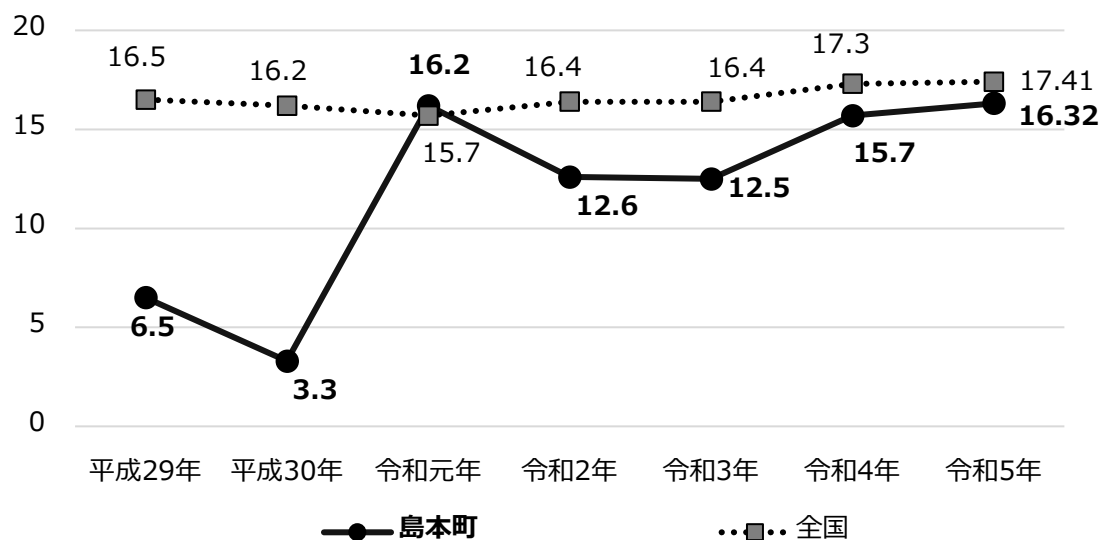
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(2) 自殺死亡率の推移

人口10万人当たりの自殺死亡者数である自殺死亡率の推移について、島本町の数値と全国の数値を比較すると、島本町の数値は令和元年に全国の数値を上回ったものの、他の年においては、全国よりも低い水準で推移しています。

■自殺死亡率の推移

(人口10万人対)



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(3) 男女別・年代別自殺死亡率

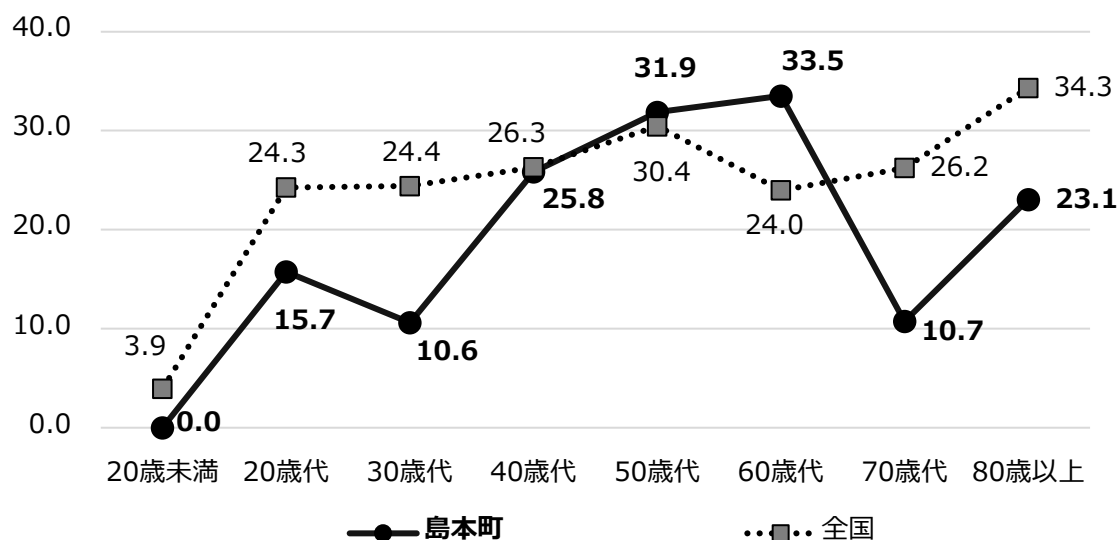
平成30年から令和4年における男性の年代別自殺死亡率（人口10万対）をみると、20歳未満の自殺はありませんでしたが、50歳代と60歳代の自殺死亡率が国の数値を上回っています。

平成30年から令和4年における女性の年代別自殺死亡率（人口10万対）をみると、40歳未満と50歳代の自殺はありませんでしたが、40歳代と70歳代、80歳以上の自殺死亡率が国の数値を上回っています。

■男女別・年代別自殺死亡率の割合

【男性】

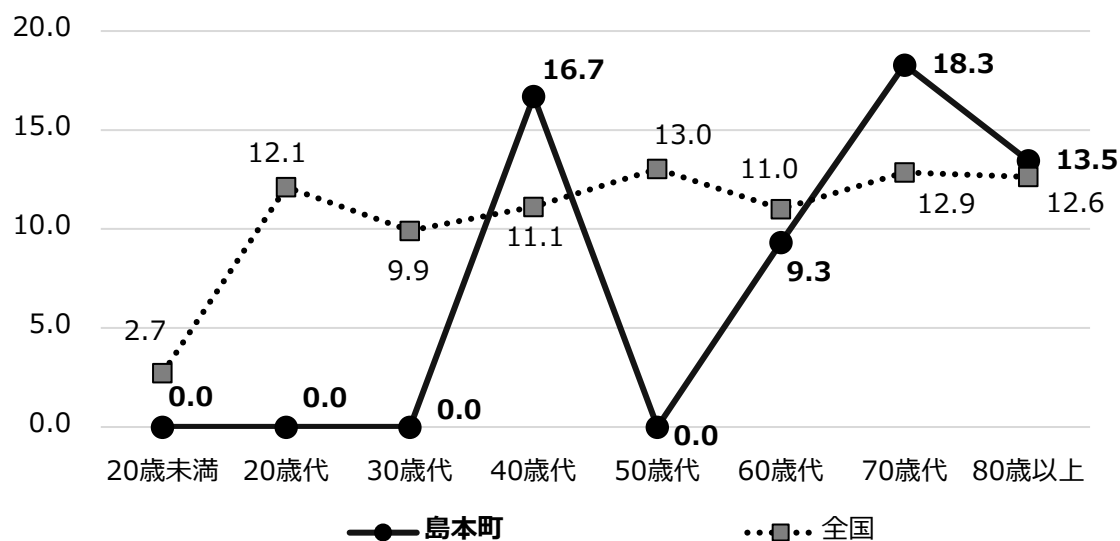
（人口10万人対）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

【女性】

（人口10万人対）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

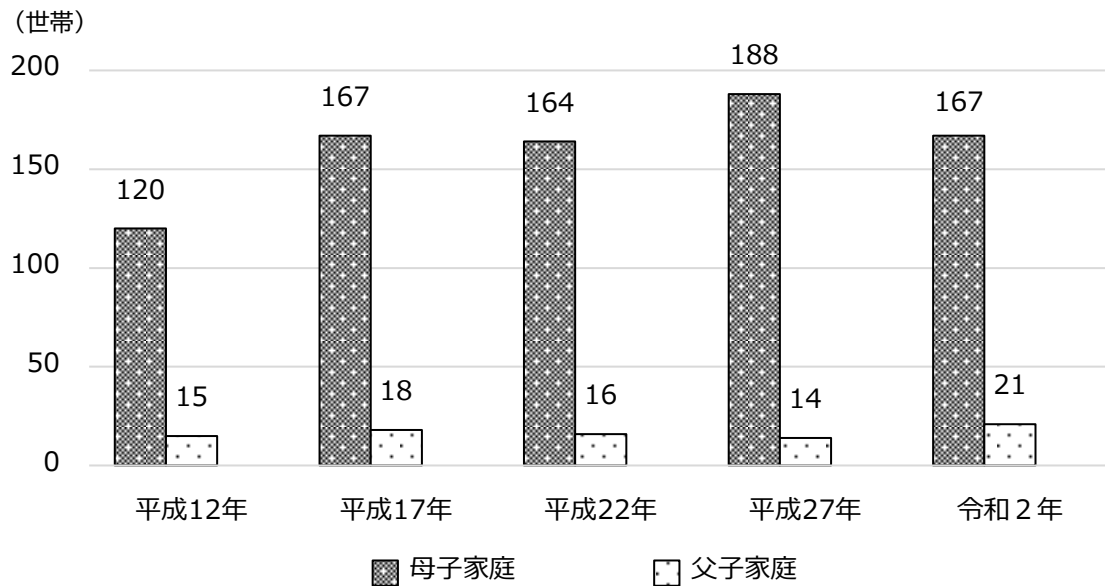
6. ひとり親家庭に関する動向

(1) ひとり親家庭世帯数の推移

本町の母子家庭は増加傾向で推移していましたが、令和2年にやや減少、父子家庭は概ね横ばいで推移していましたが、令和2年にやや増加となっています。

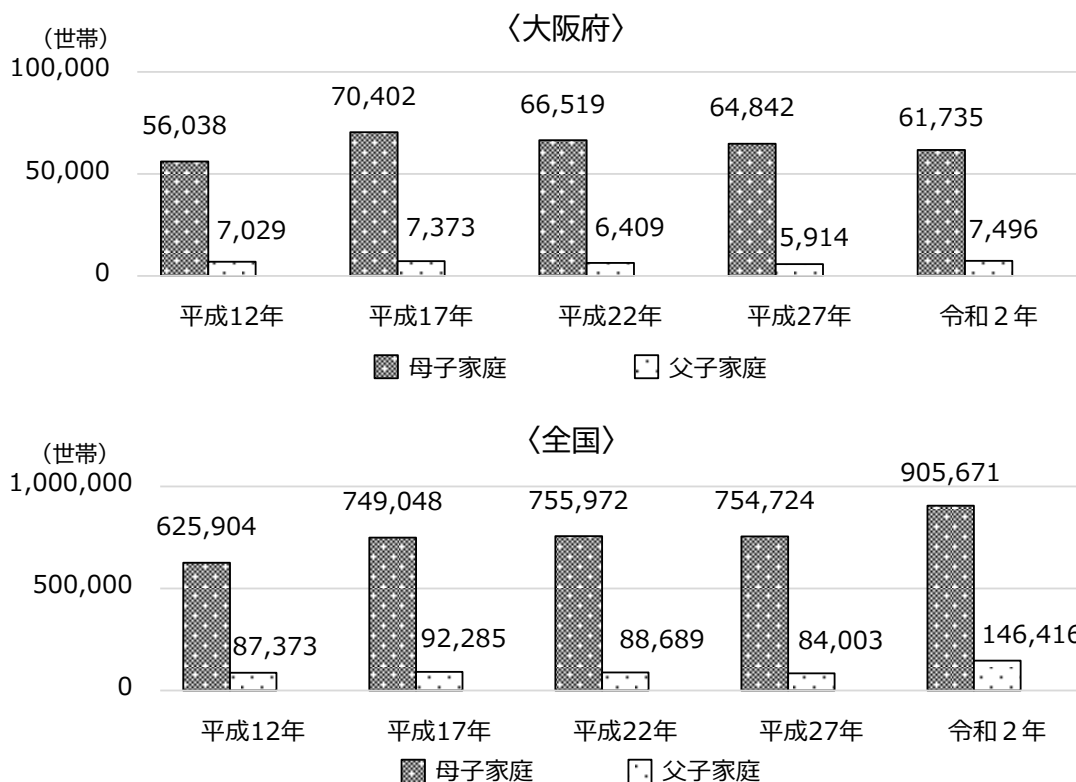
また、全国や大阪府のひとり親家庭世帯数の状況をみると、全国のひとり親家庭数は令和2年に大きく増加しています。

■本町のひとり親家庭数の推移



資料：国勢調査

■参考 大阪府・全国のひとり親家庭数の推移

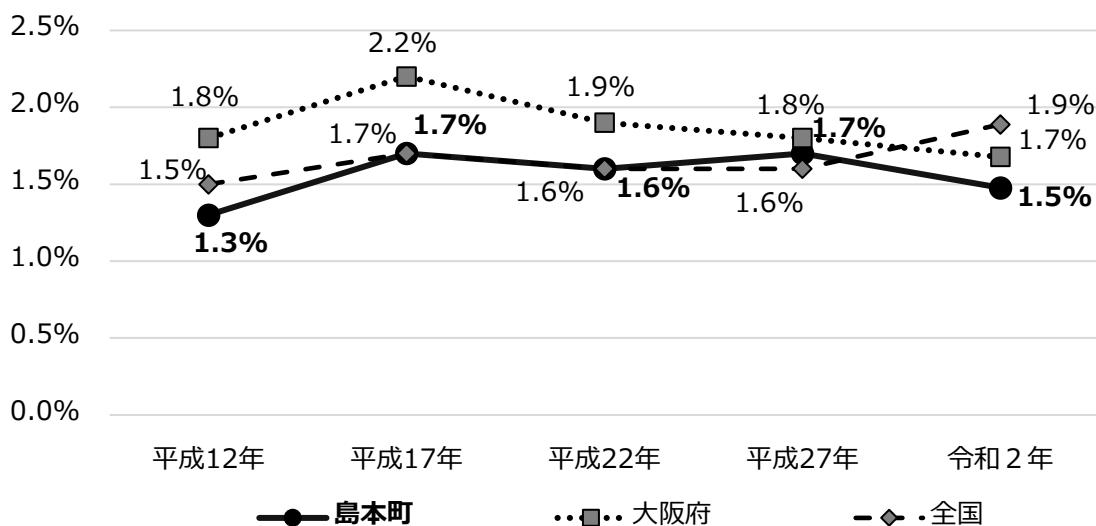


資料：国勢調査

本町の母子家庭の割合は、1.5%前後で推移し、令和2年においては大阪府、全国に比べて低い水準となっています。

■一般世帯に占めるひとり親家庭世帯数の割合

※「一般世帯」は、入寮者・入院者・入所者等の「施設等世帯」以外の世帯のこと。



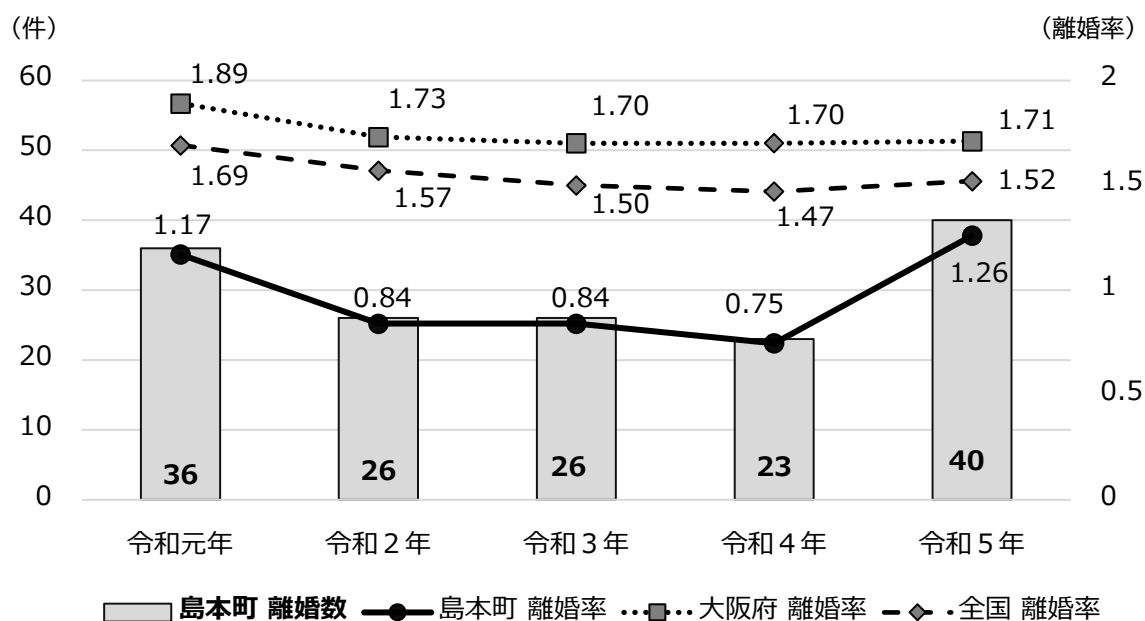
資料：国勢調査

(2) 離婚の状況

本町の離婚件数は、令和元年以降減少傾向で推移していましたが、令和5年に増加し、40件となっています。

離婚率（人口千人対）についても、令和5年は1.26と増加しましたが、大阪府、全国と比較すると低い状況が続いています。

■離婚件数の推移

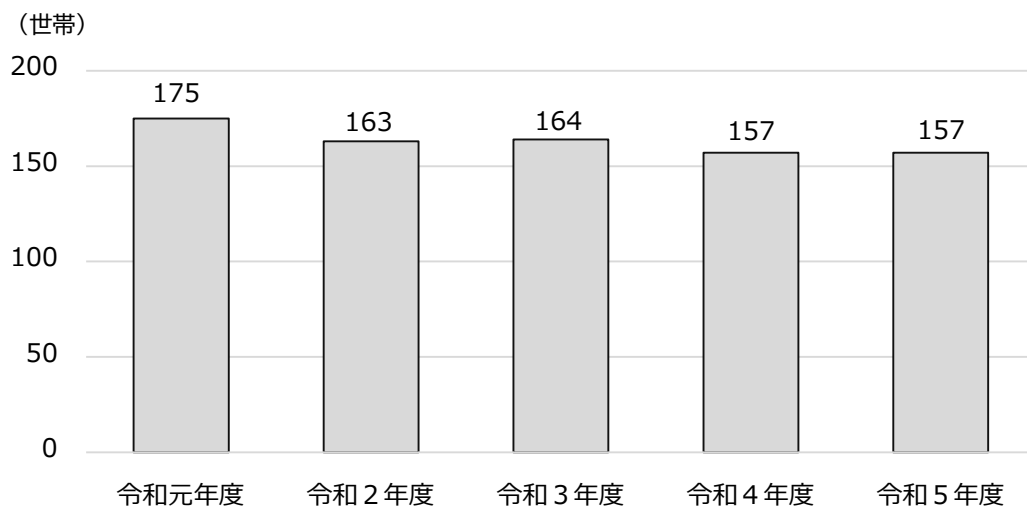


資料：人口動態統計

(3) 児童扶養手当の状況

本町の児童扶養手当受給世帯数は、令和元年度以降減少傾向で推移しています。

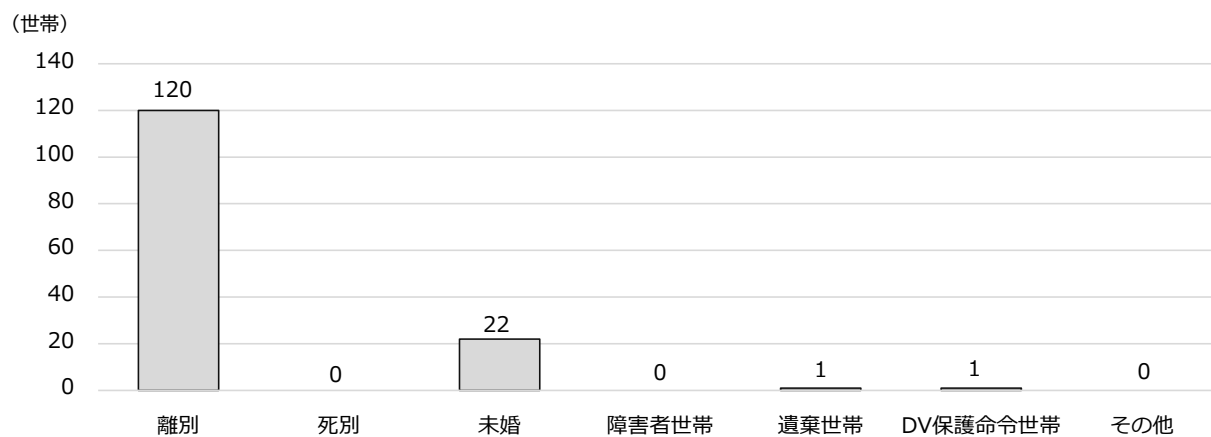
■児童扶養手当受給世帯数の推移



資料：厚生労働省福祉行政報告例（各年度3月末時点）

令和5年度の児童扶養手当受給世帯の世帯類型をみると、「離別（離婚世帯）」が120世帯（76.4%）と大半を占めており、次いで「未婚」が22世帯（14.0%）となっています。

■児童扶養手当 受給世帯類型



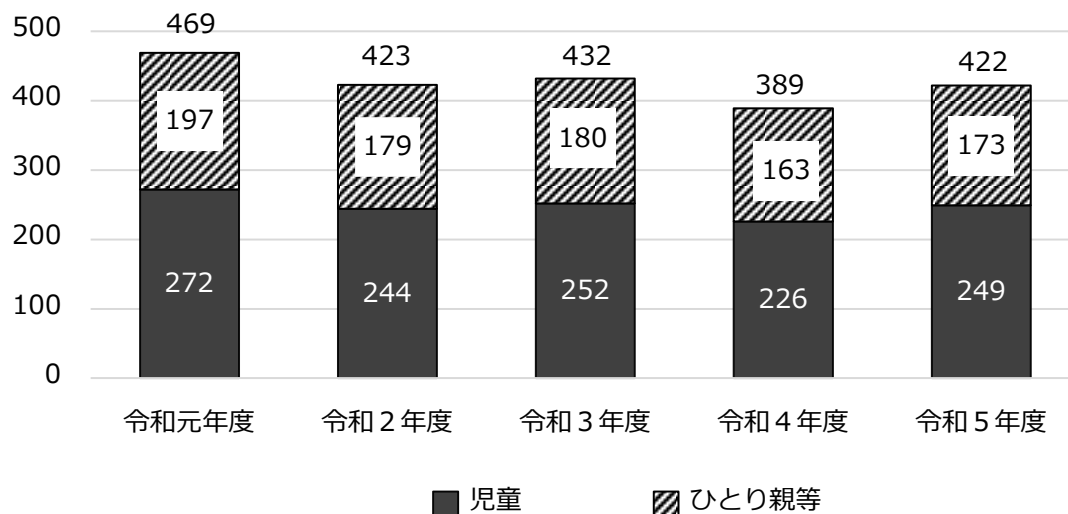
資料：厚生労働省福祉行政報告例（各年度3月末時点）

(4) ひとり親家庭医療費助成受給者数の状況

本町のひとり親家庭医療費助成受給者は、増減しながら推移しています。

■ひとり親医療費助成受給者数の推移

(人)



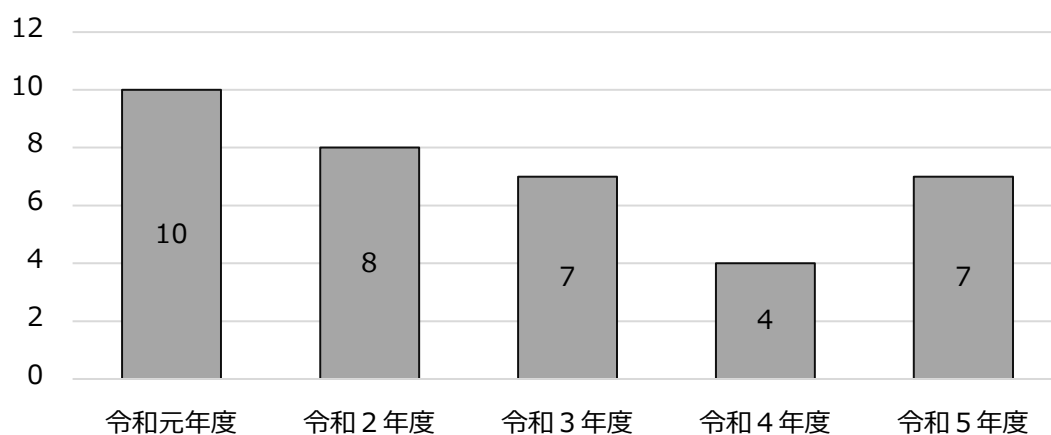
資料：島本町健康福祉部（各年度3月末時点）

(5) 生活保護母子世帯数の状況

本町の生活保護を受給している母子世帯数は、近年減少傾向で推移しています。令和5年度は4世帯で、児童扶養手当受給世帯に対して4.5%となっています。

■生活保護母子世帯数の推移

(世帯)



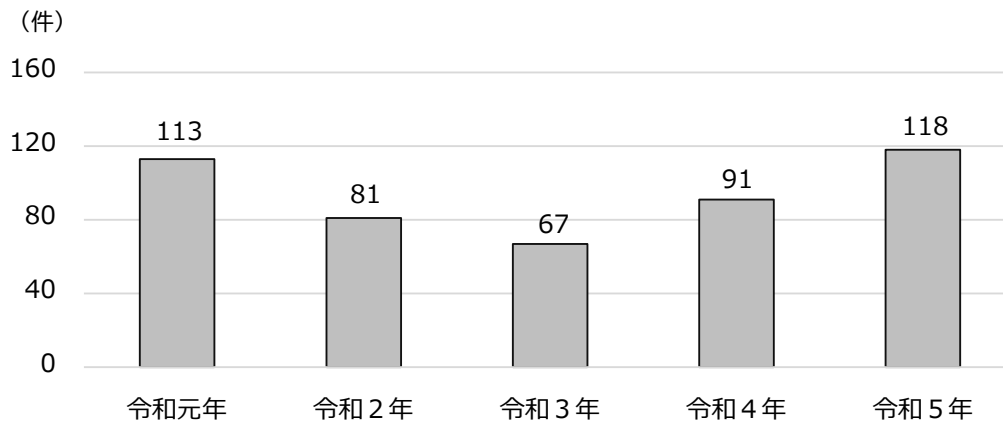
資料：厚生労働省福祉行政報告例（各年度3月末時点）

7. 再犯防止に関する動向

(1) 刑法犯罪の発生状況

本町の刑法犯罪の発生状況をみると、令和3年を境に増加に転じ、令和5年では118件となっています。その内訳としては、いずれの年においても窃盗犯が半数を超えて最も多くなっています。

■刑法犯罪発生数の推移



資料：高槻警察署

■刑法犯罪発生数の推移（内訳）

	凶悪犯	窃盗犯	粗暴犯	知能犯	その他	合計
令和元年	1	80	3	6	23	113
令和2年	0	61	4	2	14	81
令和3年	0	36	3	4	24	67
令和4年	1	63	6	3	18	91
令和5年	2	75	5	14	22	118

資料：高槻警察署

(2) 保護観察事件数と保護司数（高槻地区：島本町、高槻市）

高槻地区の保護司の充足率は、令和2年以降7割強で推移しています。国においては9割前後で推移しており、高水準とはいえない状況となっています。

なお、島本町内の保護司の定数は10人で、令和5年時点で保護司数は8名、充足率は80%となっています。

■保護観察事件数と保護司数の推移

	保護司 定員数	保護司数	保護司 充足率	1号	2号	3号	4号	合計
令和元年	100	78	78.0%	36	8	7	18	69
令和2年	100	71	71.0%	23	5	6	13	47
令和3年	100	70	70.0%	21	2	4	14	41
令和4年	100	73	73.0%	27	3	5	14	49
令和5年	100	72	72.0%	29	4	6	11	50

資料：大阪保護観察所

※1号：家裁決定者（保護観察処分少年）、2号：少年院仮退院少年、3号：仮釈放者、4号：保護観察付執行猶予者

(3) 再犯者数と再犯者率

本町の再犯者率は、近年5割弱で推移しており、全国平均とほぼ同程度となっています。

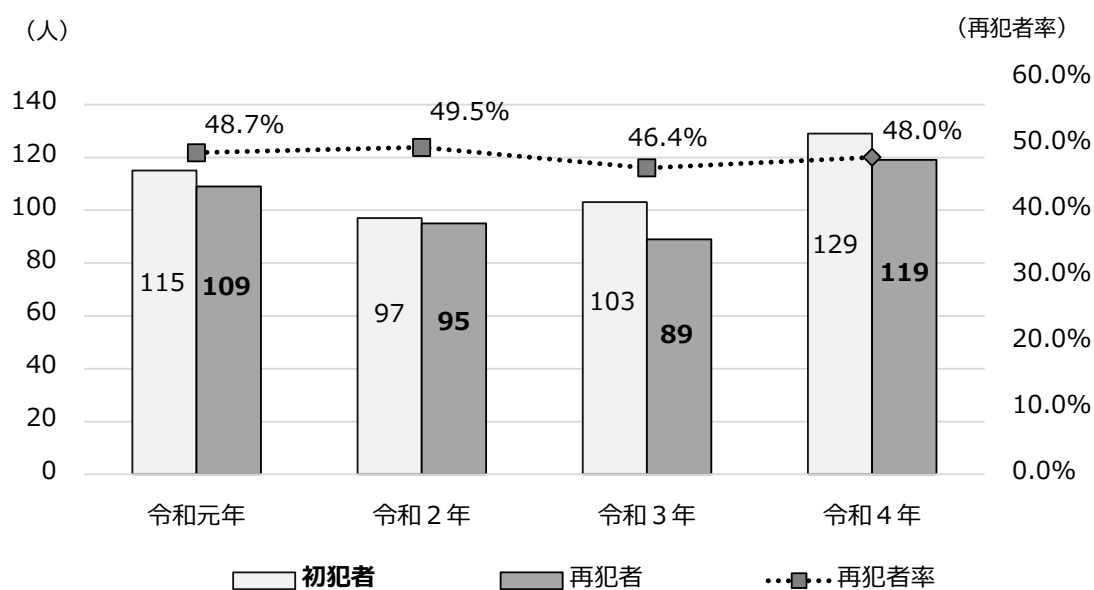
(令和4年実績： 全国47.9%、大阪府51.6%、島本町48.0%)

罪種別内訳をみると、覚醒剤取締法違反の再犯者率が9割近くと特に高く、刑法犯では、知能犯の再犯率が約7割と、最も高くなっています。

※再犯者＝ 刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する人をいう。(犯行時に年齢が20歳未満の人は含まない)

※再犯者率＝ 検挙人員に占める再犯者数の割合

■島本町における刑法犯検挙人員中の再犯者数と再犯者率の推移



資料：法務省

■島本町における再犯者数と再犯者率（令和4年刑法犯検挙者の罪種別内訳）

罪種別	検挙人員（少年を除く）	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯検挙者	総数	248	129	119	48.0%
	うち) 凶悪犯	9	6	3	33.3%
	うち) 粗暴犯	61	34	27	44.3%
	うち) 窃盗犯	115	57	58	50.4%
	うち) 知能犯	13	4	9	69.2%
	うち) 風俗犯	14	7	7	50.0%

資料：法務省

8. 権利擁護に関する動向

(1) 成年後見制度の利用者数の推移

島本町における成年後見制度（後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は、この数年は40人から50人台で推移しています。令和5年度の類型別件数をみると、「成年後見」が7割以上と最も多く、「保佐」が2割で次に多くなっています。「補助」と「任意後見」は、0～3件程度と少なくなっています。

■島本町の成年後見制度利用者数

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和元年	32	9	1	0	42
令和2年	34	9	2	0	45
令和3年	38	11	3	0	52
令和4年	41	12	3	1	57
令和5年	32	9	1	0	42

資料：大阪家庭裁判所

(2) 成年後見制度の町長申し立て件数の推移

本町における成年後見制度の町長申し立て件数については、年間0件から数件程度で推移しています。

■町長申し立て件数の推移

	障害者	高齢者	合計
令和元年度	0	0	0
令和2年度	0	0	0
令和3年度	3	2	5
令和4年度	0	0	0
令和5年度	2	0	2

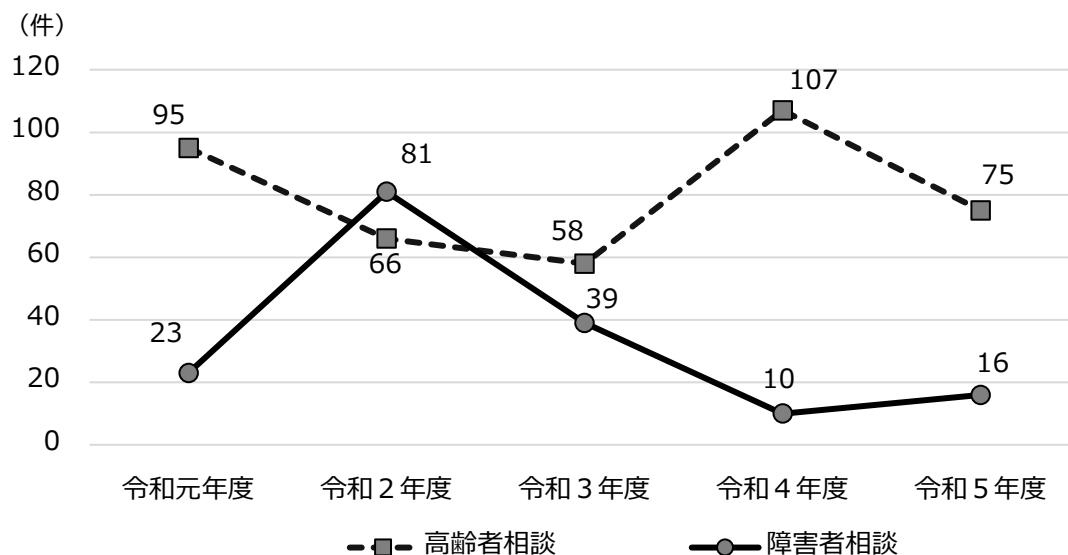
資料：島本町健康福祉部

(3) 高齢者・障害者相談における権利擁護の相談状況

高齢者相談は地域包括支援センター、障害者相談は福祉推進課（障害者基幹相談支援センター）及び障害者相談支援事業所（ういっしゅ）で対応した相談のうち、権利擁護に関連する相談支援件数（虐待に関する相談を含む）をまとめたものです。

高齢者相談では、60件から100件程度で推移しています。障害者相談は、10件から80件程度まで、年度によりかなりばらつきがあります。

■高齢者・障害者相談における権利擁護に関する相談件数の推移



資料：島本町健康福祉部

9. 前回計画の評価

毎年実施している計画進捗状況調査から、第4期島本町地域福祉計画、第1期島本町自殺対策計画、第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況を整理します。

(1) 第4期島本町地域福祉計画

基本目標1 一人ひとりがつながるまちづくり

■今後の課題・方向性

- コロナ禍で中止・縮小していた研修や啓発等を再開するとともに、コロナ禍に開始したSNSや動画などによる情報発信・啓発など、さまざまな媒体を活用する。
- 引き続き、地域の住民・団体・事業者等の活動や、交流・連携への支援を充実する。
- 自治会に関しては、担い手の負担軽減や持続可能な組織づくりに向けた支援を行う。

基本目標2 助け合い、支え合いが活発なまちづくり

■今後の課題・方向性

- コロナ禍で制約を受けたボランティア活動について、コロナ禍で発達したWEBを活用した活動等を通じ、活動内容の発信や支援を通じて、人材の確保・育成を推進していく。

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

■今後の課題・方向性

- 現状でもCSW（コミュニティソーシャルワーカー）は幅広い支援を行っているが、今後検討する「重層的支援体制」において、どのように各機関と連携し、包括的な支援を充実していけるか検討が必要。
- 令和6年度中に母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援による「こどもすこやかセンター」を設置し、子どもと保護者への相談支援体制の更なる充実を図る。
- 令和7年度に新庁舎を開設し、窓口の集約化、ワンフロア化、相談室・相談ブースの拡充等を図る。
- 避難行動要支援者の名簿共有にかかる協定団体（自主防災会・自治会）を増やしていく必要がある。
- 「成年後見制度利用促進計画」を包含する次期計画に向けて、中核機関の設置や、市民後見・法人後見など、成年後見支援体制の更なる充実を検討していく必要がある。
- 認知症の当事者やその支援者などの意見も踏まえ、認知症バリアフリーの環境整備をより一層進めていく必要がある。
- 現状においても、現に困窮する人だけでなく、将来の不安や生きづらさを抱える人への幅広い支援を行っているが、今後検討する「重層的支援体制」において、どのように各機関と連携し、包括的な支援を充実していけるか検討が必要。

- 子ども食堂の箇所数は十分増加したことから、今後は、内容の充実、連携強化、周知などに力点を置き、各食堂の運営の安定化、プログラムの充実、開催回数の増加、食堂間や関係機関との連携強化、住民への周知強化などを図っていく。
- 免許返納高齢者の増加、バス・タクシーの運転手不足（タクシー配車困難）など、地域における高齢者等の移動手段の確保が重要な課題となっている。

■総括

- コロナ禍においては、さまざまな活動、イベント、居場所等が制約を強いられたが、いずれも再開の兆しを見せている。今後は、コロナ禍において発達したＩＣＴ・ＷＥＢを活用した手段も積極的に活用しながら、どのような事態にも対応でき、つながり、支え合い、安心できる地域福祉の充実・発展を目指す必要がある。
- 上記の地域づくりを進めるためにも、新しい地域福祉計画の策定を通じて、島本町にふさわしい、各機関の連携と協働による「重層的支援体制」の整備について検討し、属性によらない包括的な支援の充実を図る必要がある。

（２） 第１期島本町自殺対策計画

基本施策１ 地域のネットワークの強化

■今後の課題・方向性

- 庁内の連携をより強化し、「自殺対策連絡協議会」の設置のあり方を検討していく。
- 今後も支援を必要とする人の把握に務め、これまで以上に支援機関や庁内においてスムーズに連携を行い、ニーズの掘り起こしや支援の充実を図る。

基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

■今後の課題・方向性

- 相談や支援の担い手となる町職員や、各種団体、事業所職員等に対するゲートキーパー研修等をすすめていく。

基本施策３ 住民への啓発と周知の充実

■今後の課題・方向性

- 今後も経済・生活・健康などによる自殺リスクの増加が懸念される。悩みを抱える人を早期に発見するためにも、相談先の情報を伝え、相談窓口につながるよう取り組んでいく。
- 産後うつなど、妊娠・出産期における心身の不調の把握や対応に努め、関係機関と連携した支援を図っていく。

基本施策4 生きることを促す支援の充実

■今後の課題・方向性

- 引き続き、保健所・医療機関・消防・警察との連携を強化し、自殺未遂者を早期に専門機関へとつなぎ、包括的な支援を実施できる体制の構築を図る。

基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

■今後の課題・方向性

- スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを活用しながら、さらなる連携強化を図る。
- 引き続き、すべての教職員が子どもたちの自殺について対応できるよう、周知・啓発を進めるとともに、小中学校及び教育センターにおける教育相談の充実を図る。

重点施策1 生活困窮者・無職者・失業者に対する自殺対策の推進

■今後の課題・方向性

- 現状においても、現に困窮する人だけでなく、将来の不安や生きづらさを抱える人への幅広い支援を行っているが、今後検討する「重層的支援体制」において、どのように各機関と連携し、包括的な支援を充実していけるか検討が必要。

重点施策2 高齢者に対する自殺対策の推進

■今後の課題・方向性

- 引き続き、高齢者が安心して生活できるよう、権利擁護や生きがいづくりの推進に努める。

■総括

- 地域住民や各関係機関と適宜情報共有を行い、連携しながら、個別ケースへの対応を行っているが、地域全体で自殺予防を推進する具体的な取組の実施には至っていない。
- コロナ禍を含む令和1～4年にかけて、町内の自殺者数は4～5人、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）は16～12台で推移した（同期間の国・府の自殺死亡率は17～14台）。令和5年には自殺者は3人、自殺死亡率は9.48とやや下がったが、本計画の目標値の自殺死亡率8.3以下（自殺者数2.5人以下）は達成できていない。
- 自殺対策を推進するために、引き続き、庁内、地域、各関係機関との連携により、支援が必要な人の把握や、ニーズに応じた支援を行う必要がある。また、住民や支援が必要な人を取り巻く環境・人々に対して、周知・啓発や教育の充実を図るとともに、包括的な支援体制の構築に努める必要がある。

(3) 第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画

基本目標1 相談支援・情報提供の充実

■今後の課題・方向性

- 「ひとり親家庭・女性支援員」と「就労支援員」が連携し、ひとり親、寡婦、困難な問題を抱える女性への支援を行っていく。
- 令和6年度中にふれあいセンター内に母子保健機能と児童福祉機能の連携による「こどもすこやかセンター」を設置し、子どもの支援体制の更なる強化、連携や施策の充実を図っていく。
- 引き続き、広報誌・チラシ・HP・SNS等を活用し、ひとり親家庭への支援制度の周知に努める。
- 「養育費の履行確保等支援事業」を周知・活用し、養育費の取り決めや保証契約の利用等を支援していく。

基本目標2 子育て・教育支援の充実

■今後の課題・方向性

- 引き続き、各種事業を実施するとともに、家庭生活支援員の確保や提供体制の充実等により、子育て支援の更なる充実を図る。
- ニーズ等を踏まえながら、ひとり親家庭や生活困窮世帯等を対象とした「学習支援事業」の実施について検討する。

基本目標3 生活支援の充実

■今後の課題・方向性

- 今後、「ひとり親家庭等児童福祉金」の対象要件・金額等の更なる見直しを検討（進学支援等への特化・支給額の増額等）
- 給付型奨学金の拡大により貸付相談件数は減っているが、奨学金を申し込んでいない、利用できない等の事情を抱える世帯もあることから、継続して相談支援を行う。
- 引き続き、各種事業を実施し、医療・住宅支援の充実を図る。

基本目標4 ワークライフバランスの実現

■今後の課題・方向性

- 「ひとり親・女性支援員」と「就労支援員」が連携してひとり親等への支援を実施していく。
- 就労や増収に関する相談対応時に、制度の周知を行い、利用の促進に努める。
- 引き続き、講座の開催や広報等を通じて、ワークライフバランスの啓発を行うとともに、効果的な情報提供方法について検討する。

基本目標5 啓発・交流の推進

■今後の課題・方向性

- 「第3期しまもとスマイルプラン」に基づき、啓発等の取組を推進する。啓発効果を高めるため、SNSの活用や他のイベント時に合わせて周知するなどの工夫をしていく。
- 引き続き、母子寡婦会への支援を行うとともに、相談対応時に母子寡婦福祉会の紹介を行うなど、当事者交流の機会の提供に努める。

■総括

- ひとり親家庭等の自立促進に資する各種事業や支援に継続的に取り組むとともに、相談のWEB予約の開始や、SNSを活用した情報発信・啓発など、アクセシビリティの向上に努めている。
- 今後も、ひとり親家庭等が安定した生活を送ることができるよう、保育・子育て・教育支援や、生活支援、経済的支援、就労環境の整備など、多角的な支援を推進する必要がある。
- 地域との連携強化、関係機関との情報共有や協力体制の構築による、包括的な支援の提供に努める必要がある。

第3章 計画の基本理念、施策体系

1. 計画の基本理念

人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり

「人びとの個性輝く」という表現には、障害の有無・性別や年齢、生活状況等に関係なく、誰もが個性と人格を尊重し合いながら、その人が持つ能力や経験を最大限に活かし、共生する社会の実現を目指すという思いを込めています。

また、「ふれあい豊かなやさしい地域づくり」には、地域や近隣とふれあいながら、他の人の問題や地域の問題を自分のこととして捉え、互いに助け合い、連携・協力する関係を築くまちづくりを進めるという思いを込めています。

これまで、島本町の地域福祉を推進する際の基本的な考え方であったこの基本理念を踏襲しつつ、本計画では新たに自殺対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画の4つの関連計画を包含します。各計画の一体的な推進に努め、住民が互いの個性を尊重し合いながら、ふれあい、地域の多様な生活課題に気づき、その解決に向けて地域が一体となって取り組んでいくことができる「地域共生社会」の実現に向けて、まちづくりを目指していきます。

第4期地域福祉計画の基本目標を踏まえながら、新たに包含する関連計画と合わせて施策の方向性を整理するため、次の通り施策体系を見直します。

第4期 地域福祉計画

- 1 一人ひとりがつながるまちづくり
- 2 助け合い、支え合いが活発なまちづくり
- 3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

※新たに包含する関連計画

- ・自殺対策計画
- ・ひとり親家庭等自立促進計画
- ・再犯防止推進計画
- ・成年後見制度利用促進計画



第5期 地域福祉計画（※各関連計画を包含）

- 1 包括的・重層的な支援体制をつくる
- 2 つながり支え合う、安心・安全な地域をつくる
- 3 地域福祉を支える心と人を育てる
- 4 暮らしといのちをまもる（自殺防止対策計画）
- 5 ひとり親家庭等への支援を推進する（ひとり親家庭等自立促進計画）
- 6 防犯・更生保護を推進する（再犯防止推進計画）
- 7 権利擁護を推進する（成年後見制度利用促進計画）

2. 施策体系

基本目標1 包括的・重層的な支援体制をつくる
1-1 包括的な相談支援体制の構築
1-2 誰一人取り残さない支援・サービスの充実
基本目標2 つながり支え合う、安心・安全な地域をつくる
2-1 交流と地域活動・公益活動の推進
2-2 見守り・助け合いの地域福祉活動の推進
2-3 緊急時・災害時の支援の充実
2-4 安心・安全な生活環境づくり
基本目標3 地域福祉を支える心と人を育てる
3-1 人権意識、福祉意識の向上
3-2 地域福祉を支える人材の育成・確保
基本目標4 暮らしといのちをまもる（自殺防止対策計画）
4-1 生活困窮者支援の推進
4-2 自殺予防のための体制整備・人材育成
4-3 いのちを守る教育・啓発の推進
4-4 自殺予防にかかる相談・支援の充実
基本目標5 ひとり親家庭等への支援を推進する（ひとり親家庭等自立促進計画）
5-1 相談支援・情報提供・就労支援の充実
5-2 子育て・教育支援の充実
5-3 生活支援・経済的支援の充実
基本目標6 防犯・更生保護を推進する（再犯防止推進計画）
6-1 防犯・更生保護活動などの推進
6-2 再犯防止に向けた支援
基本目標7 権利擁護を推進する（成年後見制度利用促進計画）
7-1 権利擁護の推進
7-2 成年後見制度利用促進のための体制整備

基本理念

人びとの個性輝く、
ふれあい豊かなやさしい地域づくり

基本目標7

権利擁護を推進する
(成年後見制度利用促進計画)

基本目標6

防犯・更生保護を推進する
(再犯防止推進計画)

基本目標5

ひとり親家庭等への支援を推進する
(ひとり親家庭等自立促進計画)

基本目標4

暮らしといのちをまもる
(自殺対策計画)

基本目標3

地域福祉を支える心と人を育てる

基本目標2

つながり支え合う、安心・安全な地域をつくる

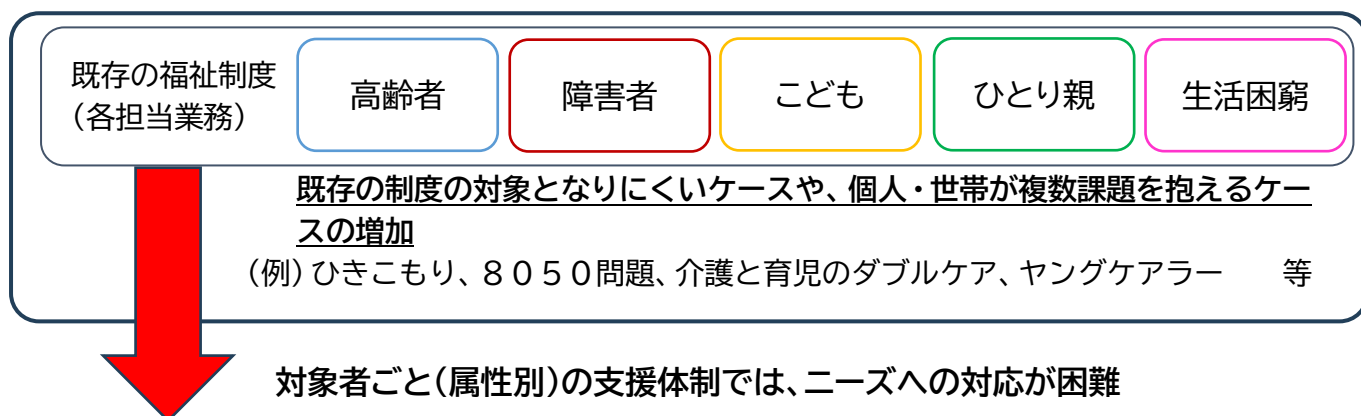
基本目標1

包括的・重層的な支援体制をつくる

3. 重層的支援体制の構築について

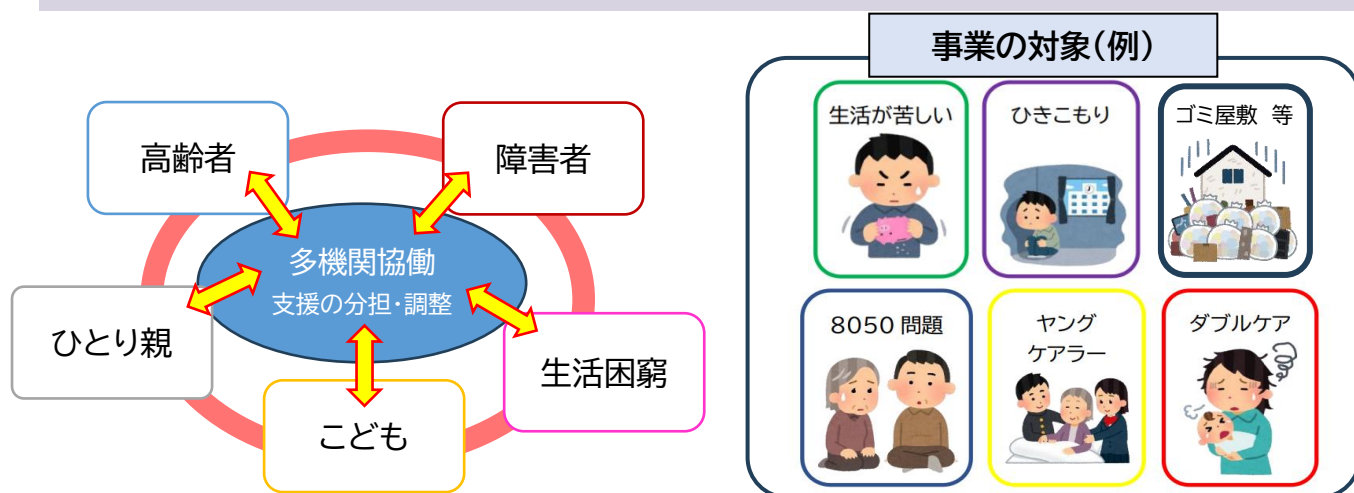
本計画において、構築に向けて実施を進める重層的支援体制整備事業とは、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として、「社会福祉法」に位置づけられています。地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、市町村が民間団体、地域住民など地域の構成員の協働により、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要であることから、令和3（2021）年4月に創設されたものです。

（１） 事業の全体像



「重層的支援体制整備事業」の創設

○市町村において、すべての地域住民を対象とした、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備を行う事業



- ・どこに相談すればいいのかわかりにくい、生活上のさまざまな困りごと相談を受け付ける
- ・受け付けた相談はさまざまな関係機関と情報共有し、課題解決に向けたチーム支援を行う

(2) 事業の内容

重層的支援体制整備事業の内容は以下に示す通りです。下表の対象事業の内容に示す通り、本町においても既に一部事業を実施しているところですが、本計画の基本目標1「包括的・重層的な支援体制をつくる」において、新規事業の実施及び各関係機関・人材の有機的な連携による、島本町ならではの包括的・重層的な支援体制の構築に向けて取組を進めていきます。

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、「包括的相談支援事業」において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については「多機関協働事業」につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」により、本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には、「参加支援事業」を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、「地域づくり事業」を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

<重層的支援体制整備事業の対象事業>

事業区分	内容
包括的相談支援	【介護分野】 地域包括支援センターの運営 (<u>委託:島本町地域包括支援センター</u>)
	【障害分野】 障害者相談支援事業 (<u>委託:地域福祉支援センター島本</u>)
	【子ども分野】 利用者支援事業 (<u>直営:こどもすこやかセンター</u>)
	【生活困窮分野】 生活困窮者自立相談支援事業 (<u>委託:社協「生活自立相談窓口」</u>)
新 参加支援	既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等を提供
地域づくりに向けた支援	【介護分野】 一般介護予防事業(通いの場等の事業) (<u>いきいき百歳体操</u>)
	【介護分野】 生活支援体制整備事業 (<u>委託:社協「ささえ愛ネットワーク」</u>)
	【障害分野】 地域活動支援センター事業
	【子ども分野】 地域子育て支援拠点事業 (<u>委託:各保育施設</u>)
	【生活困窮分野】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
新 アウトリーチ等を通じた継続的支援	訪問等により継続的に繋がり続ける機能
新 多機関協働事業	世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能
新 支援プランの作成	上記(多機関協働事業)と一体的に実施

(下線の()内は、既存の実施事業所等)

(3) 重層的支援体制整備事業による支援の流れ（参考）

① 相談(本人・支援者など)

包括的相談支援事業

〇〇のことで相談したいのですが



② 支援プランの作成

多機関協働事業



③ 支援会議の開催、支援方針の決定

多機関協働事業

〇〇について支援が必要ではないでしょうか

こちらでは〇〇の支援ができます



④ チームで支援

多機関協働事業

参加支援事業

アウトリーチ等を通じた
継続的支援事業



第4章 基本目標と施策の展開

基本目標1 包括的・重層的な支援体制をつくる

地域における多様な福祉ニーズに対応するため、福祉に関する情報提供体制の充実や、複雑化・複合化するさまざまな問題に対応できる相談支援体制の構築、適切な支援へのつながりができる包括的・重層的な支援体制の構築を進めます。

【基本目標1が目指す目標像：不安や悩みの相談先がある】

成果指標名	基準値（令和5年度）	目標（めざす方向）
不安や悩みを感じたときの相談先がない人の割合 （「相談する人がいない」＋「どこに相談すればよいかわからない」回答者の減少） （島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果）	12.3%	↓ 減少

1-1 包括的な相談支援体制の構築

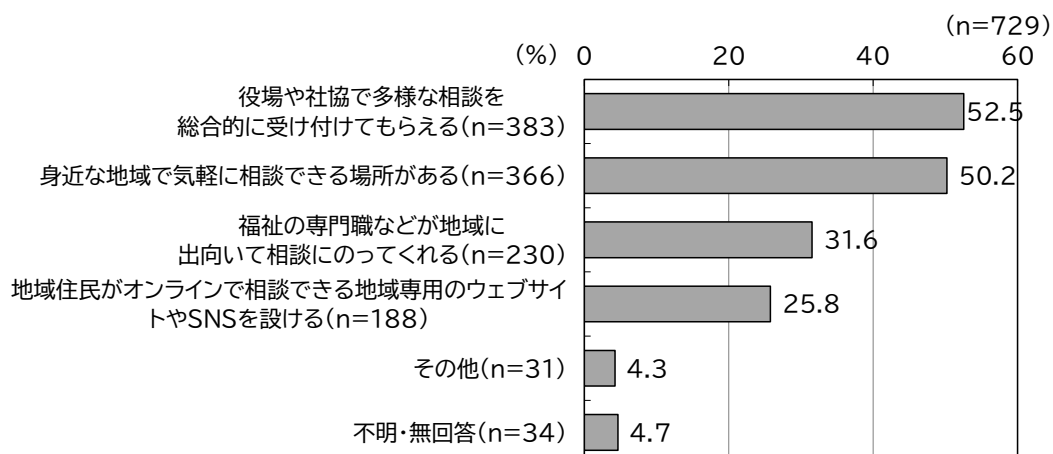
【現状と課題】

- 住民が抱く不安や悩み等を把握し、深刻な事態になる前に適切に対応するためには、相談機関が果たす役割が非常に大きいといえます。保健・医療・福祉に関する相談では、町役場の担当窓口をはじめ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地区福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、人権文化センター、障害者基幹相談支援センター、こどもすこやかセンター等があり、さまざまな相談を受けられる体制が整っています。
- アンケート調査結果からも、ちょっとした悩みや不安は身近な家族や親族、友人に相談する人が多いと思われますが、「役場や社協で多様な相談を総合的に受け付けてもらえる」「身近な地域で気軽に相談できる場所がある」ことへのニーズも高くなっています。
- ひきこもりや8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど、複雑化・複合化する住民の課題に対応するため、国では、令和3年4月に重層的支援体制整備事業が創設されました。本町においても、重層的支援体制整備事業において進める支援の入り口として、包括的な相談支援体制の構築が求められています。

【関連するアンケート調査結果】

■不安や悩みがあるとき、地域で孤立している人や気がかりな人に気づいたときに必要な仕組み
(令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より)

「役場や社協で多様な相談を総合的に受け付けてもらえる」「身近な地域で気軽に相談できる場所がある」がともに5割強と高くなっています。



【関連する関係団体ヒアリング結果】

■相談機関の連携と複合的課題への対応

- ・複合的な課題の解消に向けて、相談機関の連携や役割分担を円滑にする仕組みづくり
- ・社協・福祉関係機関および庁内を横断したメンバーによる協議体を設け、地域の問題を共有し、施策を展開する仕組みを整備

【取組施策】 (1-1: 包括的な相談支援体制の構築)

	施策項目	施策の方向 (主な取組 ★は新規事業)	担当課
①	重層的支援の体制整備と連携強化	● 一つの支援機関だけでは対応が難しい、複雑化・複合化した課題を抱える人(世帯)への支援を充実するため、重層的支援体制の整備を進めます。 [主な取組] ★【重層】重層的支援体制整備事業の実施 ▶各相談機関とのネットワーク構築 ▶地域の支援ニーズ・支援対象者の把握	福祉推進課

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
②	包括的な相談支援事業の充実	● 各種相談窓口の連携や、それぞれの住民にとって身近な相談場所の充実、調整役の配置等により、包括的な相談支援体制の構築を進めます。 [主な取組] ▶【重層】包括的な相談支援事業（地域包括支援センター、障害者相談支援事業、障害者基幹相談支援センター、こどもすこやかセンター、生活困窮者自立支援事業） ▶コミュニティソーシャルワーカー配置事業 ★総合的な相談窓口の検討	福祉推進課 高齢介護課 すこやか推進課 こども家庭課
③	専門的な相談窓口の充実	● 専門的な相談に対応する窓口の整備・充実に取り組みます。 [主な取組] ▶法律相談 ▶障害者相談（障害者相談支援事業・基幹相談支援センター） ▶生活困窮者・ひきこもり相談（生活自立相談窓口） ▶ひとり親・DV・困難な問題を抱える女性の相談（ひとり親家庭・女性支援員） ▶高齢者の総合相談（地域包括支援センター） ▶女性相談 ▶人権相談・人権ケースワーク相談 ▶総合生活相談 ▶行政相談▶ 消費者相談 ▶教育相談 ▶妊産婦・子ども・子育て家庭の総合相談（こどもすこやかセンター）	福祉推進課 高齢介護課 すこやか推進課 こども家庭課 人権文化センター にぎわい創造課 教育推進課
④	複合的な課題を抱える人への支援の調整・進捗管理	● 複雑化・複合化したケースに関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす、多機関協働事業に取り組みます。 [主な取組] ★【重層】多機関協働事業（関係機関による「支援会議」等の開催、「支援プラン」の作成・進捗管理）	福祉推進課

【取組指標】（１－１： 包括的な相談支援体制の構築）

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
地域包括支援センターの相談支援件数	1,302 件	↑ 増加
障害者相談支援事業の相談支援件数	2,940 件	↑ 増加
生活困窮者自立相談支援事業の相談支援件数	1,651 件	↑ 増加
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談支援件数	1,448 件	↑ 増加
支援プランの新規作成件数（年間） 【重層】	（未実施）	↑ 増加
支援会議、重層的支援会議の開催数 【重層】	（未実施）	↑ 増加

1-2 誰一人取り残さない支援・サービスの充実

【現状と課題】

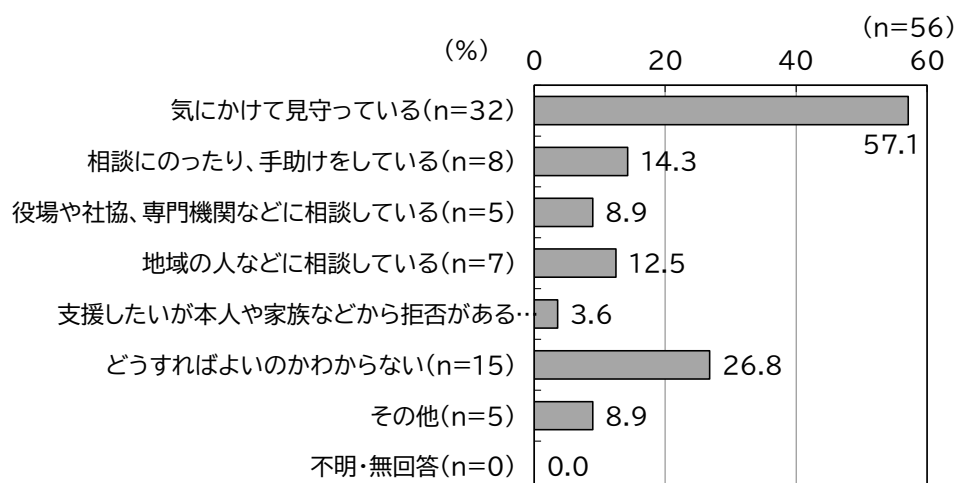
- 地域に暮らす住民の抱える不安や悩みは一人ひとり異なり、それぞれの困難や課題に寄り添うためには、支援やサービスの充実とともに、必要な人に必要な支援やサービスが届く仕組みが必要です。
- 島本町では、広報しまもと、各種制度・サービスに関するパンフレット、町ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用し、福祉サービスに関する情報提供を行なっています。
- 引き続き、さまざまな広報媒体を活用したきめ細やかな情報提供や情報のバリアフリー化を進めるとともに、地域に存在する多様なニーズや課題の把握に努め、その解決に資する手法の検討が求められています。

【関連するアンケート調査結果】

■地域に孤立している人や気がかりな人になっていること

(令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より)

地域に孤立している人や気がかりな人になっていることについては、「気にかけて見守っている」が57.1%で最も高い一方、次いで「どうすればよいのかわからない」という回答も26.8%と高くなっています。



【関連する関係団体ヒアリング結果】

■世代間のつながりと孤立対策

- ・孤独・孤立への対策を強化し、地域福祉の施策を推進する
- ・世代間のニーズを把握し、地域全体で福祉活動を生かすためのつながりや支え合いを推進する

【取組施策】 (1-2: 誰一人取り残さない支援・サービスの充実)

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	各種サービス・制度の情報提供	● 広報誌、ホームページ、SNS、サービス案内冊子などを活用し、福祉サービス等に関して誰もがわかりやすい情報提供を推進します。 【主な取組】 ▶福祉サービス・支援制度の広報媒体での情報発信・提供	福祉推進課 高齢介護課 こども家庭課
②	介護・福祉サービスの充実	● 必要な人に必要な支援が届くよう、引き続き介護・福祉サービスの充実に努めます。 【主な取組】 ▶介護保険サービス・高齢者福祉サービス ▶障害福祉サービス ▶その他福祉施策など	福祉推進課 高齢介護課
③	さまざまな手法でのアプローチ・継続的支援	● 対象者のさまざまなニーズや状況に合わせて、多様な手法によるアプローチや居場所づくりなどを行う体制を整備し、継続的な支援の提供を図ります。 【主な取組】 ★【重層】参加支援事業 ★【重層】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	福祉推進課 高齢介護課
④	さまざまな課題を抱える人への支援	● ひきこもり、ヤングケアラー、ダブルケアなど、複合的な課題を抱える人への支援の実施と体制づくりに取り組みます。 【主な取組】 ▶ヤングケアラー・ダブルケア・8050問題・ひきこもり・困難な課題を抱える女性・外国人などへの支援 ▶孤独・孤立対策	福祉推進課 高齢介護課 すこやか推進課 こども家庭課
⑤	さまざまな生活課題への対応	● 地域の生活に関する多様なニーズの把握に努め、その課題に対応できる新たなサービス・事業の開発・提供を検討します。 【主な取組】 ▶地域の生活課題に対応した新たなサービス・事業の検討	福祉推進課

【取組指標】 (1-2: 誰一人取り残さない支援・サービスの充実)

取組指標名	基準値（令和5年度）	目標（めざす方向）
福祉サービス・支援制度の情報発信数 （広報誌・SNS）	24 件	↑ 増加
参加支援事業の対象となる事業数 【重層】 （訓練・体験の場、見守り等）	（未実施）	↑ 増加

基本目標2 つながり支え合う、安心・安全な地域をつくる

島本町で暮らし、関わる人たちの交流を促し、つながり、助け合える地域をつくります。また、災害時支援体制の充実や、日常的な安心・安全の確保される生活環境の整備を進め、暮らしやすい地域づくりに努めます。

【基本目標2が目指す目標像：地域活動等に参加する住民が増えている】

成果指標名	基準値（令和5年度）	目標（めざす方向）
地域活動やボランティア活動に参加している人の割合 （「参加している」回答者の増加） （島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果）	13.0%	↑ 増加

2-1 交流と地域活動・公益活動の推進

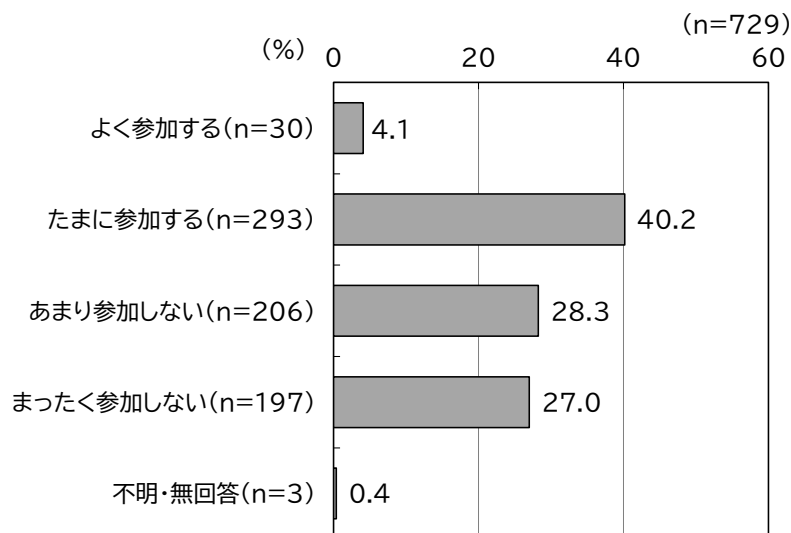
【現状と課題】

- 近年の宅地開発により町人口は増加傾向にありますが、特に町外から転居してきた世帯はつながりを持つ機会が少ないと考えられることから、誰もが参加できる、参加したくなる交流の機会を創出する必要があります。
- 住民が地域のつながりの重要性を意識し、積極的に交流することができるよう、多様な主体による公益活動を推進するとともに、住民の地域の行事やイベント等への参加を促進し、ふれあいや交流活動を通じて地域の絆を深める必要があります。

【関連するアンケート調査結果】

■地域での交流の場やイベントへの参加

（令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より）



地域での交流の場やイベントについては、「たまに参加する」が40.2%で最も高い一方、次いで「あまり参加しない」「まったく参加しない」が合わせて5割を超えています。

【関連する関係団体ヒアリング結果】

■コミュニティ活動の活性化

- ・住民自治を活性化させる新しい仕組みづくり
- ・自治会の組織づくりや消滅防止を支援し、人のつながりを促進する施策が必要

【取組施策】 (2-1: 交流と地域活動・公益活動の推進)

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	交流の場・居場所づくりへの支援	● 地域で開催される行事やイベント等を通じて、年齢や障害の有無に関係なく、さまざまな人が交流できる居場所づくりを促進します。 【主な取組】 ▶ 【重層】地域づくり事業（いきいき百歳体操など介護予防事業、コミュニティカフェなど生活支援体制整備事業、地域子育て支援拠点事業 など） ▶ 子どもの居場所づくり事業（子ども食堂・学習の場などへの支援） ▶ 社協地区サロン（子育てサロン・いきいきサロン・デジタルふれあいカフェ など） ▶ 認知症カフェ ▶ 放課後子ども教室	福祉推進課 高齢介護課 教育総務課
②	コミュニティ活動への支援	● 自治会など地域団体の組織化やその活動を支援することで、コミュニティ活動の充実に努めます。 【主な取組】 ▶ 自治会などへの支援	政策企画課
③	福祉団体への支援	● 地域において福祉的活動を行う団体への支援を充実します。 【主な取組】 ▶ 福祉団体への支援と連携（高齢者団体、障害者団体、その他福祉団体） ▶ 障害者自発的活動支援事業	福祉推進課 高齢介護課
④	多様な主体による公益活動の推進	● 地域に関わる多様な主体による公益活動を推進し、地域の交流・コミュニティ活動の活発化を図ります。 【主な取組】 ▶ 社会福祉施設地域貢献連絡会（社協） ▶ 公募型公益活動事業補助金 ▶ NPOとの連携 ▶ 大学・企業等との連携	福祉推進課 政策企画課 人権文化センター

【取組指標】 (2-1: 交流と地域活動・公益活動の推進)

取組指標名	基準値（令和5年度）	目標（めざす方向）
地域づくり事業の地域拠点数 【重層】 （介護予防事業、生活支援体制整備事業、地域子育て支援拠点事業 など）	49 か所	↑ 増加
子どもの居場所づくり事業の地域拠点数 （子ども食堂・学習の場など）	9 か所	↑ 増加
自治会加入世帯数	7,924 世帯	↑ 増加
社会福祉施設地域貢献連絡会による公益活動件数（出前講座・研修会）	5 件	↑ 増加

2-2 見守り・助け合いの地域福祉活動の推進

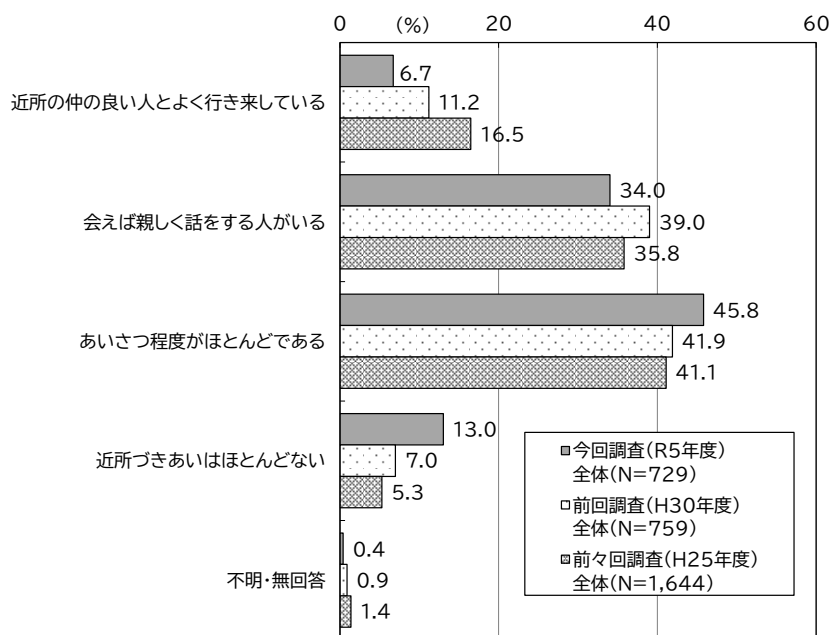
【現状と課題】

- 少子高齢化による家族構成やライフスタイルの変化等により、地域社会における住民同士の人間関係が希薄になる傾向があります。アンケート調査結果においても、「近所付き合いはほとんどしない」という割合は年々増加しており、全国的にも社会的孤立の問題が顕在化しています。
- 島本町では、地域に暮らす住民が安心して生活でき、地域に見守り・助け合いの風土が醸成するように、島本町社会福祉協議会、民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携を強化しながら、小地域ネットワーク活動や住民によるボランティア活動を推進しています。
- これまでも地域活動に対する理解を深めるため周知に努めてきましたが、広報媒体の活用や広報等に掲載する頻度を充実する、デジタル技術を活用した参加しやすい地域活動を支援する等、さらなる周知・啓発および支援の充実に取り組む必要があります。

【関連するアンケート調査結果】

■どのような近所づきあいをしているか

（令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より）



ふだんの近所づきあいについてが過去調査と比較すると、「近所づきあいはほとんどない」が増加している一方、「近所の仲の良い人とよく行き来している」が減少しており、親密な近所づきあいが減ってきている状況がうかがえます。

【関連する関係団体ヒアリング結果】

■コンパクトでつながりやすい町

- ・「声を掛けたら届く」ようなコンパクトな町で、人と人がつながりやすく、交流が深まりやすい
- ・小地域ネットワーク活動を活発化したい（子育てサロン、いきいきサロン、配食サービス等）

【取組施策】 (2-2: 見守り・助け合いの地域福祉活動の推進)

	施策項目	施策の方向(主な取組 ★は新規事業)	担当課
①	島本町社会福祉協議会への支援	● 本町における地域福祉推進の核である島本町社会福祉協議会への支援を充実し、地区福祉委員会活動等、その機能が十分に発揮されるよう努めます。 [主な取組] ▶島本町社会福祉協議会への運営補助・事業補助など	福祉推進課
②	地域での見守り・助け合い活動の推進	● 地域での見守り・助け合い活動を強化・推進するため、多様な小地域ネットワーク活動や住民同士の支え合い活動等を支援します。 [主な取組] ▶小地域ネットワーク活動(各種サロン、配食、世代間交流など) ▶住民支え合い生活援助事業「たのむ和」(社協) ▶ひとり暮らし高齢者等実態把握事業	福祉推進課 高齢介護課
③	ボランティア活動の推進	● 島本町社会福祉協議会ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動等住民による福祉活動を幅広く支援します。 ● 島本町ボランティア情報センターにおいて、ボランティアに関する情報の収集等、ボランティア活動の活性化に向けた取組を推進します。 [主な取組] ▶社会福祉協議会ボランティアセンターの運営(相談・登録・派遣・養成) ▶町ボランティア情報センターの運営(情報登録)	福祉推進課 人権文化センター
④	民生委員児童委員活動への支援	● 地域の身近な相談相手である民生委員児童委員との連携を深め、情報提供や講座・研修会等を通じて資質向上に努めるとともに、その役割や活動内容について、積極的かつ効果的な周知を図ります。 [主な取組] ▶民生委員児童委員協議会への支援と連携	福祉推進課
⑤	デジタル技術の活用と活用支援	● 地域活動に参加する人たちがデジタル技術を活用できるよう支援し、誰でも、いつでも、どこからでも参加しやすい地域活動を推進します。 [主な取組] ▶地域活動におけるデジタル技術活用の推進(オンラインでの申込、リモート開催、公開型GISの活用、動画配信、SNSでの情報発信・共有など) ▶高齢者等のデジタルデバインドへの対応(スマホ教室、デジタルふれあいカフェ、スマホボランティア、パソコン講座 など)	行革デジタル推進課 福祉推進課 人権文化センター

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
⑥	高齢者等の終活・死後事務の支援	● 高齢者や身寄りのない方が、人生の終わりについて考えたり、死後の手続きに向けて準備することへの啓発や支援を行います。 [主な取組] ▶人生会議（ACP）などの普及啓発 ▶墓地埋葬法による身寄りがいない人の埋火葬執行 ★身寄りがいない人の死後事務支援の情報収集・検討	福祉推進課 高齢介護課

【取組指標】 （２－２： 見守り・助け合いの地域福祉活動の推進）

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
小地域ネットワークのグループ援助利用者数 （いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流事業など）	3,724 人 （延べ参加者数）	↑ 増加
小地域ネットワークの個別援助利用者数 （配食・見守り訪問・安心キット配付）	17,238 人 （延べ利用者数）	↑ 増加
社協ボランティアセンターの相談・派遣件数	相談：130 件 派遣：145 回	↑ 増加
民生委員児童委員の相談・訪問件数	14,175 件	↑ 増加
地域住民を対象にしたスマホ・パソコン講座等の開催回数（町＋社協実施分）	36 回	→ 維持

2-3 緊急時・災害時の支援の充実

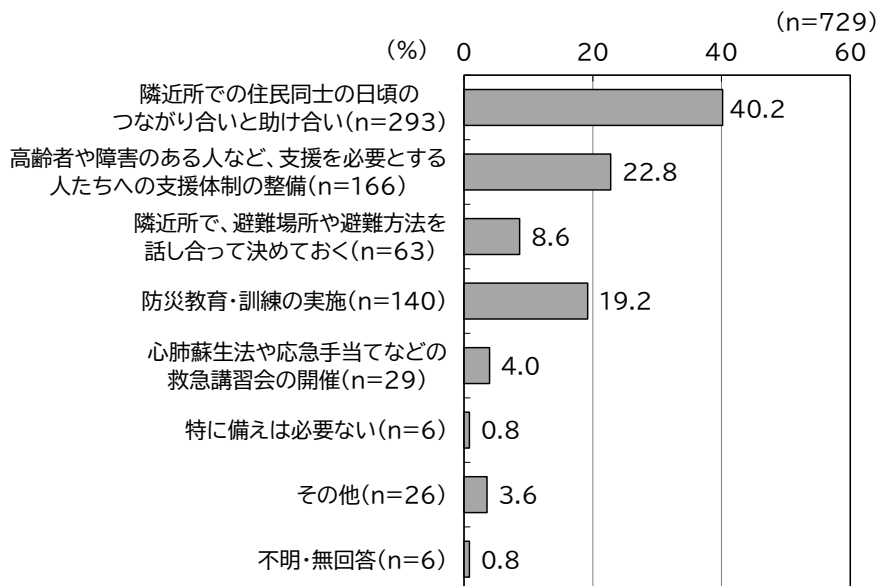
【現状と課題】

- 島本町では、ひとり暮らしの重度身体障害者やひとり暮らし高齢者等を対象とした「緊急通報装置設置事業」や、子どもたちの登下校時の見守り、防犯カメラの設置等の安全対策の充実に努めており、引き続き関係機関と連携しながら取組を推進することが重要です。
- 近年頻発する自然災害をきっかけとして、防災を含め地域全体の安心・安全なまちづくりに対する住民意識が高まるとともに、自主防災組織等の地域コミュニティが果たす役割の重要性が再認識されています。

【関連するアンケート調査結果】

■災害に対して地域で最も必要だと思う備え

(令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より)



災害に対して地域で最も必要だと思う備えについては、「隣近所での住民同士の日頃のつながり合いと助け合い」が40.2%で最も高く、次いで「高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」「防災教育・訓練の実施」が2割前後となっています。

【関連する関係団体ヒアリング結果】

■災害ボランティアの周知

- ・災害ボランティアや福祉教育についての周知が不十分で、一般住民の理解が不足している
- ・災害ボランティアの周知と定期的な勉強会の開催が必要

【取組施策】 (2-3: 緊急時・災害時の支援の充実)

	施策項目	施策の方向(主な取組 ★は新規事業)	担当課
①	高齢者等の緊急時支援体制の充実	● ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等が、緊急時においても適切な支援が受けられ、安心して暮らせる環境づくりを推進します。 [主な取組] ▶緊急通報装置設置事業 ▶安心ボトルの配付(町)、安心キットの配付(社協) ▶認知症高齢者等見守りネットワーク ▶安全安心ネットワーク事業「いまどこネット」(社協)	福祉推進課 高齢介護課

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
②	子どもの安全・安心対策の充実	● 地域住民や関係団体の協力のもと、子どもの安全・安心対策の強化・充実に努めます。 [主な取組] ▶不審者情報等の配信（メール・SNS） ▶子ども安全マップの作成・配付 ▶こども 110 番の家 ▶安全ボランティア	教育推進課
③	避難行動要支援者への支援体制の充実	● 災害時の避難等に支援が必要な要介護高齢者や重度障害者等の「避難行動要支援者登録名簿」の作成・更新、協定を締結した地域の支援機関との情報共有を行います。 ● 登録者のうち、災害リスクが高い方等について、個別の避難方法や支援内容等を定める「個別避難計画」の作成・更新を進めます。 [主な取組] ▶避難行動要支援者の登録・更新 ▶個別避難計画の作成・更新	福祉推進課 危機管理室
④	災害に備えた体制整備	● 危険区域や避難所・避難方法等を周知する「ハザードマップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を促進します。 [主な取組] ▶ハザードマップの更新 ▶タイムラインの普及啓発 ▶町防災訓練の実施、地域や施設の訓練の開催支援 ▶自主防災組織への支援 ▶要配慮者施設における避難計画策定・訓練実施	危機管理室
⑤	災害時の助け合い活動の推進	● 大規模災害時に外部からのボランティアの受け入れ調整等を行う「災害ボランティアセンター」の運営に向けた体制整備を進めるとともに、他の被災地域への支援・協力、災害義援金の募集などに取り組みます。 [主な取組] ▶災害ボランティアセンターの運営準備（社協） ▶他の被災地域への支援・協力（職員派遣、物資支援、ボランティア協力など） ▶災害義援金の募集	福祉推進課 危機管理室

【取組指標】 （２－３： 緊急時・災害時の支援の充実）

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
緊急通報装置設置件数	172 件	↑ 増加
安全ボランティアの登録者数	49 人	↑ 増加
個別避難計画の作成件数	5 件	↑ 増加
避難行動要支援者名簿を共有する支援機関数（町との協定締結団体）	11 機関	↑ 増加
自主防災組織の加入率	51.2%	↑ 増加
災害ボランティアセンターの事前登録者数	18 人	↑ 増加

2-4 安心・安全な生活環境づくり

【現状と課題】

- 高齢者や障害者を含め、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に住み続けられるよう、住宅の耐震化やバリアフリー化、空き家対策などを進める必要があります。
- 子ども、妊産婦、高齢者、障害者などに配慮し、誰もが利用しやすい施設等の整備が求められており、施設・公園・道路などにおいて、バリアフリー化、安全対策などの改善を進めていく必要があります。
- 近年、自動車運転免許を返納した高齢者の増加、バス・タクシーの運転手不足などにより、地域における高齢者等の移動手段の確保が重要な課題となっています。全国では、過疎地域や公共交通空白地域、タクシー不足に悩む観光地・都市部などにおいて、オンデマンドタクシー（予約制の乗合タクシー）、自動運転、ライドシェア（一般ドライバーによる有償運送）などの新たな取組を進めている地域もあります。本町においても、福祉ふれあいバスや移送サービス（タクシー代助成）等の既存事業により高齢者や障害者の外出を支援するとともに、高齢者等が移動しやすい交通環境づくりに向けた検討が必要となっています。

【関連する関係団体ヒアリング結果】

■交通とアクセスの課題

- ・ 移動手段がない人が行きたいところに行けない、参加したいものがあるにもかかわらず参加できない状況
- ・ 高齢者の買い物や病院への移動手段の充実が必要

【取組施策】

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	安全な住環境の整備	● 住宅の耐震化やバリアフリー化、空き家対策など、地域住民が安心して暮らせる住環境の整備を進めます。 [主な取組] ▶住宅の耐震化等補助事業 ▶空き家等対策事業 ▶高齢者・障害者の住宅改修への助成	都市計画課 福祉推進課 高齢介護課
②	すべての人にやさしいまちづくり	● 公共施設や交通バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進により、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。 [主な取組] ▶公園・公共施設のバリアフリー化 ▶道路の補修改善・バリアフリー化 ▶ユニバーサルデザインの推進	都市整備課 都市計画課

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
③	高齢者等の移動手段の確保	● 高齢者・障害者等の外出を支援するとともに、高齢者等の移動手段のあり方について検討を進めます。 〔主な取組〕 ▶福祉ふれあいバスの運営 ▶高齢者・障害者へタクシー代助成（移送サービス） ★高齢者等が移動しやすい交通環境づくりに向けた検討	福祉推進課 高齢介護課 都市整備課 政策企画課

【取組指標】（２－４： 安心・安全な生活環境づくり）

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
住宅耐震補助事業の利用件数 （診断・設計・改修・撤去の合計）	14 件	↑ 増加
町道の改良済率	70.7%	↑ 増加

基本目標3 地域福祉を支える心と人を育てる

島本町で暮らす、すべての人々にとって住みよい地域をつくるために、性別や年齢、障害の有無に関わらず、個人の人権を尊重し、互いに理解し合う意識の醸成に努めるとともに、互いに助け合い、支え合う地域の担い手づくりを進めます。

【基本目標3が目指す目標像：住民の福祉への関心が高まっている】

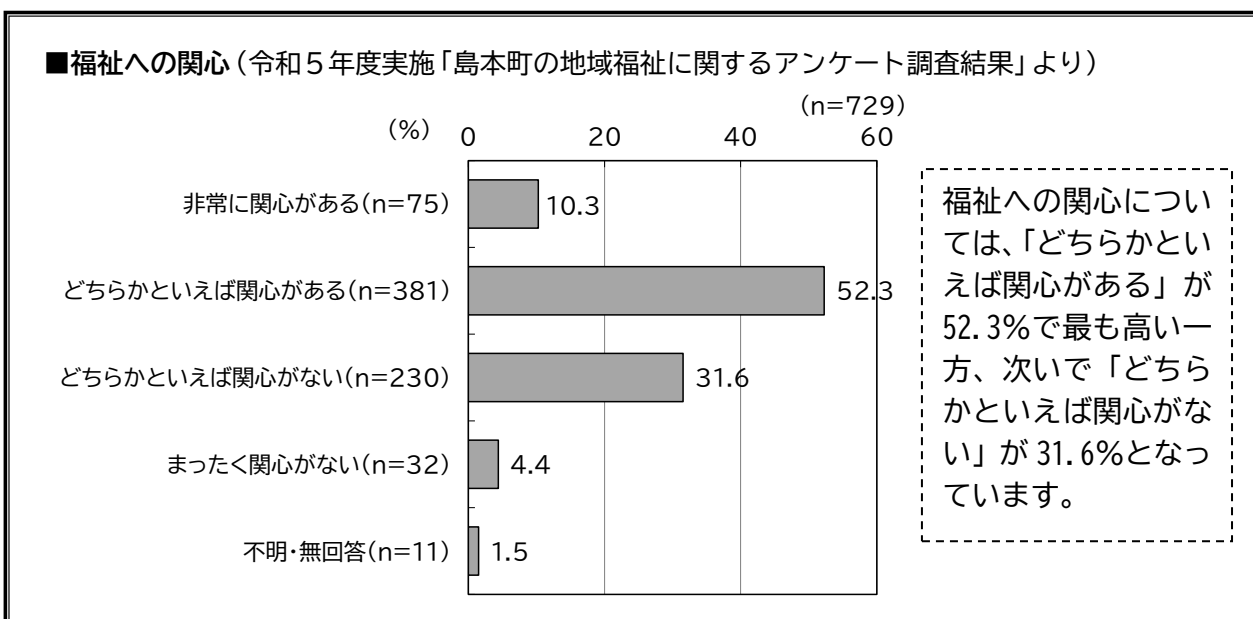
成果指標名	基準値（令和5年度）	目標（めざす方向）
福祉への関心がある人の割合 （「非常に関心がある」＋「どちらかといえば関心がある」 回答者の増加） （島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果）	62.6%	↑ 増加

3-1 人権意識、福祉意識の向上

【現状と課題】

- 私たちの住む地域には、子どもや高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等、さまざまな人が生活しています。地域で安心して生活していくにはお互いの人権や権利、価値観を認め合い、相手を尊重し、思いやるこころを持つことが必要です。また、すべての人が分け隔てなく参画できる地域づくりが求められています。
- 同和問題をはじめ、子どもや障害者、高齢者への虐待や女性に対する問題、インターネットを利用した人権侵害、感染症や難病等に対する偏見等、さまざまな課題があります。こうした課題の解決に向けて、隣保館である人権文化センターと連携して人権意識の向上を図るとともに、家庭、学校、職場、地域等のさまざまな機会を通じて、啓発や教育等を進め、住民の福祉への関心を高め、お互いが尊重し合い、共生する社会を築くことが必要です。

【関連するアンケート調査結果】



【関連する関係団体ヒアリング結果】

■地域福祉への関心を高める住民へのアプローチ

- ・地域福祉が自分に関係ないと思う人が多く、関心を高めるための対策が求められている
- ・若い世代や新しい住民に地域福祉活動への関心を持ってもらうための施策が必要

【取組施策】（３－１： 人権意識福祉意識の向上）

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	人権啓発の推進	● 地域で暮らす一人ひとりが個人の尊厳やプライバシーを理解しながら、相手を思いやり、互いを大切にする意識やこころを育むため、さまざまな媒体やイベント等を通じた人権啓発を推進します。 [主な取組] ▶人権に関する広報・啓発（広報誌・HP・SNS など） ▶人権文化センターの運営 ▶人権のつどい ▶人権や男女共同参画に関する講座	人権文化センター
②	地域福祉の普及・啓発	● 各種広報媒体を活用して、地域福祉やボランティア等に関する情報の発信を強化し、地域福祉を知る・学ぶ機会の充実に努めます。 [主な取組] ▶地域福祉に関する情報発信・啓発（広報誌・HP・SNS など）	福祉推進課
③	福祉教育の推進	● すべての住民の自立や社会参加を妨げることをないよう、福祉についての正しい理解・認識を深めるための教育を充実します。 [主な取組] ▶学校等での福祉教育 ▶子どものボランティア体験学習・ボランティア体験イベント・出前講座（社協） ▶地域住民を対象としたイベント・講座（社協まつり・ボランティアフェスティバルなど）	教育推進課 福祉推進課

【取組指標】（３－１： 人権意識福祉意識の向上）

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
人権に関する講座の受講者数	112 人	↑ 増加
地域福祉・ボランティアに関する情報発信数（広報誌・SNS）	76 件	↑ 増加

3-2 地域福祉を支える人材の育成・確保

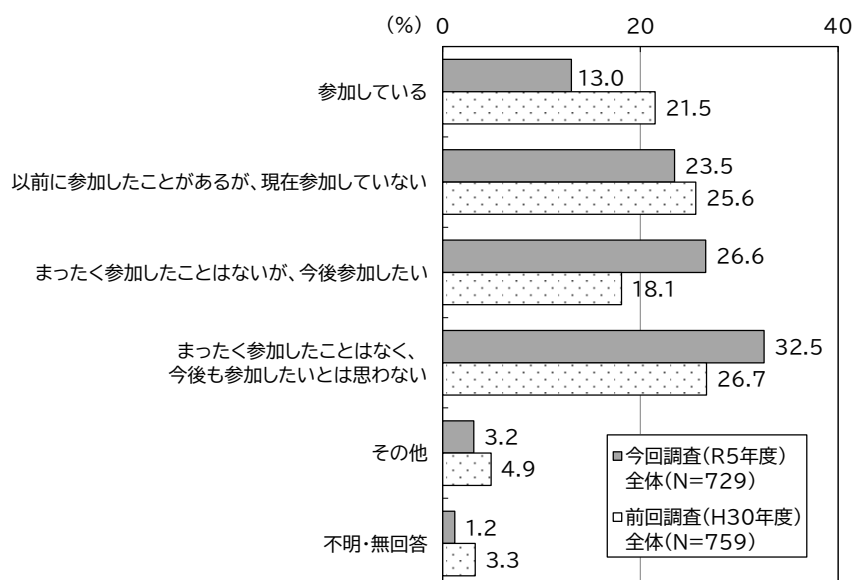
【現状と課題】

- 地域福祉を進める主役は住民であり、住民参加の必要性はさまざまな場面で増大していますが、地域活動への参加は、年齢が高い世代が多く、若い世代の参加が少ない状況といえます。また、アンケート調査結果においては、地域活動やボランティア活動に「参加している」割合は減少している一方で、「参加したことはないが、今後参加したい」割合は増加しており、潜在的な参加（意向）者は一定数おられることがうかがえることから、各年代それぞれの関心や地域に対する問題意識を行動に変え、地域の力としていくことが求められます。
- 住民主体の取組を促進するためには、地域の状況や地域活動に関する情報提供、ボランティア体験の推進、地域の活動事例の紹介等、地域活動に参画するきっかけづくりが必要です。

【関連するアンケート調査結果】

■地域活動やボランティア活動への参加

（令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より）



地域活動やボランティア活動への参加について前回（平成30年度）と比較すると、「参加している」が8.5ポイント減少している一方、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が8.5ポイント増加しています。

【関連する関係団体ヒアリング結果】

■地域福祉活動の活性化

- ・福祉活動者や地域の住民の高齢化が進行
- ・ボランティアや福祉情報の一本化と情報提供の充実が必要

【取組施策】 （３－２： 地域福祉を支える人材の育成・確保）

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	ボランティアの養成	● 地域住民のボランティア活動への参加を働きかけるため、ボランティアの種類や経験に応じた講座等を実施し、参加機会を創出します。 [主な取組] ▶ボランティア養成講座（社協）	福祉推進課
②	地域福祉活動の担い手の確保	● 若者や転入者など、新たなボランティア人材の確保に向け、団体加入やボランティア登録の働きかけ、ボランティア団体の組織化支援などを行います。 ● 民生委員児童委員や地区福祉委員、自治会役員など、地域福祉や地域活動の担い手の確保に向け、負担軽減や、効率的な活動・組織づくりへの支援などに取り組めます。 [主な取組] ▶ボランティア人材の確保に向けた取組、組織化支援 ▶民生委員児童委員の欠員解消・確保に向けた取組 ▶地区福祉委員の確保に向けた取組（社協） ▶その他担い手確保に向けた取組	福祉推進課 政策企画課
③	福祉人材の育成・資質向上	● 介護・福祉サービスの従事者、相談支援員などの福祉人材について、必要な資格取得の支援や、研修等の実施により、資質向上を促進します。 [主な取組] ▶資格取得の支援 ▶資質向上のための研修 ▶事業所間の連携、ケース事例の共有や検討	教育推進課 福祉推進課

【取組指標】 （３－２： 地域福祉を支える人材の育成・確保）

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
社協ボランティアセンターの登録者数	個人登録： 93 人 グループ登録：19 団体・340 人	↑ 増加
ボランティア養成講座の参加者数 （各講座合計）	延べ 407 人	↑ 増加
民生委員児童委員の充足率	83.1%	↑ 増加
社協地区福祉委員・地区ボランティアの人数	462 人	↑ 増加

基本目標4 暮らしといのちをまもる（自殺防止対策計画）

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、誰もが支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

【基本目標1が目指す目標像：自殺死亡率の減少】

成果指標名	基準値（令和5年）	目標（めざす方向）
自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）	9.48	↓ 減少

4-1 生活困窮者支援の推進

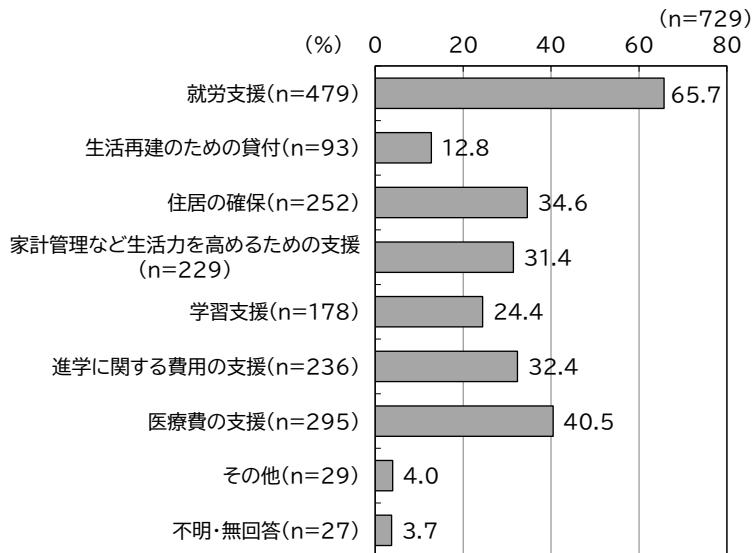
【現状と課題】

- 生活困窮に陥っている人は、健康状態の悪化や将来の見通しが持てないといった不安に加えて、周囲に支援してくれる人がおらず、地域で孤立してしまう等、日常生活の継続に関して大きな不安を抱えている可能性があります。
- 無職の人や失業している人は、生活困窮に陥る不安や将来に対する不安等、自殺リスクを抱えている可能性があるため、早急に経済的自立の見通しが立てられるように、保健・医療を含む関係機関との連携により、就労のための相談支援や具体的な自立計画の提案、その他必要な支援を充実させることが必要です。

【関連するアンケート調査結果】

■生活困窮の問題に必要な支援

（令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より）



生活困窮の問題に必要な支援については、「就労支援」が65.7%で最も高くなっています。

【取組施策】 (4-1: 生活困窮者支援の推進) [自殺防止対策計画]

	施策項目	施策の方向(主な取組 ★は新規事業)	担当課
①	生活保護制度の適正実施	● 生活保護制度の適正な運用を通じ、必要な人に確実な支援を提供し、制度の適切な管理や不正防止に取り組めます。 [主な取組] ▶生活保護制度(生活扶助・医療扶助・住宅扶助・教育扶助、就労等の自立支援 など)	福祉推進課
②	生活困窮者自立支援事業の実施	● さまざまな事情で経済的に困窮し、生活に困っている人に対し、本人の意向のもと、自立に向けたプランを策定し、就労支援や日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。 [主な取組] ▶生活困窮者自立支援制度の実施 ▶庁内・関係機関との連携 ▶地域福祉施策との連携	福祉推進課
③	家計管理への支援	● 生活に困っている人のうち家計管理に問題を抱える人に対し、家計の現状把握から家計改善に取り組むための支援、各種制度・サービスへの支援を行います。 [主な取組] ▶生活困窮者自立支援制度(家計改善支援事業) ▶日常生活自立支援事業(社協)	福祉推進課
④	就労に向けた支援	● 就労が困難な人等を対象に、就労に向けた相談支援、就労訓練等の就労支援を通じて生活の安定を図ります。 [主な取組] ▶就労支援員の配置(生活保護受給者、ひとり親家庭、障害者など) ▶生活困窮者自立支援制度(自立相談支援、就労準備支援事業、★認定就労訓練事業) ▶地域就労支援事業 ▶三市一町合同就職フェア	福祉推進課 にぎわい創造課
⑤	住居確保の支援	● 住まいを失った人やそのおそれのある人に対し、家賃の助成、一時施設の提供、住居探しの相談支援など、公営住宅や民間賃貸住宅の活用を含め、住居確保のための各種支援を行います。 [主な取組] ▶生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金、居住支援事業) ▶居住支援法人との連携 ★居住支援協議会の設置検討 ▶公営住宅の活用 ▶大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度などの活用	福祉推進課 都市計画課

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
⑥	子どもの貧困対策	● 関係部局・関係機関と連携し、支援を必要とする世帯等の把握に努め、必要な支援につなげ、子どもの貧困対策を推進します。 [主な取組] ▶庁内及び関係機関の連携体制の充実 ▶生活保護・生活困窮者自立支援事業など各種支援制度の活用	福祉推進課
⑦	子どもの学習への支援	● 生活困窮世帯などをはじめ、学習支援が必要な子どもへの支援や学習の場の充実を図ります。 [主な取組] ▶学習支援の場の実施（人権文化センター） ▶小中学校での少人数習熟度指導・補習等の実施 ▶学習支援ボランティアの登録・活用 ★地域で学習支援を行う団体等への支援 ★子どもの学習・生活支援事業の検討	生涯学習課 教育推進課 福祉推進課
⑧	生活困窮者支援を通じた地域づくり	● 関係機関と連携し、生活困窮者支援を通じて、誰もが共に暮らしていける地域づくりに努めます。 [主な取組] ▶新たな社会資源の創出 ▶住民理解の促進 ▶必要な地域支援ネットワークの構築 ▶福祉のための寄附・寄贈の促進（フードドライブ、生活困窮者への食料・日用品の配付、ライオンズおもいやり基金 など）	福祉推進課 環境課

【取組指標】 （４－１： 生活困窮者支援の推進）〔自殺防止対策計画〕

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
生活困窮者自立相談支援事業の利用件数・プラン作成数	利用：80 件 プラン作成：31 件	↑ 増加
家計改善支援事業の利用件数	18 件	↑ 増加
生活保護受給者・生活困窮者自立支援制度利用者への就労支援による就労者数	11 人	↑ 増加
学習支援を行う地域拠点数（人権文化センター 学習支援の場、子ども食堂、その他学習の場）	3 か所	↑ 増加
フードドライブ等による食料寄附受付件数（社協）	50 件	↑ 増加

4-2 自殺予防のための体制整備・人材育成

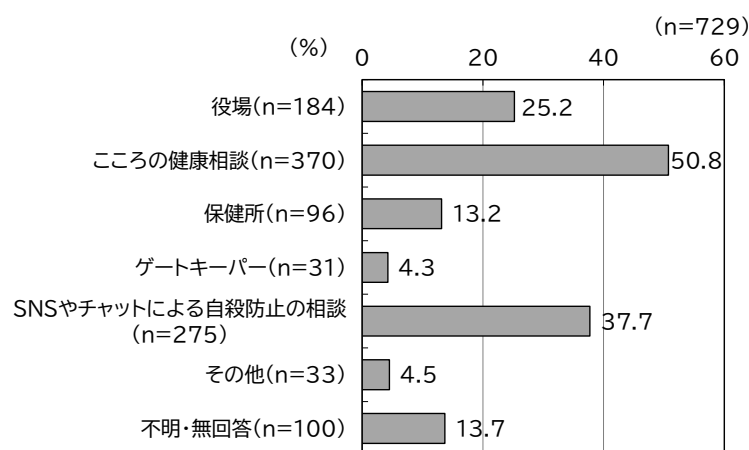
【現状と課題】

- 自殺の背景には、身近な人との死別・離婚・いじめ・失業・健康問題・経済問題・生活問題等、多分野にわたる問題があるため、特定の部署・団体のみで対応することは困難です。そのため、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを推進するためには、自殺の実態に即して、精神保健的観点からのみならず、行政、警察、地域団体、保健、医療、福祉、企業や事業所、住民がお互いに協力しながら、それぞれの主体が各自の役割を理解した上で、連携・協働の体制をつくり、ネットワークで総合的に自殺対策に取り組む必要があります。
- 自殺対策を進めるにあたっては、さまざまな悩みや不安、生活上の困難を抱える人に対する「気づき」が重要であり、一人ひとりが抱えている課題に気づくことができる人材を育成することも重要です。

【関連するアンケート調査結果】

■自殺について相談できる窓口や支援者の認知度

(令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より)



自殺について相談できる窓口や支援者については、「こころの健康相談」が50.8%で最も高く、次いで「SNSやチャットによる自殺防止の相談」が37.7%となっています。

【関連する関係団体ヒアリング結果】

■自殺予防の啓蒙と研修

- ・周囲の人が自殺の兆候に気づき、適切に対応するための研修や広報活動が重要
- ・自殺予防の啓蒙活動として、相談の担い手の育成や知識向上が必要

【取組施策】 (4-2: 自殺予防のための体制整備・人材育成) [自殺防止対策計画]

	施策項目	施策の方向(主な取組 ★は新規事業)	担当課
①	庁内・関係機関の連携体制の整備	● 庁内及び関係機関との連携体制の整備・充実を図るとともに、関係機関や専門家等の参画する協議会等の設置を検討します。 [主な取組] ▶庁内の連携 ▶地域の関係機関・団体との連携 ▶自殺対策連絡協議会の設置検討	福祉推進課

②	町職員・教職員 に対する研修	● 町職員に対し、こころの健康や自殺対策に関する研修を実施します。 ● すべての教職員が子どもたちのSOSに対応できるよう、自殺対策に関する研修を実施します。	福祉推進課 人事課 教育推進課
		[主な取組] ▶町職員の研修 ▶教職員の研修	
③	ゲートキーパー の養成	● 地域で見守りや相談、ボランティア活動に携わる人や、関係機関・団体などを対象に、ゲートキーパー養成研修を実施します。	福祉推進課
		[主な取組] ▶ゲートキーパー養成研修（町職員、関係機関・団体、地域住民など）	

【取組指標】 （４－２： 自殺予防のための体制整備・人材育成）〔自殺防止対策計画〕

取組指標名	基準値（令和5年度）	目標（めざす方向）
ゲートキーパー養成研修の受講者数	53人	↑ 増加

4-3 いのちを守る教育・啓発の推進

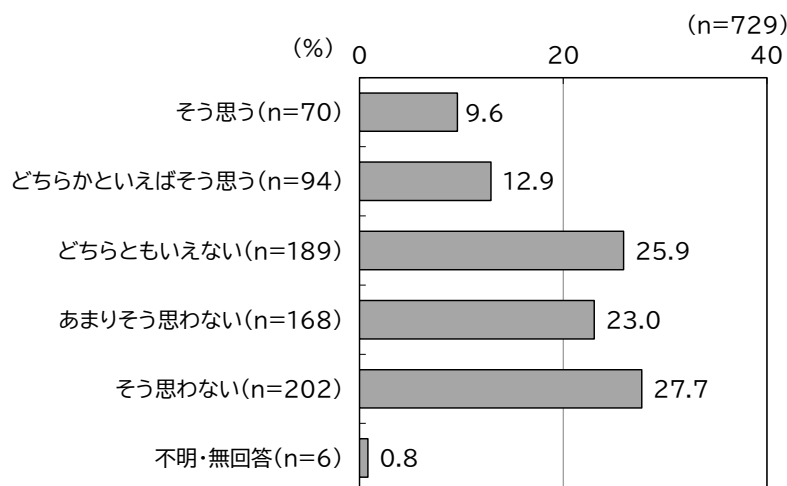
【現状と課題】

- 「自殺は個人の問題であり、予防はできない」といった、自殺に対する誤った考え方や偏見を取り除き、生活の中でさまざまな悩みや不安を抱え、精神的に追い詰められたときには誰かに助けを求めるといった考え方を普及させることが必要です。
- 周囲にいるかもしれない、悩みや不安を抱えている人の存在に気づき、寄り添い、必要に応じて支援機関の相談を勧めるという、自殺対策において一人ひとりが担うことのできる役割を意識できるよう、住民に対する啓発と周知が重要です。
- 特に子どもたちは、学校における人間関係や家庭における家族との関係、将来に対する不安等、さまざまな悩みで悩まれています。子どもが自殺に追い込まれることを防ぐためには、自殺予防に関する知識を教えるだけでなく、いのちの大切さの教育やいざというときに助けを求めることができるように促していくことが必要です。

【関連するアンケート調査結果】

■自殺対策は自分に関わる問題だと思うか

(令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より)



自殺対策は自分に関わる問題だと思うかについては、「そう思わない」が27.7%で最も高い一方、次いで「どちらともいえない」が25.9%となっています。また、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答が合わせて2割程度あります。

【関連する関係団体ヒアリング結果】

■自殺対策に関わる広報

- ・24時間ホットラインの設置や広報の拡充が求められる

【取組施策】 (4-3: いのちを守る教育・啓発の推進) [自殺防止対策計画]

	施策項目	施策の方向 (主な取組 ★は新規事業)	担当課
①	自殺予防等に関する広報・啓発の充実	● 自殺予防やこころの健康に関する広報・啓発を行い、命を大切にし、守る気持ちを育みます。 [主な取組] ▶自殺予防・こころの健康に関する広報・啓発 (広報誌・HP・SNS・講座など) ▶自殺予防週間 (9月10日～16日) ▶自殺対策強化月間 (3月)	福祉推進課

②	こころの教育の 推進	● 道徳教育や人権教育により、児童・生徒一人ひとりの「生きる力」や豊かな人間性を育みます。 ● 命や暮らしの危機に直面したときにどうやって助けを求めるか、つらいときには助けを求めてもよいことを学ぶ教育を推進するとともに、SOSを出すための相談先の周知・啓発を図ります。 ● 各学校及び教育センターにおける教育相談の充実を図り、不登校、いじめ、非行問題等の対応に努めます。 [主な取組] ▶道徳教育 ▶人権教育 ▶SOS の出し方に関する教育 ▶教育相談 ▶不登校・いじめ・非行への対応	教育推進課
---	---------------	---	-------

【取組指標】 （４－３： いのちを守る教育・啓発の推進）〔自殺防止対策計画〕

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
自殺予防・こころの健康に関する情報発信数 （広報誌・SNS）	８件	↑ 増加

4-4 自殺予防にかかる相談・支援の充実

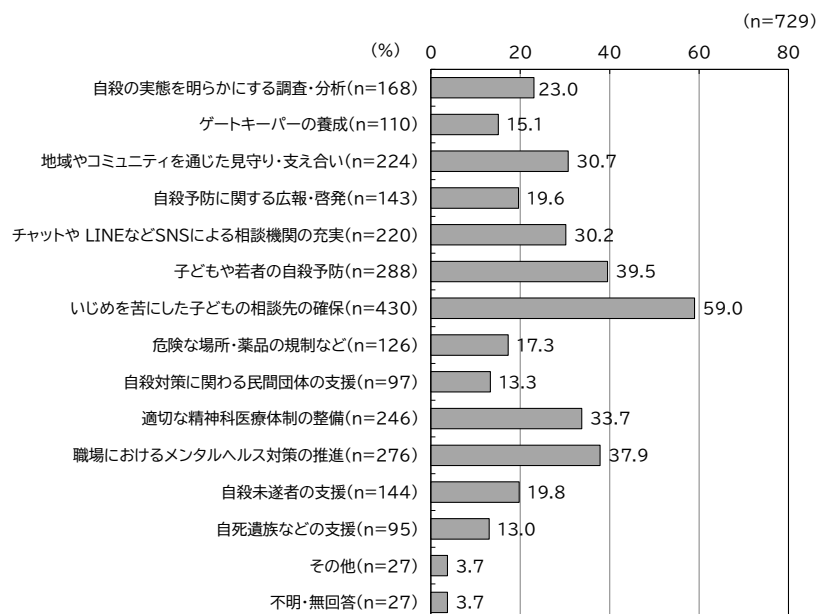
【現状と課題】

- 自殺予防において、一人ひとりが抱えている悩みや不安等、自殺に追い込まれてしまう状況に至る原因となる「生きることの阻害要因」（身近な人との死別・離婚・いじめ・失業・健康問題・経済問題・生活問題等）を減少させる取組だけでなく、地域での居場所づくりや生きがいづくり等「生きることの促進要因」（信頼できる人間関係・生きがい・自己肯定感等）を増やしていく取組も重要です。
- 子どもや若者、高齢者といったすべての住民が、地域で孤立したり、悩みや不安に追い込まれてしまうことがないように、まずはさまざまな相談先があることを周知するとともに、その人の状況や課題に応じた支援や居場所づくりを充実するなど、日頃から安心できる環境を構築していく必要があります。

【関連するアンケート調査結果】

■自殺を防ぐために有効な対策

（令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より）



自殺を防ぐために有効な対策については、「いじめを苦にした子どもの相談先の確保」が59.0%で最も高くなっています。

【関連する関係団体ヒアリング結果】

■相談窓口の充実

- ・精神障害者に特化した医療の相談窓口を設置（月1回のこころの健康相談では不足）
- ・夜間対応が可能な窓口がなく、24時間対応のLINEやチャット相談システムの構築が必要

【取組施策】（４－４： 自殺予防にかかる相談・支援の充実）〔自殺防止対策計画〕

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	さまざまな相談先の周知	● 自殺予防に関連するさまざまな相談窓口、支援機関等の周知・啓発に努めます。 [主な取組] ▶自殺予防・こころの健康・生活困窮者支援などに関する相談窓口の広報（広報誌・HP・SNS）	福祉推進課
②	こころの健康づくりの推進	● 保健所等の関係機関と連携し、こころの健康やこころの病気、精神保健福祉に関する啓発を行うとともに、必要に応じて医療・福祉サービスへのつなぎを行います。 [主な取組] ▶こころの健康相談・こころの健康家族教室（茨木保健所と連携） ▶医療・福祉サービスへのつなぎ	福祉推進課
③	妊産婦への支援	● 妊産婦を支える取組を実施するとともに、産後うつなど、妊娠・出産期における心身の不調の把握や対応に努め、関係機関と連携した支援を図ります。 [主な取組] ▶低所得妊婦初回産科受診料支援事業 ▶要フォロー妊婦等への支援 ▶産前産後ヘルパー派遣事業 ▶産後ケア事業 ▶乳児家庭全戸訪問事業	すこやか推進課
④	子どもへの支援	● 児童・生徒の情報を関係機関と共有し、速やかな相談・指導体制を構築します。 ● 児童・生徒のさまざまな相談に応じ、自殺リスクの早期発見・早期対応に努めます。 [主な取組] ▶教育相談 ▶学校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 ▶いじめ防止対策 ▶子どもの総合相談（こどもすこやかセンター）	教育推進課 こども家庭課
⑤	高齢者への支援	● 年長者クラブの活動やいきいき百歳体操、かみかみ百歳体操等の地域づくりを通じて、高齢者の生きがい・健康づくりを促進します。 ● 高齢者が自己の能力を活かした就業機会が得られるよう、また、社会参加による生きがいづくりにつながるよう、シルバー人材センターの取組を支援します。 [主な取組] ▶高齢者生きがいと健康づくり推進事業 ▶年長者クラブへの支援 ▶いきいき百歳体操 ▶シルバー人材センターへの支援	高齢介護課 にぎわい創造課

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
⑥	自殺未遂者・自死遺族への支援	● 自殺未遂者を早期に専門機関へとつなぎ、包括的な支援を実施できる体制の構築を図ります。 ● 遺族から相談を受けた場合には、関係機関と連携して、相談窓口の情報提供等の支援を行います。 〔主な取組〕 ▶関係機関との連携による未遂者の福祉・医療制度へのつなぎ ▶遺族の相談への対応	福祉推進課

【取組指標】 （４－４： 自殺予防にかかる相談・支援の充実）〔自殺防止対策計画〕

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
相談支援を利用している精神障害者数	82 人	↑ 増加
産後ケア事業の利用者数	10 人	↑ 増加
産前産後ヘルパーの利用者数	16 人	↑ 増加
教育相談の相談件数	359 件	↑ 増加
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の延べ参加者数	1,396 人	↑ 増加
シルバー人材センターの登録会員数	250 人	↑ 増加

基本目標5 ひとり親家庭等への支援を推進する（ひとり親家庭等自立促進計画）

ひとり親家庭が地域社会の一員として、その誰もが自らの力を発揮し、希望ある安定した生活を送ることができ、安心して子どもを育て、子どもたちがいきいきと健やかに育つことができるまちづくりを推進します。

【基本目標5が目指す目標像：ひとり親家庭が将来に希望をもって生活している】

成果指標名	基準値（令和5年度）	目標（めざす方向）
将来に希望を持っているひとり親の割合 （「あてはまる」回答者の増加 （島本町のひとり親家庭福祉に関するアンケート調査結果）	16.9%	↑ 増加

5-1 相談支援・情報提供・就労支援の充実

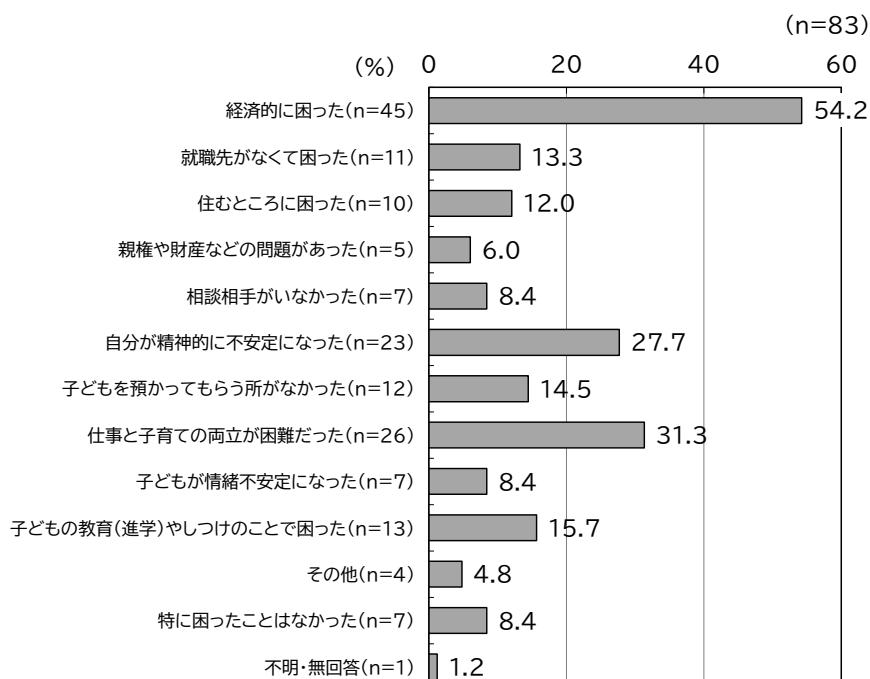
【現状と課題】

- 経済面や精神面、教育面の課題など、ひとり親の抱える課題は多岐にわたり、さまざまな悩みを抱えるひとり親に寄り添い支える、きめ細かな支援が求められています。また、「法律、就労、教育、育児などの専門的な相談の充実」や「相談が身近な場所で受けられること」を求める声も多く、気軽に相談しやすい環境づくりや情報提供の充実を通じ、必要な支援が必要な人に届く相談支援体制の充実が必要です。
- 就労支援に関して、「（収入を伴う仕事を）している」人が大半ですが、仕事や就労支援に関する支援策として「訓練受講や資格取得にかかる費用の助成や軽減措置」や「訓練や講習などが夜間や休日などの受講しやすい時間帯に開催されること」が求められており、一人ひとりに応じた就労や能力向上支援が必要です。

【関連するアンケート調査結果】

■ひとり親になった直後に困ったこと

（令和6年度実施「島本町のひとり親家庭福祉に関するアンケート調査結果」より）



ひとり親になった直後に困ったことについては、「経済的に困った」が54.2%で最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が困難だった」が31.3%、「自分が精神的に不安定になった」が27.7%となっています。

【関連する関係団体ヒアリング結果】

■窓口対応と相談支援の改善／情報共有と安心感の提供

- ・行政の窓口対応をきめ細やかにし、各種相談窓口の充実が求められる
- ・窓口にとどり着くまでのハードルを下げ、寄り添い相談のシステム化が必要
- ・情報提供を通じて話し相手になり、少しでも気につけ、手助けを行うことが、安心につながる
- ・当事者の切実な声を拾い上げるシステムが大切

【取組施策】（５－１： 相談支援・情報提供・就労支援の充実）〔ひとり親家庭等自立促進計画〕

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	ひとり親家庭への相談支援	● ひとり親家庭等が抱える問題について、当事者に寄り添いながら、早期からの的確な相談支援を行います。 [主な取組] ▶ひとり親家庭・女性支援員の配置 ▶こどもすこやかセンター（母子保健・児童福祉） ▶民生委員児童委員との連携	福祉推進課 すこやか推進課 こども家庭課
②	ひとり親家庭支援に関する情報提供の充実	● ひとり親家庭等の自立を支援するさまざまな制度や事業、子育てなどに関する情報提供の充実に努めます。 [主な取組] ▶各種支援制度の情報提供（広報誌・HP・SNS・制度案内パンフレット など）	福祉推進課
③	ひとり親家庭への就労支援	● ひとり親家庭等の自立した安定した生活に向け、一人ひとりに応じた就労支援や、就労に関する情報提供などを行います。 [主な取組] ▶就労支援員の配置 ▶母子・父子自立支援プログラムの策定 ▶ハローワーク等と連携した就労支援	福祉推進課
④	資格取得への支援	● ひとり親家庭等の親が、能力や技能などの向上や資格取得などにより、安定した就労・就業ができるよう、給付金による支援や講座・訓練などの情報提供を行います。 [主な取組] ▶高等技能訓練促進費支給事業 ▶自立支援教育訓練給付 ▶就業資格取得促進事業 ▶ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉推進課

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
⑤	母子寡婦福祉社会への支援	● ひとり親家庭等が孤立することなく、当事者同士相談や状況共有できるよう、団体の支援などに努めます。 〔主な取組〕 ▶島本町母子寡婦福祉社会への支援と連携	福祉推進課

【取組指標】（５－１： 相談支援・情報提供・就労支援の充実）〔ひとり親家庭等自立促進計画〕

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
ひとり親家庭・女性支援員の相談件数	394 件	↑ 増加
ひとり親家庭支援に関する情報発信数 （広報誌・SNS）	16 件	↑ 増加
母子・父子自立支援プログラムの策定件数	9 件	↑ 増加
資格取得支援事業の利用人数（各事業合計）	4 人	↑ 増加

5-2 子育て・教育支援の充実

【現状と課題】

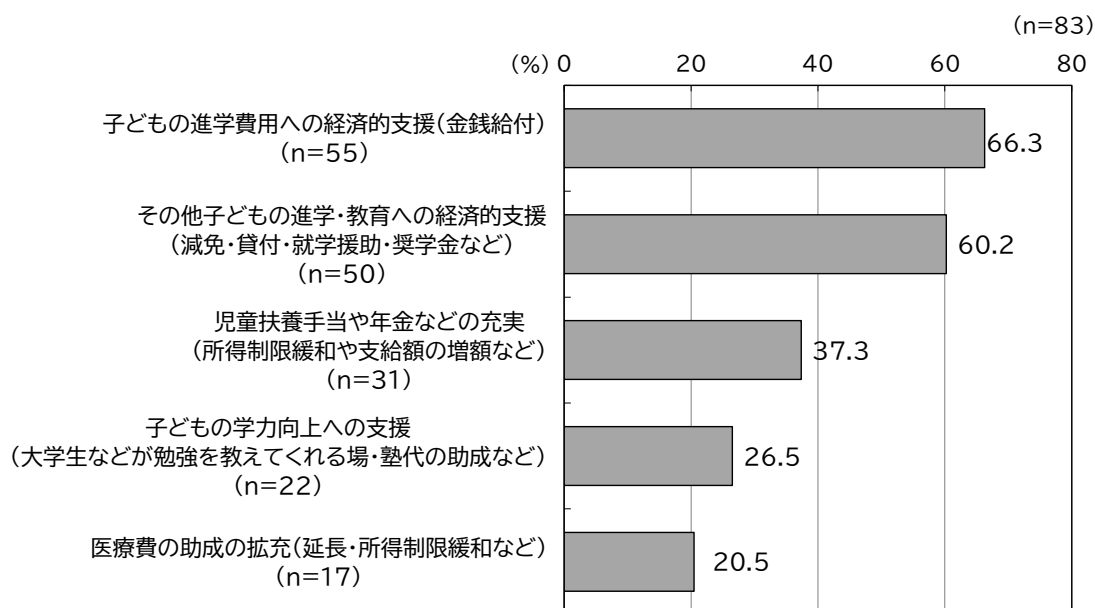
- ひとり親が仕事と子育てを両立し、経済的に自立できるためには、保育サービスの充実や緊急時のサポート体制が必要です。また、親子が気軽に過ごせて気かけ合える居場所づくりをはじめとして、地域で子どもの育ちを支える仕組みの充実が求められています。
- 子育てや生活支援に関して最も望まれているのは、「子どもの進学費用への経済的支援」などであり、引き続き教育に関する支援に努める必要があります。
- 離婚や別居後に養育費が適切に支払われないケースが多く、ひとり親家庭が経済的に困窮しやすい現状があります。また、養育費の取り決め自体がなされていない場合も多いため、養育費の確保に向けた支援が必要です。

【関連するアンケート調査結果】

■子育てや生活支援に関して望む支援策（上位5項目）

（令和6年度実施「島本町のひとり親家庭福祉に関するアンケート調査結果」より）

子育てや生活支援に関して望む支援策については、「子どもの進学費用への経済的支援（金銭給付）」が 66.3%で最も高く、次いで「その他子どもの進学・教育への経済的支援（減免・貸付・就学援助・奨学金など）」が 60.2%となっています。



【関連する関係団体ヒアリング結果】

■地域の支援と居場所づくり

- ・親や子が気軽に過ごせる地域づくりや場所、人が必要
- ・声をかけやすい場所の提供が重要
- ・子ども食堂や子どもの居場所を提供し、金銭支援・生活支援を充実させる

【取組施策】（５－２： 子育て・教育支援の充実）〔ひとり親家庭等自立促進計画〕

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	保育サービスの充実	● 子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子育てに対する負担を軽減し、さまざまなニーズに対応するため、保育サービスの充実を図ります。 [主な取組] ▶保育基盤の確保・充実 ▶待機児童の解消 ▶多様な保育サービスの実施（延長保育・一時保育・ショートステイ・トワイライト・病児保育） ▶学童保育室の優先入室	保育幼稚園課 教育総務課
②	子育て支援事業の充実	● 一時的に家事や子育てが困難になった場合への支援や、育児の相互援助活動を通じ、安心して子育てができる環境づくりを行います。 [主な取組] ▶日常生活支援事業 ▶ファミリーサポートセンター事業	福祉推進課 こども家庭課
③	教育費の支援	● 教育や学習などに関するさまざまな情報を提供し、経済的な支援や就学・修学の支援を行います。 [主な取組] ▶就学援助事業 ▶奨学金の情報提供 ▶教育資金の貸付（母子寡婦父子福祉資金、生活福祉資金）	教育総務課 福祉推進課
④	養育費確保への支援	● 養育費を確保するため、養育費の取り決めや保証契約の利用等への支援、各種支援制度の利用などについての助言や情報提供を行います。 [主な取組] ▶養育費の履行確保等支援事業（公正証書の作成費・養育費保証契約の保証料を助成） ▶養育費確保に向けた相談支援・情報提供	福祉推進課

【取組指標】（５－２： 子育て・教育支援の充実）〔ひとり親家庭等自立促進計画〕

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
保育所の待機児童数	０人	→ 維持（０人）
学童保育の待機児童数	０人	→ 維持（０人）
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用件数	３５件	↑ 増加
養育費履行確保支援事業の利用件数	未実施	↑ 増加

※養育費履行確保支援事業は令和６年度から開始（上半期で１件利用）

5-3 生活支援・経済的支援の充実

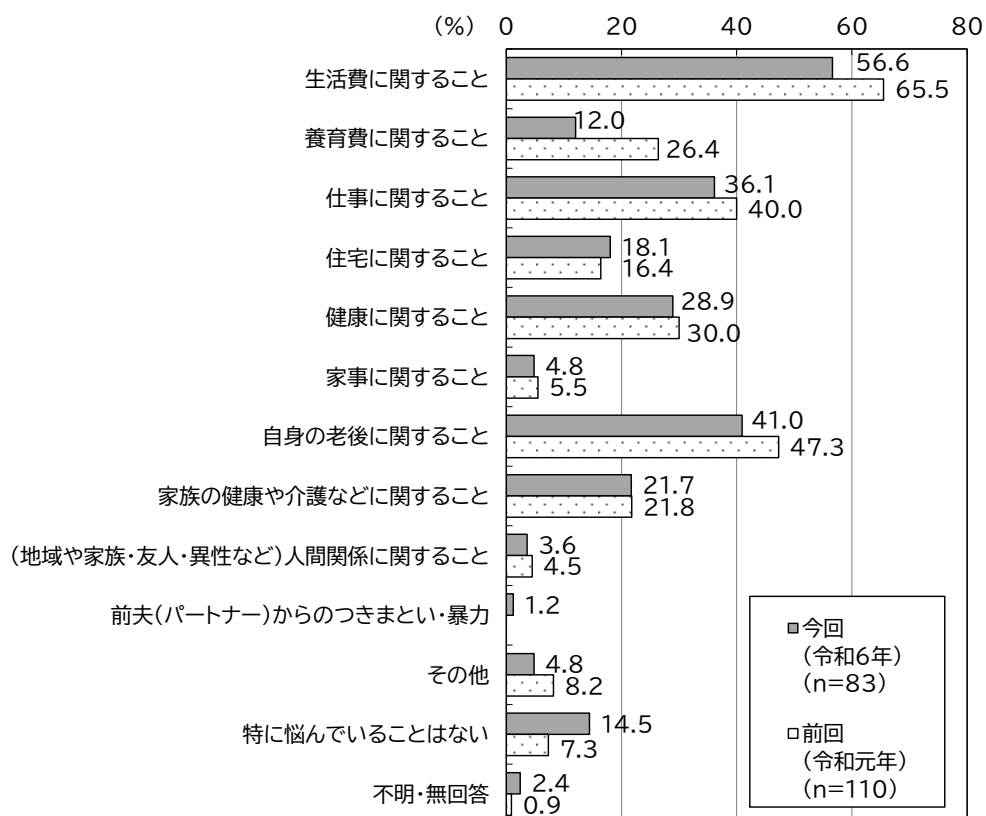
【現状と課題】

- ひとり親の抱える悩みは「生活費に関すること」が最も多く、児童扶養手当の充実や医療費助成を求める声も多くなっています。ひとり親家庭等の生活の安定と、子どもの健やかな育ちを支えるための支援に努める必要があります。
- 住宅の確保に配慮が必要な方を対象に、関係機関等と連携して支援を進めていく必要があります。

【関連するアンケート調査結果】

■自身の悩み（令和6年度実施「島本町のひとり親家庭福祉に関するアンケート調査結果」より）

自身の悩みについては、令和元年と比較して「特に悩んでいることはない」が増加していますが、引き続き「生活費に関すること」が56.6%で最も高く、次いで「自身の老後に関すること」が41.0%、「仕事に関すること」が36.1%となっています。



【関連する関係団体ヒアリング結果】

■支援の充実

- ・今後も増加が見込まれるひとり親家庭に対する支援策メニューの充実が必要
- ・児童扶養手当の受給において、子どもの権利を第一に考えた柔軟な支援の再考を求める

【取組施策】 （５－３： 生活支援・経済的支援の充実）〔ひとり親家庭等自立促進計画〕

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	各種給付・助成制度の実施	● ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉を増進するため、児童扶養手当等の支給や医療費の助成、適切な情報提供を行います。 [主な取組] ▶児童扶養手当、児童手当 ▶ひとり親家庭等児童福祉金 ▶ひとり親家庭医療費助成	福祉推進課
②	生活資金の貸付	● ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、貸付にかかる相談・受付や情報提供に努めます。 [主な取組] ▶母子寡婦父子福祉資金の貸付 ▶生活福祉資金の貸付（社協）	福祉推進課
③	住宅入居への支援	● ひとり親家庭等の生活の安定と生活基盤の立て直しを促進するため、住居の確保に関する情報提供や、必要に応じて母子生活支援施設への入所や相談援助を行います。 [主な取組] ▶公営住宅の倍率優遇制度による入居 ▶公営住宅の募集情報の提供 ▶母子生活支援施設の入所措置	福祉推進課 都市計画課

【取組指標】 （５－３： 生活支援・経済的支援の充実）〔ひとり親家庭等自立促進計画〕

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
母子寡婦父子福祉資金の貸付件数	１件	↑ 増加

基本目標6 防犯・更生保護を推進する（再犯防止推進計画）

防犯や犯罪の未然防止に努めるとともに、犯罪や非行をした人に対して就労支援や生活支援、福祉・医療サービスの活用等の多角的な支援を行い、社会復帰を促進することで再犯を防ぎ、安全で安心な地域社会の実現をめざします。

【基本目標6が目指す目標像：再犯防止の取組が推進されている】

成果指標名	基準値（令和4年）	目標（めざす方向）
島本町における再犯者率 （刑法犯検挙人員中の再犯者の割合）	48.0%	↓ 減少

6-1 防犯・更生保護活動などの推進

【現状と課題】

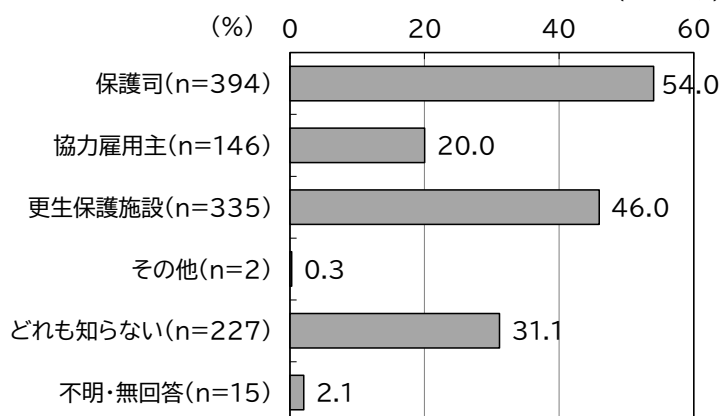
- 安心して暮らせる地域をつくるためにも、防犯活動や犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが重要です。更生保護を推進していくためには、国の機関だけで十分な効果をあげることが難しく、地域住民を含むさまざまな人・関係機関の協力が不可欠となりますが、アンケート調査結果においては、再犯防止に関する民間協力者や組織について「どれも知らない」という人が3割程度いる状況です。
- 保護司会をはじめとして、更生保護ボランティアの協力を得て、「犯罪や非行のない明るい社会」をつくるため更生保護活動が行われており、その活動に対する理解や周知を進めていく必要があります。

【関連するアンケート調査結果】

■再犯防止に関する民間協力者や組織の認知度

（令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より）

（n=729）



再犯防止に関する民間協力者や組織の認知度については、「保護司」が54.0%で最も高い一方、次いで「どれも知らない」が31.1%となっています。

【関連する関係団体ヒアリング結果】

■行政の組織対応と認知度向上

- ・再犯防止が身近な問題として認識されにくいいため、行政による組織的な対応が重要
- ・保護司の活動を認知してもらう場面を増やすことが再犯防止につながる

【取組施策】（６－１： 防犯・更生保護活動などの推進）〔再犯防止推進計画〕

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	更生保護に関する啓発	● 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の理解と協力を得るために、警察や学校、その他地域の関係機関・団体と連携し、さまざまな機会を通じて更生保護に関する広報・啓発を推進します。 [主な取組] ▶社会を明るくする運動（毎年７月） ▶更生保護活動・更生保護協力ボランティア（保護司・更生保護女性会・ＢＢＳ会・協力雇用主）に関する広報・啓発 ▶警察・学校・各関係機関等との連携の推進	福祉推進課
②	更生保護活動への支援	● 保護司会をはじめ、更生保護を支える人たちへの支援を充実します。 [主な取組] ▶保護司会への支援 ▶面談場所等の確保	福祉推進課
③	防犯・非行防止・青少年健全育成の取組の推進	● 地域における効果的な防犯活動の取組を継続・支援し、犯罪を未然に防ぐ安心な地域づくりに努めます。 [主な取組] ▶地域防犯活動への支援 ▶防犯カメラの設置 ▶青少年健全育成活動への支援	危機管理室 生涯学習課
④	消費者保護対策の推進	● 消費者の権利を守り、犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関との連携のもと、情報提供や相談対応等の被害防止施策に取り組みます。 [主な取組] ▶消費生活相談 ▶消費生活講座 ▶特殊詐欺対策 ▶関係機関との情報共有・連携	にぎわい創造課

【取組指標】（６－１： 防犯・更生保護活動などの推進）〔再犯防止推進計画〕

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
更生保護に関する情報発信数（広報誌・SNS）	１件	↑ 増加
保護司の充足率（島本地区）	80%	↑ 増加
刑法犯の犯罪発生件数	118 件	↓ 減少

※刑法犯の犯罪発生件数の基準値は、令和５年分（１月～12 月）の数値

6-2 再犯防止に向けた支援

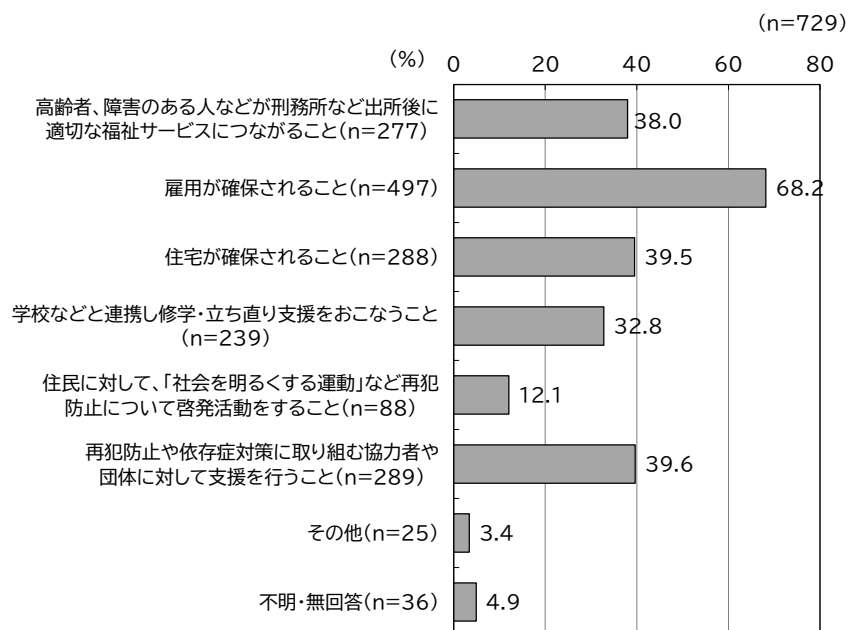
【現状と課題】

- 犯罪や非行をした人の中には、福祉的な支援が必要な人や、住居や就労先が定まらず、生活が安定しないことにより、再び罪を犯す人が一定数あり、再犯防止を推進するためには刑事司法関係機関の取組だけでなく、住民にとって身近なサービスを提供する地方公共団体の取組が重要です。
- 立ち直りを目指す人の地域生活を支えていくためには、地域の理解を得ることと合わせて、福祉的な支援や、生活安定のために必要な支援を確保していくことが必要です。

【関連するアンケート調査結果】

■再犯防止のためにすべきこと

(令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より)



再犯防止のためにすべきことについては、「雇用が確保されること」が68.2%で最も高くなっています。

【取組施策】 （６－２： 再犯防止に向けた支援）〔再犯防止推進計画〕

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	就労・住居確保への支援	● 働きたくても働けない、住む場所が確保できないなど、経済的、社会的な理由により困難を抱えた人が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援を行います。 [主な取組] ▶協力雇用主の確保に向けた啓発 ▶生活困窮者自立支援事業等を活用した就労支援・住居確保支援	福祉推進課
②	福祉・医療サービスの活用	● 犯罪をした人のうち、福祉や医療の支援を必要とする人が、適切にサービスにつながり、地域での生活が可能となるよう、関係機関との連携を図りながら、サービスの利用促進に努めます。 [主な取組] ▶必要な福祉・医療サービスへのつなぎ・活用	福祉推進課

【取組指標】 （６－２： 再犯防止に向けた支援）〔再犯防止推進計画〕

取組指標名	基準値（令和５年度）	目標（めざす方向）
町内の協力雇用主の数	５事業者	↑ 増加

基本目標 7 権利擁護を推進する（成年後見制度利用促進計画）

島本町で暮らす、すべての人びとが認知症や障害などの如何に関わらず、権利を侵害されず、自らの意思決定に基づき、地域で自分らしく暮らすことができるまちづくりを進めます。

【基本目標 7 が目指す目標像：住民の成年後見制度利用が進んでいる】

成果指標名	基準値（令和 5 年）	目標（めざす方向）
成年後見制度の利用者数 （後見・保佐・補助・任意後見の合計）	42 人	↑ 増加

7-1 権利擁護の推進

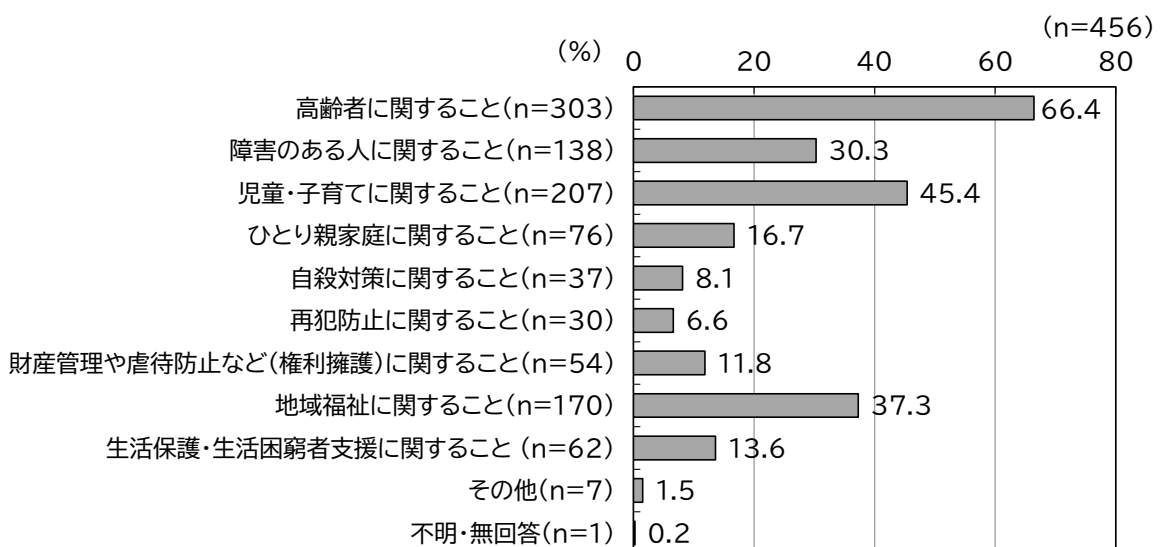
【現状と課題】

- 認知症や障害、精神疾患、経済的困窮、社会的孤立などによって、権利を適切に行使することが難しい人は、経済的搾取や虐待などの権利侵害を受けてしまうことがあります。権利擁護支援とは、本人の権利を守るだけではなく、判断能力が低下していたとしても、本人の意向を尊重し、可能な限り自らの意思で生活することを支援することです。
- 認知症高齢者の増加や、障害者の地域生活への移行等、配慮が必要な人の主体的な意思決定を支援する取組の充実が求められています。また、子どもや高齢者、障害者等に対する虐待の防止も大きな課題となっており、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、一人ひとりの権利を守るための取組を進める必要があります。
- 行政において権利擁護に向けたさまざまな取組を実施していくことに加え、行政の取組を地域で暮らす人に認識してもらい、人権侵害等の未然防止や早期発見、適切な支援を実施していくことが必要です。

【関連するアンケート調査結果】

■福祉に関心がある分野（令和 5 年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より）

福祉に関心がある分野については、「財産管理や虐待防止など（権利擁護）に関すること」は 11.8%にとどまっています。



【関連する関係団体ヒアリング結果】

■成年後見制度の周知と利用促進

- ・ 敷居が低くなるような情報提供が求められている
- ・ 成年後見制度に関する研修を「いきいきサロン」などの身近な場所で開催し、知識と手法を学べる機会を提供する
- ・ 制度に関するアドバイスができる人材の育成が重要

【取組施策】（７－１： 権利擁護の推進）〔成年後見制度利用促進計画〕

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	権利擁護に関する周知・啓発	● 権利擁護にかかる制度の情報提供や権利侵害を防止するための周知・啓発に努めます。 〔主な取組〕 ▶権利擁護事業（成年後見制度など）・障害者差別解消・虐待防止・認知症などに関する情報発信・啓発	福祉推進課 高齢介護課 こども家庭課
②	権利擁護事業の利用促進	● 認知症高齢者や知的・精神障害等で判断能力に不安のある住民が、地域での生活が継続できるよう、適切な福祉サービス等の利用を支援します。 ● 成年後見制度の利用が必要と認められる人が適切に利用できるよう制度の周知を図り、申し立て等の支援を行います。 〔主な取組〕 ▶日常生活自立支援事業（みまもーる）（社協） ▶各相談機関での成年後見・権利擁護等に関する相談 ▶町長による後見等申立て ▶成年後見制度利用支援事業（後見人等の報酬助成）	福祉推進課 高齢介護課
③	虐待防止の推進	● 子どもや障害者・高齢者等に対する虐待被害を早期に発見できるよう、地域住民や民生委員児童委員等の地域福祉の担い手・各種関係機関との連携強化を図ります。 〔主な取組〕 ▶児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待の防止対策 ▶虐待事案の早期発見・早期対応	こども家庭課 福祉推進課 高齢介護課

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
④	認知症施策の推進	● 複数の専門職が短期集中的に関わる認知症初期集中支援チームにより、認知症の早期発見・早期対応に努めます。 ● 認知症についての理解の輪を広げ、地域で生活する認知症高齢者やその家族をまちぐるみで温かく見守ります。 [主な取組] ▶認知症初期集中支援チーム ▶認知症サポーターの養成 ▶認知症カフェ	高 齢 介 護 課
⑤	配偶者などからの暴力（DV）防止の取組	● DV、デートDVの被害当事者に対して、保護やその後の自立に向けた支援を行います。 [主な取組] ▶DV被害者支援 ▶相談窓口の周知 ▶DV防止に関する啓発（広報・講座・冊子等）	福 祉 推 進 課 人権文化センター

【取組指標】 （7－1： 権利擁護の推進）〔成年後見制度利用促進計画〕

取組指標名	基準値（令和5年度）	目標（めざす方向）
権利擁護に関する情報発信数（広報誌・SNS） （成年後見、虐待防止、障害者理解、認知症啓発）	12 件	↑ 増加
高齢者・障害者の権利擁護に関する相談件数	91 件	↑ 増加
後見等審判の町長申立て件数	2 件	↑ 増加
後見人等の報酬助成件数	3 件	↑ 増加
日常生活自立支援事業（社協：みまもーる） の相談件数・利用者数	相談 667 件 利用者 30 人	↑ 増加
認知症サポーター養成研修の受講者数	689 人	↑ 増加

7-2 成年後見制度利用促進のための体制整備

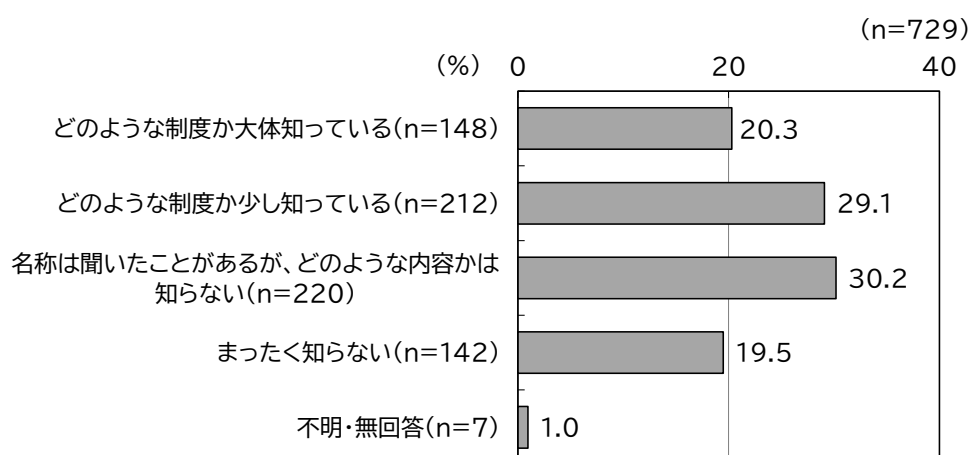
【現状と課題】

- 令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援や活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」が位置づけられ、地域連携ネットワークによる、成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護支援を推進することとされています。
- 支援を必要とする人が自分らしい生活を送れるよう、住民および地域とともに、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職やその機関、家庭裁判所、行政、関係機関、関係団体等が連携・協力して、本人を見守り、本人の意思を把握して必要な対応を行う、「チーム支援」が求められています。
- 今後、認知症高齢者など、判断能力が低下し、親族等の支援が受けられない方の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想され、市民後見人や法人後見といった支援の担い手の確保や、成年後見制度を利用しやすい体制づくり等が求められています。

【関連するアンケート調査結果】

■成年後見制度の認知度（令和5年度実施「島本町の地域福祉に関するアンケート調査結果」より）

成年後見制度の認知度については、「名称は聞いたことがあるが、どのような内容かは知らない」が30.2%で最も高く、次いで「どのような制度か少し知っている」が29.1%となっています。



【関連する関係団体ヒアリング結果】

■制度利用のハードルと諸問題

- ・ 今後需要が増加すると見込まれるため、成年後見制度の周知と窓口の広報を強化する必要がある
- ・ 制度利用における経費の負担が問題視されており、利用を躊躇する要因となっている
- ・ 本当に信用できる後見人を見つけることへの不安も存在する

【取組施策】（7-2： 成年後見制度利用促進のための体制整備）〔成年後見制度利用促進計画〕

	施策項目	施策の方向（主な取組 ★は新規事業）	担当課
①	地域連携ネットワークの構築	● 弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職やその機関、家庭裁判所、行政、関係機関、関係団体等による、権利擁護の包括的なネットワークを構築します。 〔主な取組〕 ★重層的支援体制整備事業等を活用した関係機関ネットワークの整備	福祉推進課
②	中核機関等の設置	● 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置について検討を進めます。 ● 中核機関を中心とした、各関係機関の連携による権利擁護のチーム支援の実施方策について検討を進めます。 〔主な取組〕 ★中核機関・協議会の設置検討 ★関係機関・専門職等によるチーム支援の実施検討	福祉推進課
③	成年後見を支える人の育成・確保	● 成年後見制度の利用促進に向け、支援の担い手として、市民後見人の養成や法人後見の確保に向けた検討を進めます。 〔主な取組〕 ★市民後見人養成の検討 ★法人後見委託の検討	福祉推進課 高齢介護課

【取組指標】（7-2： 成年後見制度利用促進のための体制整備）〔成年後見制度利用促進計画〕

取組指標名	基準値（令和5年）	目標（めざす方向）
中核機関・協議会の設置など、成年後見に係る地域連携ネットワークの構築	（未実施）	実施

資料編

1. 島本町地域福祉審議会 委員名簿

氏名		所属	備考
明石 隆行		種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授	
井上 雅彦		一般社団法人 高槻市歯科医師会	令和6年12月15日から
喜多 晴枝		島本人権まちづくり協会 副会長	
木下 優		大阪府茨木保健所 所長	令和6年6月24日から
草野 史生		社会福祉法人 大阪水上隣保館 法人事務局次長	
谷田 敏英		高槻地区保護司会島本地区会	令和5年12月20日から
津江 則行		公募委員	
花田 純子		島本町民生委員児童委員協議会 副会長	
本間 和枝		公募委員	
前田 崇博		大阪城南女子短期大学 現代生活学科 教授	令和6年2月20日から
増川 利恵		社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 事務局長	
松木 陽子		島本町母子寡婦福祉会	令和6年12月15日から
丸茂 岳		一般社団法人 高槻市医師会 理事	令和6年12月15日から
宮本 茂敏		島本町年長者クラブ連合会 副会長	令和6年12月15日から
吉村 光子		島本町身体障害者福祉協会 書記	
退任された委員	加藤 辰男	一般社団法人 高槻市歯科医師会	令和6年12月14日まで
	金丸 美智子	島本町介護者家族の会 副会長	令和6年4月10日まで
	岸 大輔	一般社団法人 高槻市医師会	令和6年12月14日まで
	杉本 茂	島本町年長者クラブ連合会 会長	令和6年12月14日まで
	永井 仁美	大阪府茨木保健所 所長	令和6年3月31日まで
	中村 智	島本町社会教育委員会 議長	令和6年12月14日まで
	濱田 有代	島本町母子寡婦福祉会第1地区推進委員	令和6年12月14日まで

2. 島本町地域福祉審議会 開催経過

回数	開催日	案件
令和5年度 第1回	令和6（2024）年1月17日（水）	1 会長・副会長の選出について 2 次期計画の策定スケジュールについて 3 次期計画の策定に係るアンケート調査票（案）について 4 現行計画の進捗状況について（令和4年度実績・令和5年度見込）
令和6年度 第1回	令和6（2024）年8月1日（木）	1 次期計画の策定に係るアンケート調査結果について 2 現行計画の進捗状況について（令和5年度実績・令和6年度見込） 3 次期計画の構成等について
第2回	令和6（2024）年10月31日（木）	1 第5期島本町地域福祉計画（素案）について（第1～4章（基本目標1～3））
第3回	令和6（2024）年11月22日（金）	1 第5期島本町地域福祉計画（素案）について（第4章（基本目標4～7））
第4回	令和7（2025）年3月12日（水）	1 会長・副会長の選出について 2 第5期島本町地域福祉計画（案）について

3. 島本町地域福祉審議会条例

昭和61年3月31日

条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき島本町地域福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、地域福祉計画及びその他の関連計画に関する事項について調査審議し、意見を具申するものとする。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず地域福祉施策及びその他の関連施策に関し、必要に応じて、町長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 町の関係団体が推薦する者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、町長が必要と認めた特別の事項について議事に参与する。

3 臨時委員は、町長が委嘱し、その任期は前項の特別の事項について審議を終了したときをもって終わるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の定足数は、委員及び議事に関係する臨時委員の2分の1以上とする。

3 審議会は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月27日条例第11号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成3年11月11日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第16号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月16日条例第1号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月13日条例第25号）
（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月15日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年島本町条例第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4. 用語説明

あ行

アウトリーチ

支援が必要な人に対し、支援者が積極的に訪問し、働きかける支援方法。ひきこもりや生活困窮者、高齢者など、支援を求めにくい人を対象に行われることが多く、地域福祉や医療、教育分野で活用されています。支援の機会を広げるための重要な手法です。

いきいき百歳体操

手首や足首に重りをつけて、ゆっくり両腕を突き上げたり、足を伸ばしたりする体操のことです。介護予防を目的として、町内の各地域で開催されています。

NPO（エヌ・ピー・オー）法人（特定非営利活動法人）

「Non-Profit-Organization」の略で、特定非営利活動促進法に基づく法人のことです。

SNS（エス・エヌ・エス）

「Social Networking Service」の略で、インターネット上で情報を発信し、交流するためのサービスです。地域福祉や防災情報の発信、相談支援など、福祉分野でも活用が進んでいます。代表的なものとして、LINE、X、インスタグラム、フェイスブックなどがあります。

か行

かみかみ百歳体操

口の周りや舌を動かして行う、食べる力や飲み込む力をつけるための口腔ケアのことです。介護予防を目的として、町内の各地域で開催されています。

虐待

人権を侵害し、こころや身体を傷つけるような行為のことです。殴る、蹴る等の暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫等の心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待等があり、高齢者や障害者・児童に対する虐待が問題となっています。

教育センター

教育相談や不登校の児童・生徒の適応指導、教職員の研修などを行う町の機関（島本町ふれあいセンター4階に設置）

協働

住民や行政等の関係機関が、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決にあたること

協力雇用主

更生保護ボランティアの一つで、犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちの事情を理解し、雇用することで立ち直りを支援する民間の事業主です。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。国の「自殺総合対策大綱」においては、9つの当面の重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、かかりつけの医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネジャー、民生委員児童委員、各種相談窓口担当者など、関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっていたただけるよう研修等を行うことが規定されています。

権利擁護

高齢者や障害者、子どもなど、権利を守る必要がある人々が適切にその権利を行使できるよう支援すること。成年後見制度や福祉サービスの利用援助、虐待防止の取り組みなどが含まれます。安心して生活できる社会の実現を目指す重要な活動です。

更生保護

犯罪や非行をした人が社会に適応し、再び社会の一員として生活できるよう支援する制度や活動。保護観察や仮釈放中の生活指導、社会復帰を支援する施設の提供などが含まれます。地域社会の協力を得ながら、再犯防止や社会の安全を目的として行われます。

更生保護女性会

更生保護ボランティアの一つで、女性としての立場から地域の犯罪・非行の予防活動としての更生保護施設へのサポート活動、子育て支援など幅広い活動を行っています。

こどもすこやかセンター

児童福祉法の改正により、市町村において、子ども・子育て世帯・妊産婦に包括的支援を行う「こども家庭センター」を設置することができるようになりました。島本町では、令和7年1月から、ふれあいセンター内に新たに「こども家庭課」（児童福祉機能）を設置し、従前からの「すこやか推進課」（母子保健機能）と合わせて、2つの課を「こどもすこやかセンター」と称し、連携して妊産婦・子ども・子育て世帯への相談や支援を行います。

こども110番の家

不審者から逃れるために駆け込んできた子どもたちの安全を確保する家・商店のことです。「こども110番の家」運動に協力している家・商店等には、よく見える所（入口等）に「こども110番の家」と書いてある黄色地の旗等を設置しています。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域に基盤を置いた、住民に身近な福祉の総合相談員のことです。年齢や障害の有無に関わらず、社会的な課題を抱えるすべての地域住民を対象とし、地域住民や関係機関と連携・協力しながら支援を行います。島本町では、町からの委託により社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。

さ行

自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数のことです。人口が異なる自治体間や国同士の自殺者数を比較する際に用いられます。

児童扶養手当

ひとり親家庭等の自立支援のため、ひとり親家庭等で児童を養育している母、父、または父母に代わって児童を養育している者に対して支給される手当のこと。

社会を明るくする運動（社明運動）

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築こうとする、法務省主唱の全国的な運動です。毎年7月の強調月間には、高槻地区（島本町・高槻市）でも、街頭啓発、講演会などの啓発行事が行われます。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人のこと。島本町社会福祉協議会は、島本町ふれあいセンター1階に事務局があります。

小地域ネットワーク

地区福祉委員会を基盤に、小地域（概ね小学校区）を単位として、地域の関係機関や団体が連携して、援助が必要な障害者や高齢者等一人ひとりを対象に支援を行う、支え合い・助け合い活動のことです。

シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織のことです。原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた法人で、それぞれが独立した運営をしています。

スクールカウンセラー（SC）

教育現場において心理相談業務全般に関わる専門職のことです。児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケア等に取り組んでいます。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のことです。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づく制度で、福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、就労準備支援事業、居住支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関する事業を包括的に実施する制度のことです。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない人の権利や財産等を守るため、本人・親族等の申立てにより、財産管理や契約等の法律行為を代理、補助する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任する制度です。なお、親族のいない対象者等の場合は、必要に応じて市町村長が申立てを行います。

*法人後見

社会福祉法人やNPO等の法人が成年後見人等になり、個人が後見人になった場合と同様に、判断能力が十分でない人の支援を行うことをいいます。

*市民後見人

親族や弁護士等の専門職以外の、一般市民による後見人のこと。地域住民等で活動を希望する人が研修等を受けた上で、後見人としての活動を行います。

た行

ダブルケア

子育てと親の介護を同時に行う状況のこと。時間的・経済的な負担が重くなるため、家庭内での役割分担や外部からの支援が重要となります。

地域包括ケアシステム

障害者や高齢者など、全ての地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護・福祉サービスなどの生活支援サービスが日常生活の場で包括的・継続的に提供できるような地域での体制のことです。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等のさまざまな支援を行う機関のこと。

地区福祉委員

社会福祉協議会の内部組織で、基本的には小学校区ごとに組織されている地区福祉委員会の委員のことです。地域の支えあいのための活動を展開する中心的役割を担っています。

中核機関

成年後見制度の利用促進を図るため、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となる機関または体制のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等、親密な関係にある、またはあった者からの暴力のことです。

な行

日常生活自立支援事業（みまもーる）

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らし続けられるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援などを行うサービスです。島本町では、社会福祉協議会が「みまもーる」の愛称で実施しています。

認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けた、認知症を正しく理解し、認知症の人やそのご家族を自分のできる範囲で暖かく見守り支えていく人のこと。島本町では、小学生を対象にした「キッズサポーター」の養成講座も行っています。

は行

8050問題（はちまるごーまるもんだい）

高齢の親がひきこもり等の子を長期間にわたり養い続けることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代の親と50代の子という意味で、「8050問題」と呼ばれる。

バリアフリー

障害者・高齢者等が行動・生活するうえでバリア（障壁）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁のほか、社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁を除去する意味でも使われます。

BBS会（ビー・ビー・エス）

BBSは「Big Brothers and Sisters Movement」の略。更生保護ボランティアの一つで、様々な生きづらさを抱える少年たちと、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティア団体です。

フードドライブ

家庭や企業で余った食品を集め、必要としている人や団体に届ける活動。食品ロスを減らすとともに、生活困窮者への支援として注目されています。

保護司（保護司会）

保護司は、法務大臣から委嘱された、地域で更生保護の活動を担う民間のボランティアで、刑務所や少年院から出て、または裁判などで保護観察を受けることになった人の立ち直りを助けるとともに、生活・精神面の相談にのったり、就職等、様々な支援活動に取り組むことにより、地域の安全・安心に努めています。島本町内の保護司は、高槻地区保護司会に所属しており、高槻地区（高槻市・島本町）では約70人の保護司が活動しています。

母子生活支援施設

DV被害など、さまざまな課題を抱えた18歳未満の子のいる母子家庭が入所し、母子の生活と自立を支援する施設のこと。退所した母子家庭についても相談その他の援助を行う。

母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当を受給しているひとり親の自立のため、ハローワーク等と連携し、母子・父子自立支援員が、個々の状況・ニーズに対応した就労支援のための計画のこと。

ボランティアセンター

ボランティアに援助を求める方とボランティアを始めたい方をつなぐ役割として、ボランティア活動に関する情報の提供や、調査、ボランティアの交流、施設・団体との連携、ボランティア講座の開催等を行っている機関のことです。

ま行

民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のことです。

や行

ヤングケアラー

18歳未満の子どもが、家族の介護や世話を日常的に担っている状況のこと。このような役割を担うことで、学業や友人関係に影響を受けたり、将来の進路に制約が生じることがあります。ヤングケアラーへの支援として、学校や地域での相談窓口の設置や、負担を軽減するための福祉サービスの提供が求められています。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方のことです。

ら行

隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした社会福祉施設のことです。島本町では、町立人権文化センターが隣保館に位置付けられています。

第 5 期 島本町地域福祉計画

- ▶自殺対策計画
- ▶ひとり親家庭等自立促進計画
- ▶再犯防止推進計画
- ▶成年後見制度利用促進計画 を含む

令和 7（2025）年 3 月

発行 島本町 （健康福祉部 福祉推進課）

郵便番号 ： 618-8570

住所 ： 大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号

電話 ： 075 - 961 - 5151

ファックス： 075 - 962 - 5652
